

河内長野市第3次総合計画

人・まち・緑  
夢くうかん

歴史と文化の生活創造都市

# 第6期実施計画

平成15年度～平成17年度



河内長野市シンボルキャラクター - モツクル

河内長野市

## 歴史と文化の生活創造都市をめざして

本市は、このほど、第3次総合計画の第6期実施計画を策定しましたので、その概要をお知らせします。

第3次総合計画は、平成8年度から17年度までの10か年計画であり、本市の行政運営指針とともに市民・企業の活動指針となる計画です。総合計画では、本市の将来像を「人・まち・緑 夢くうかん 歴史と文化の生活創造都市」と定め、自然環境を守り育てる「環境とふれあい共生する都市づくり」と新たな生活文化や多様な都市機能が育つ「自立性の高いまちづくり」を基本理念としています。

実施計画は、総合計画の施策を具体化するための事業計画であり、第6期は平成15年度から17年度までの3か年計画です。総合計画の6つのまちづくり目標に実現方策の項目を加えた7つの柱にそって事業計画をまとめています。

長引く景気の低迷は、地方財政に深刻な影響を及ぼしています。本市においても、税収や地方交付税交付金が減少するなど、歳入が悪化する一途にあり、一方で、新規施設の管理運営費・扶助費・公債費などの義務的経費の増加も必至の状況にあります。このような中、実施計画充当可能財源はさらなる減少を続けております。

以上の状況をふまえ、時代背景をにらみ、特に、IT化の推進、安心安全対策、少子高齢社会への対応、循環型社会への対応、教育環境の整備を重点項目として、事業の選択を行い、第6期実施計画を策定いたしました。

平成15年6月

河内長野市長 橋上 義孝

## 序説

1

## 第1章

時代を拓く<sup>ひら</sup>

新たな時代潮流への対応

1	ライフスタイルの多様化	3
2	長寿社会	3
3	高度情報化	3
4	国際化	4
5	地球環境保全	5
6	男女共同参画社会の創出	6
7	文化の時代	8
8	都市機能の高度化	8

## 第2章

街を創る<sup>つく</sup>

都市基盤整備の推進

1	交通体系	9
2	道路	11
3	市街地整備	17
4	公園・緑地	20
5	上水	23
6	下水	25

## 第3章

環境を守る<sup>まも</sup>

生活環境の整備

1	都市景観	29
2	住宅	30
3	自然環境	31
4	環境保全	32
5	廃棄物処理	35
6	斎場・墓地	39
7	交通安全	40
8	防犯	42
9	消防・救急・防災	43
10	治山・治水	49

## 第4章 共に生きる

豊かな市民生活の創造

1	人権・平和	50
2	コミュニティ	52
3	消費生活	53
4	総合的な福祉の推進	54
5	健康	56
6	高齢者福祉	68
7	障害者福祉	77
8	児童福祉・ひとり親家庭福祉	84
9	保険・年金・低所得者福祉	91

## 第5章 活力を産む

産業・経済の活性化

1	商業・サービス業	93
2	工業	96
3	農業	97
4	林業	102
5	観光・レクリエーション	104
6	勤労者	105

## 第6章 人を育む

生涯学習の振興

1	生涯学習	107
2	市民文化	115
3	市民スポーツ	120
4	学校教育	123
5	青少年	139

## 第7章 計画実現の方策

1	市民参加	142
2	公共と民間のパートナーシップ	145
3	行財政運営	145

# 序 説

## 1．第6期実施計画の意義

第6期実施計画は、第3次総合計画における基本構想および基本計画を具体的に実行するための計画であり、市政運営全般の指針となるものです。

## 2．第6期実施計画の期間

計画の期間は、ハード事業については、平成15年度から17年度までの3か年とし、ソフト事業については、平成15年度を中心とします。

## 3．財 政 計 画

第6期実施計画のうち実施計画の財源計画は「実施計画事業費総括表」のとおりです。3か年の一般財源不足については財政調整基金などの有効活用をはかります。

## 4．編 集 方 針

第3次総合計画の6つのまちづくりの目標に実現方策の項目を加えた7つの柱ごとに整理しました。

行政評価システムの導入や事業別予算の導入にむけ、今回の第6期実施計画から「事業（業務）」、「細事業（細業務）」に分類して掲載しました。

第1章「時代を拓く」については、第2章以下の施策体系に該当する事業は、「後掲（印で示す）」として、第1章には掲載していません。

また、第7章「計画実現の方策」についても、第2章から第6章までの施策体系に該当する事業は、「前掲（印で示す）」として、第7章には掲載していません。

# 実施計画事業費総括表

(単位：百万円)

一 般 財 源 の 状 況							
区分	年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	一 般 財 源 総 額		23,036		23,717	23,779	
	実 施 計 画 充 当 可 能 財 源		899		207	128	
計 画 別 事 業 費 の 状 況 (ハ - ド 事 業)							
区分	年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		事 業 費	うち 一般財源	事 業 費	うち 一般財源	事 業 費	うち 一般財源
	第2章 街 を 創 る	8,270	915	14,005	1,317	5,157	1,106
	第3章 環 境 を 守 る	2,214	556	1,408	297	1,644	388
	第4章 共 に 生 き る	317	91	12	12	0	0
	第5章 活 力 を 産 む	333	70	329	64	325	75
	第6章 人 を 育 む	1,446	493	1,111	345	372	134
	第7章 計 画 実 現 の 方 策	0	0	0	0	0	0
	計	12,580	2,125	16,865	2,035	7,498	1,703

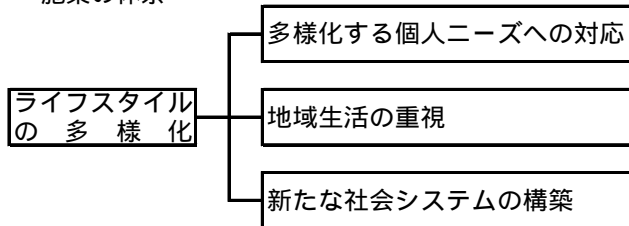
# 第 1 章

## 時代を拓く 新たな時代潮流への対応

ライフスタイルの多様化をはじめ、長寿社会、高度情報化、国際化に対応したシステムづくりや地球環境保全を視野に入れたまちづくり、男女共同参画が可能な環境づくりをすすめます。さらに、文化の香り高い、魅力あるまちづくりをめざすとともに、多様な機能を集積し自立性の高い都市への展開をはかります。

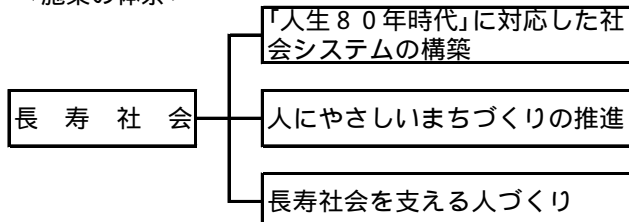
### 1 ライフスタイルの多様化

< 施策の体系 >



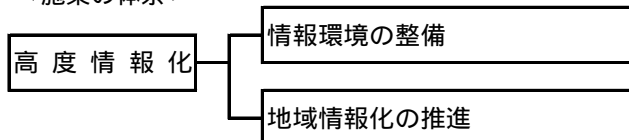
### 2 長寿社会

< 施策の体系 >



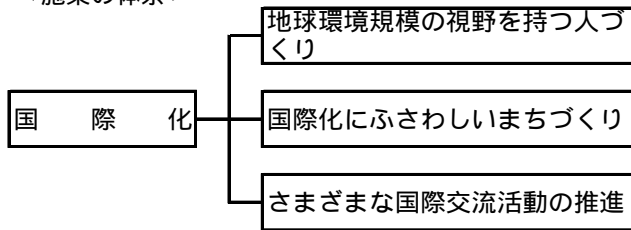
### 3 高度情報化

< 施策の体系 >



## 4 国際化

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名 国際交流事業

細事業名 国際化推進事業

〔事業概要〕

市内教育機関・官公署その他の団体への国際交流員の派遣や、翻訳・通訳・コーディネート業務への国際交流員の活用、在住外国人向けのホームページ・各種ガイド等の作成を行う。

〔事業目的〕

国際化の潮流が加速する現状において、外国籍の市民が良好な市民生活を送ることができるとともに、日本国籍の市民も今後の国際化社会に柔軟に順応できることを目指す。

〔事業計画〕

- ・国際交流情報コーナーの設置
- ・国際的事業への参画(JET交流員の招へい)
- ・市窓口対応の説明文翻訳事業
- ・国際交流窓口の対応
- ・河内長野市国際交流基金の運用
- ・英文表記統一化事業
- ・外国人向け情報誌の発行
- ・市職員向けの外国語講座実施

担当部 市民文化部

担当課 生涯学習推進室

細事業名 国際交流協会支援事業

〔事業概要〕

河内長野市国際交流協会へ財政的・人的・技術的・その他必要な支援を行う。

〔事業目的〕

市民の自主的な運営による国際交流協会の活動などに対して必要な支援を行うことで、市民による国際交流の推進に寄与する。

〔事業計画〕

- ・河内長野市国際交流協会への補助金交付による財政的支援
- ・河内長野市国際交流協会の実施する事業に職員を派遣するなどの人的支援
- ・河内長野市国際交流協会へ国際交流員などが行う技術的支援
- ・河内長野市国際交流協会の活動拠点を提供することによる支援

担当部 市民文化部

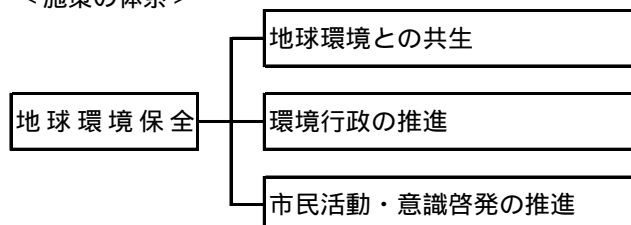
担当課 生涯学習推進室



<b>細事業名</b> 国際交流事業	
<p>〔事業概要〕 海外からの訪問者の接遇や、海外との連絡調整、市民や外国人に対しての情報提供及び調査や相談を行う。</p> <p>〔事業目的〕 国際儀礼にのっとった接遇を行うことなどによって、海外との良好な関係を築き、河内長野市のイメージアップを図るとともに、外国人や市民に対して情報提供・相談を実施することで円滑な国際交流に寄与する。</p> <p>〔事業計画〕 ・表敬訪問などの接遇 ・見学等の受け入れ ・情報の提供</p>	
担当部	市民文化部
担当課	生涯学習推進室
<b>細事業名</b> 姉妹都市との交流促進事業	
<p>〔事業概要〕 カメル市からの訪問者受け入れや河内長野市からの訪問者派遣、その他の交流事業を行う。</p> <p>〔事業目的〕 河内長野市の姉妹都市である、アメリカ合衆国カメル市との姉妹都市交流をさらに促進することや、相互の理解や国際理解の促進を図ることで、両市の友好関係の強化や、市民の一層の国際意識の向上を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・河内長野市国際交流協会への財政援助による市民主体の交流 ・行政主体による交流 ・インターネット等を活用した情報交換</p>	
担当部	市民文化部
担当課	生涯学習推進室

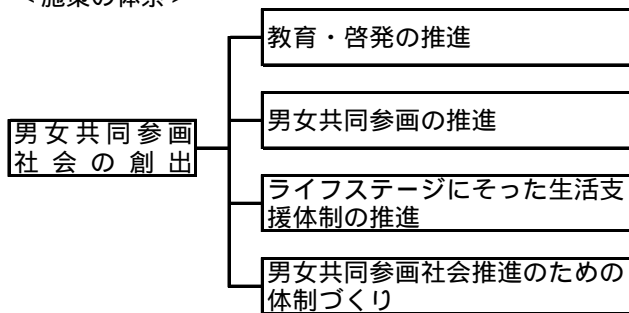
## 5 地球環境保全

< 施策の体系 >



## 6 男女共同参画社会の創出

< 施策の体系 >



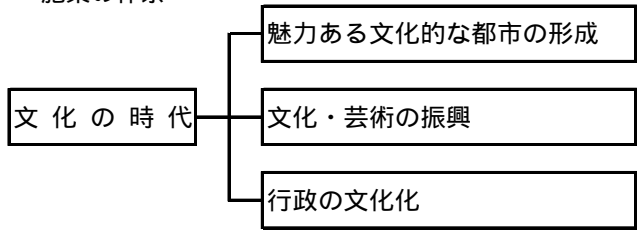
< 実施計画 >

事業名	男女共同参画推進事業		
細事業名	男女共同参画情報提供事業		
(事業概要)	男女共同参画に関する各種ポスター・チラシ・パンフレットの配布を行う。 生涯学習情報提供システムにより人材・団体・教材・学習情報の収集・提供を行う。 生涯学習情報誌による男女共同参画関連情報の提供を行う。		
(事業目的)	男女共同参画に関する情報を広く市民に周知する。		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画センター、市役所、情報センター、公民館などへの各種パンフレット等の設置</li> <li>生涯学習情報提供システムによる人材・団体・教材・学習情報の収集・提供</li> <li>生涯学習情報誌による男女共同参画関連情報の提供</li> </ul>		
担当部	市民文化部	担当課	生涯学習推進室
細事業名	男女共同参画推進研修・講座事業		
(事業概要)	男女共同参画に関する職員研修及び市民向け講座を実施する。		
(事業目的)	市職員及び市民に男女共同参画に関する知識と理解を深める学習機会を提供する。		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修会の開催</li> <li>男女共同参画推進講座の開催</li> </ul>		
担当部	市民文化部	担当課	生涯学習推進室
細事業名	男女共同参画推進事業「おんなとおこのワイワイあごら」		
(事業概要)	男女共同参画社会の推進に関する講演会や分科会などの啓発事業をかわちながの男女共同参画市民実行委員会に委託し開催する。		
(事業目的)	男女共同参画について広く市民の理解を深める学習機会を提供する。		
(事業計画)	男女共同参画推進事業「おんなとおこのワイワイあごら」の開催、啓発事業の実施		
担当部	市民文化部	担当課	生涯学習推進室

<b>細事業名</b> 男女共同参画活動支援事業	
<p>(事業概要) 男女共同参画に関する学習活動を行う個人やグループへの学習活動費等の助成を行う。市民や学習グループ間の交流や情報交換の場を提供する。</p> <p>(事業目的) 男女共同参画に関する個人やグループの自主学習の促進 男女共同参画に関するグループのネットワーク化の促進 男女共同参画に関する意識の高揚と地域リーダーの育成</p> <p>(事業計画) ・男女共同参画学習活動助成 ・男女共同参画に関する交流会等の開催</p>	
<b>担当部</b> 市民文化部	<b>担当課</b> 生涯学習推進室
<b>細事業名</b> (仮称)男女共同参画条例制定事業	
<p>(事業概要) 男女共同参画施策の総合的・計画的な推進のための基盤となる男女共同参画条例の制定について検討を行う。</p> <p>(事業目的) 市・市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画推進に関する施策について必要な事項を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p> <p>(事業計画) ・女性問題市民懇談会において、国・府や各市町村の状況、他市条例の内容把握や本市の現状など、条例検討にあたって必要な調査・研究を行う。</p>	
<b>担当部</b> 市民文化部	<b>担当課</b> 生涯学習推進室
<b>事業名</b> 女性プラン推進事業	
<b>細事業名</b> 女性プラン推進事業	
<p>(事業概要) 女性政策推進本部をはじめとする庁内組織及び女性問題市民懇談会の運営を行う。かわちながの女性プランの推進を図る。</p> <p>(事業目的) 女性プランに基づく男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p> <p>(事業計画) ・女性政策推進本部をはじめとする庁内組織及び女性問題市民懇談会の運営 ・かわちながの女性プランの推進 ・施策の推進や審議会委員への女性登用の促進</p>	
<b>担当部</b> 市民文化部	<b>担当課</b> 生涯学習推進室
<b>事業名</b> 女性のための支援事業	
<b>細事業名</b> 女性のための相談事業	
<p>(事業概要) 女性の自立を支える面接相談を女性問題解決の視点をもつ女性カウンセラーに委託し実施する。</p> <p>(事業目的) 女性が自らの安全と生活を守りながら自尊意識をもって自立できるよう支援する。</p> <p>(事業計画) ・女性問題解決の視点をもつカウンセラーによる面接相談の実施</p>	
<b>担当部</b> 市民文化部	<b>担当課</b> 生涯学習推進室

## 7 文化の時代

< 施策の体系 >

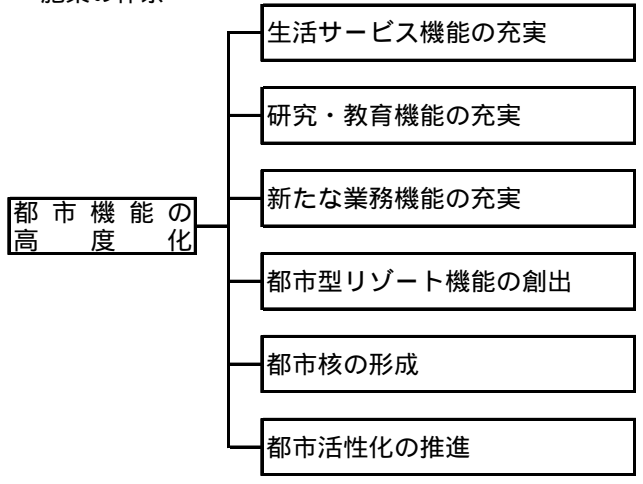


< 実施計画 >

事業名		広報事業	
細事業名		シンボルキャラクター事業	
〔事業概要〕 市の印刷物や市民が作るチラシなどに活用 シンボルキャラクターの利用を促進するとともに適切な使用を図る。			
〔事業目的〕 市への愛着や誇りをはぐくみ、個性あるまちづくりを創造させるとともに、市のイメージを内外に伝える。			
〔事業計画〕 ・市や各種団体で発行する印刷物や公共施設・看板類などへの「モックル」活用の推進			
担当部	企画総務部	担当課	広報広聴課

## 8 都市機能の高度化

< 施策の体系 >



## 第 2 章

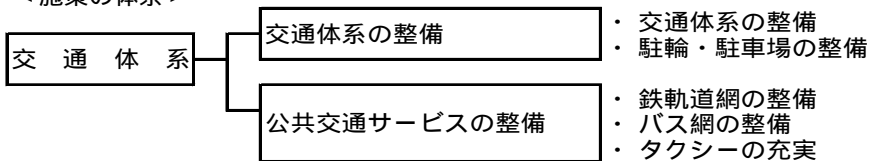
# 街を創る 都市基盤整備の推進

すべての人びとが不自由なく暮らせる社会をめざすノーマライゼーション理念に配慮した魅力ある都市基盤整備をはかります。また、地域性を生かし、人や環境にやさしい施設の整備をすすめます。

さらに、市民が主体となってまちづくりに参加し創意が生かせるような施策づくりをはかり、安全で快適なまちづくりをすすめます。

### 1 交通体系

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名 交通対策(バス)事業

細事業名 バス停留所補助金交付事業

〔事業概要〕

バス事業者によるバス停留所への上屋設置および改修に対して補助金を交付する。  
一箇所当りの補助金は所要経費の2分の1以内、ただし、最高限度額500千円

〔事業目的〕

公共交通機関としての路線バスの利用環境の向上を図り、バス停留所の利便性を高める。

〔事業計画〕

・上屋設置が可能な道路構造で、利用度が高く、設置要望が多いバス停において、バス事業者からの申請に基づき毎年1箇所程度実施

担当部 都市建設部

担当課 道路管理交通課

細事業名 バス路線維持費補助事業

〔事業概要〕

輸送人員の減少などにより、運行の維持が困難となっている一般乗合バス路線(岩湧線)の存続のため、バス事業者との協定により補助金を交付する。

〔事業目的〕

公共交通機関としての一般乗合バス路線を確保する。

〔事業計画〕

・岩湧線の路線維持のため、協定により補助金を交付する。

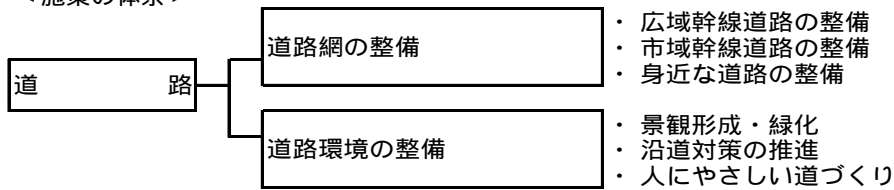
担当部 都市建設部

担当課 道路管理交通課

<b>細事業名</b> モックルコミュニティバス運行事業	
<p>〔事業概要〕  バス事業者との協定により、負担金を交付し、美加の台駅前から市役所などの公共施設や医療機関を連絡し、国立病院までの一般乗合バス路線を運行する。</p> <p>〔事業目的〕  既存バス路線との連絡を図りバス路線網を充実することにより、バス利用の利便性の向上、および、主要公共施設等へのアクセス性を高める。</p> <p>〔事業計画〕  ・モックル・コミュニティバスの運行  経路…国立病院～市役所～美加の台駅前  系統キロ…9.5km  運行回数…美加の台駅前発8便、国立病院発8便  運行日数…12月30日から1月4日を除く毎日</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路管理交通課
<b>細事業名</b> 日野・滝畑コミュニティバス運行事業	
<p>〔事業概要〕  バス事業者との協定により、負担金を交付し日野・滝畑地区へのバス路線を運行する。</p> <p>〔事業目的〕  日野・滝畑地区の公共交通機関としてバス路線を確保する。</p> <p>〔事業計画〕  ・日野・滝畑コミュニティバスの運行  経路…河内長野駅～高向～日野～滝畑  系統キロ…13.5km  運行回数…河内長野駅前発10便、滝畑ダム発11便  運行日数…毎日</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路管理交通課
<b>細事業名</b> 日野・滝畑コミュニティバス運行改善事業	
<p>〔事業概要〕  現在の貸切運行許可路線を一般乗合路線とするため、バス事業者との協定により、バス関連施設及び設備の改修等に要する経費を負担する。</p> <p>〔事業目的〕  現在の運行許可では利用できなかったバス停の利用を図るなど、利便性の向上を図る。</p> <p>〔事業計画〕  ・一部経路の変更やバス停の新設などを行い、重複運行するバス路線との整合を図りながら一般乗合路線化を図る。</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路管理交通課

## 2 道路

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名	法定外公共物譲受事業		
細事業名	法定外公共物特定事業		
(事業概要)	国有財産である法定外公共物のうち、財産譲与を受ける里道、水路等の特定作業を実施する。		
(事業目的)	地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)に基づき、里道、水路等の法定外公共物の財産譲与を受けるため。		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局備付地図ごとに特定作業を実施</li> <li>・譲与申請図書の作成</li> </ul>		
担当部	都市建設部	担当課	道路管理交通課
事業名	道路管理業務改善事業		
細事業名	アドプロードの推進事業( )		
(事業概要)	市が管理する道路の一定区間で歩道や植樹帯などにおいて、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃等のボランティア活動を行うことを支援する。		
(事業目的)	住民参加により道路環境美化及び美化意識の向上を図る。		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度ごと、2箇所の成立を目指す。</li> </ul>		
担当部	都市建設部	担当課	道路管理交通課
事業名	街路新設改良事業		
細事業名	千代田駅前鳴尾線整備事業		
(事業概要)	道路新設 L = 350m W = 12m 駅前広場整備 A = 1,500㎡		
(事業目的)	千代田駅東側の道路交通網整備の一環として、駅周辺交通の円滑化を図る。 駅前広場を整備し、公共交通の有効利用と高齢者や身体障害者の移動円滑化も含め交通結節点の改善を図る。		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界確定業務、用地先行取得、事業認可設計</li> </ul>		
担当部	都市建設部	担当課	道路建設課

<b>事業名</b> 道路新設改良事業	
<b>細事業名</b> 河合寺竜泉寺線整備事業	
<p>(事業概要) 道路新設改良 L = 730m W = 9.25m 交差点改良</p> <p>(事業目的) 地域連携の強化等による公共、公益施設の共同利用、観光圏など周遊性の向上(富田林市との一体事業) 地域住民の利便性の向上、地域の活性化 緊急自動車の通行や避難路などの災害時の空間の確保</p> <p>(事業計画) ・土質調査、構造物設計、用地取得、埋蔵文化財調査、バイパス工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課
<b>細事業名</b> 松ヶ丘小山田広野線整備事業	
<p>(事業概要) 道路拡幅および都市計画道路整備 都市計画道路千代田広野線整備(第1期) L = 150m W = 16m 市道松ヶ丘小山田広野線拡幅整備(第2期) L = 950m W = 9m</p> <p>(事業目的) 地域住民の利便性の向上と通学路の安全確保を行う。特に狭隘な国道170号線接続部の住宅連担区間については、バイパス的に都市計画道路千代田広野線を整備する。</p> <p>(事業計画) ・(第1期)用地取得、埋蔵文化財調査、道路新設工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課
<b>細事業名</b> 日野加賀田線整備事業(衛生処理場整備関連)	
<p>(事業概要) 道路拡幅 L=1,120m W=6.5m 交差点改良</p> <p>(事業目的) 歩行者の安全と地域住民の生活の利便性の向上</p> <p>(事業計画) ・用地取得、道路拡幅工事、交差点改良工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課
<b>細事業名</b> 岩瀬線整備事業	
<p>(事業概要) 道路拡幅 L=380m W=6.5m</p> <p>(事業目的) 国道371号バイパスへのアクセス道路としての整備 歩行者、車両の通行の安全確保、利便性の向上 緊急自動車の通行や避難路などの災害時の空間の確保</p> <p>(事業計画) ・用地取得、埋蔵文化財調査、道路拡幅工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課



<b>細事業名</b> 天野滝畑線整備事業	
<p>(事業概要) 登板車線整備 W=11.75m (1工区)L=400m (2工区)L=780m</p> <p>(事業目的) ゴミ収集運搬車の増加による交通渋滞の解消を図る。</p> <p>(事業計画) ・(1工区)用地取得、埋蔵文化財調査、道路整備工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課
<b>細事業名</b> 唐久谷線整備事業	
<p>(事業概要) 道路拡幅 L=1,300m W=6.5m</p> <p>(事業目的) 歩行者、車輛の通行の安全確保、利便性の向上</p> <p>(事業計画) ・(3工区)道路詳細設計、(1工区・2工区・3工区)用地取得、道路拡幅工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課
<b>細事業名</b> 町井高木線整備事業	
<p>(事業概要) 道路拡幅 L=220m 側溝改良</p> <p>(事業目的) 歩行者、車輛の通行の安全確保、利便性の向上</p> <p>(事業計画) ・側溝グレーチング設置工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課
<b>細事業名</b> 日野加賀田線整備事業(第2清掃工場整備関連)	
<p>(事業概要) 道路拡幅、歩道設置 L=230m W=9.0m 交差点改良</p> <p>(事業目的) 歩道のない区間の道路拡幅、歩道の設置と、府道との鋭角交差点の改良を行うことで、通行の安全確保を行い、交通環境を改善する。</p> <p>(事業計画) ・用地測量、道路詳細設計</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課
<b>細事業名</b> 下里大野線整備事業	
<p>(事業概要) 道路線形改良 L=60m</p> <p>(事業目的) 歩行者、車輛の通行の安全確保</p> <p>(事業計画) ・道路改良工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課

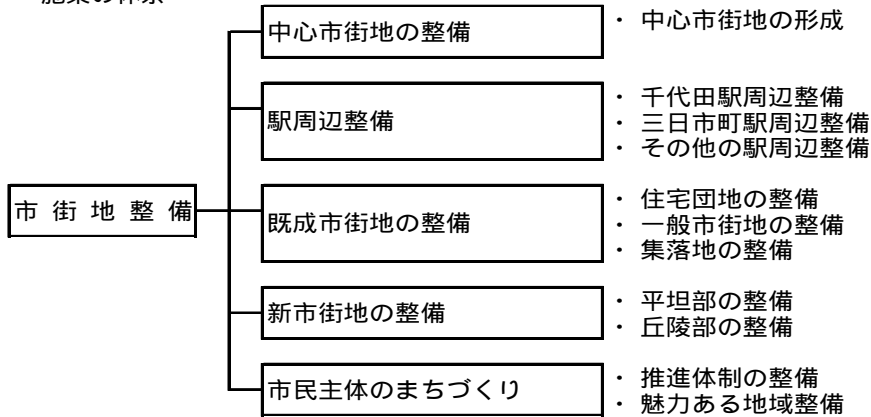
<b>細事業名</b> 三日市高向線整備事業	
<p>(事業概要) 道路拡幅 L=300m W=6.5m ~ 9.0m (曲線部の拡幅)</p> <p>(事業目的) 歩行者、車輛の通行の安全確保</p> <p>(事業計画) ・用地取得、道路拡幅工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課
<b>細事業名</b> 大屋船線整備事業	
<p>(事業概要) 道路拡幅(一部区間新設) L=250m W=5.0m</p> <p>(事業目的) 歩行者、車輛の通行の安全確保、利便性の向上、緊急自動車の通行や避難路など災害時の空間の確保</p> <p>(事業計画) ・用地取得、埋蔵文化財調査、道路拡幅工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課
<b>細事業名</b> 錦町長野線整備事業	
<p>(事業概要) 道路拡幅、歩道設置 L=220m W=7.5m</p> <p>(事業目的) 住宅開発に伴い交通量が急増しているため、道路拡幅を行い交通の円滑化を図る。また、通学路でもあり、歩行者の安全を確保するため歩道を設置する。 歩行者、車輛の通行の安全確保</p> <p>(事業計画) ・地権整理業務、用地先行取得</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課
<b>細事業名</b> 三日市1号線整備事業	
<p>(事業概要) 道路拡幅 L=150m</p> <p>(事業目的) 歩行者、車輛の通行の安全確保、車輛の円滑走行</p> <p>(事業計画) ・用地測量、道路詳細設計、用地先行取得</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課
<b>細事業名</b> (仮称)平藪線整備事業	
<p>(事業概要) 道路拡幅 L=1,200m W=5.4m</p> <p>(事業目的) 車輛、歩行者の通行の安全確保、地域の利便性の向上、国道480号(和歌山県)へのアクセス機能の強化、車輛交通の円滑化</p> <p>(事業計画) ・市道認定、(一部区間)埋蔵文化財調査、(一部区間)道路拡幅工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課

<b>細事業名</b> 木戸鳴尾線整備事業	
(事業概要) 道路拡幅 L=93m W=11.4m 道路新設 L=242m W=11.0m  (事業目的) 車輛、歩行者の通行の安全確保 千代田駅東側の交通網の整備、市道貴望ヶ丘病院住宅線の渋滞緩和  (事業計画) ・用地取得、埋蔵文化財調査、拡幅工事	
担当部	都市建設部
担当課	道路建設課
<b>細事業名</b> 貴望ヶ丘小山田線整備事業	
(事業概要) 道路拡幅 L = 200m W = 12.5m  (事業目的) 大阪府が施工する府道大野天野線整備や市の消防防災拠点施設計画と整合を図り、その周辺の交通の安全確保を図る。  (事業計画) ・用地取得、埋蔵文化財調査、道路拡幅工事	
担当部	都市建設部
担当課	道路建設課
<b>細事業名</b> その他市道整備事業	
(事業概要) 市道松ヶ丘中1号線道路改良工事  (事業目的) 側溝の改良を行い、良好な排水機能を確保するとともに、グレーチング蓋をかけることにより有効な道路幅員を確保する。  (事業計画) ・側溝改良、グレーチング蓋設置	
担当部	都市建設部
担当課	道路建設課
<b>事業名</b>	橋梁整備事業
<b>細事業名</b> 橋梁整備事業	
(事業概要) 橋梁補修補強 大屋船橋、錦水橋  (事業目的) 震災時における避難通路の確保  (事業計画) ・橋梁調査点検業務、補強補修設計	
担当部	都市建設部
担当課	道路建設課
<b>細事業名</b> 第2楠東橋整備事業	
(事業概要) L=18.4m W=4.0m 橋台2基  (事業目的) 震災時における交通機関の安全確保 歩行者の安全と円滑な通行確保  (事業計画) ・用地取得、架替工事	
担当部	都市建設部
担当課	道路建設課

<b>事業名</b> 生活道路整備事業	
<b>細事業名</b> 生活道路整備事業	
<p>(事業概要) 市民要望による市道以外の道路整備</p> <p>(事業目的) 身近な道路基盤の整備</p> <p>(事業計画) ・実施設計 ・舗装工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課
<b>事業名</b> 道路維持事業	
<b>細事業名</b> 道路維持事業	
<p>(事業概要) 市道の維持補修 側溝改修 路肩改修</p> <p>(事業目的) 通行環境の維持</p> <p>(事業計画) ・実施設計 ・側溝改修 ・路肩改修</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課
<b>細事業名</b> 道路舗装事業	
<p>(事業概要) 市道の維持補修 道路舗装工事</p> <p>(事業目的) 通行環境の維持</p> <p>(事業計画) ・実施設計 ・道路舗装工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課

### 3 市街地整備

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

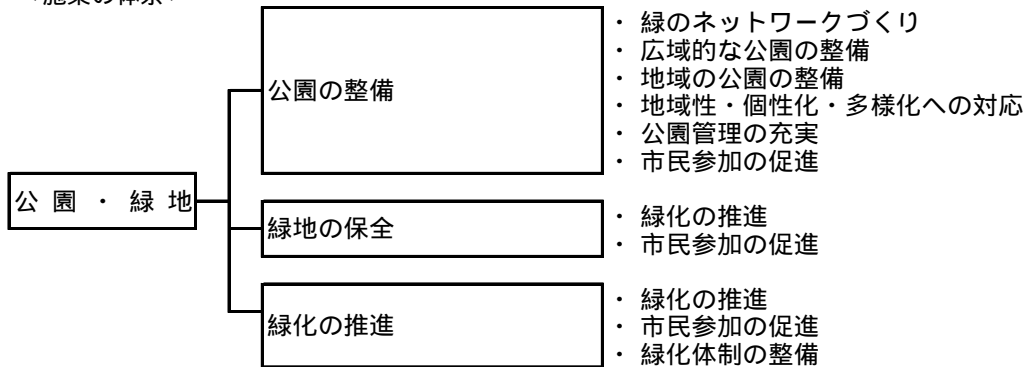
事業名	中心市街地活性化推進事業		
細事業名	中心市街地活性化推進事業( )		
(事業概要)	中心市街地の活性化支援 まちづくり機関への助成 基本計画策定 TMO設立		
(事業目的)	本市の「顔」としてふさわしい商業(産業)、文化、福祉、居住、生活サービス、交流などの都市機能の集積を図り、中心市街地としての活性化を図る。		
(事業計画)	・まちづくり組織「にぎわい河内長野21」との協働 ・実現可能な活性化支援策の研究実施		
担当部	都市建設部	担当課	都市計画推進室
事業名	建築協定推進事業		
細事業名	建築協定推進事業		
(事業概要)	まちなみ通信の配付など建築協定制度の普及啓発 建築協定を締結しようとする自治会等への情報提供、活動支援 建築協定認可申請の経由事務 建築協定連絡協議会の開催及び各建築協定運営委員会との連絡調整		
(事業目的)	良好な住環境を維持増進するため建築協定の活用を推進するなど、地域特性を活かした住民の手によるまちづくりを誘導する。		
(事業計画)	・まちなみ通信配付(年2回) ・更新手続き準備中の自治会等への支援 ・建築協定連絡協議会の開催(年1回)		
担当部	都市建設部	担当課	都市計画推進室

<b>事業名</b>	<b>三日市町駅前市街地再開発事業</b>
<b>細事業名</b>	<b>三日市町駅前市街地再開発事業( )</b>
(事業概要)	<p>三日市町駅前西地区第2種市街地再開発事業:約1.6ha</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の整備</li> <li>駅前交通広場(面積約4,560m<sup>2</sup>)</li> <li>三日市駅前線(W=16m、L=約149m)</li> <li>三日市東西線(W=13~16m、L=約210m)</li> <li>三日市1号線(W=6m、L=約18m)</li> <li>公共駐輪場(敷地面積約856m<sup>2</sup>、駐輪台数約1,080)</li> </ul>
(事業目的)	<p>駅前広場や駅へのアクセス道路といった公共施設整備により、駅利用の利便性の向上を図るとともに、商業施設・公益施設等の建築物の整備から生み出された土地の高度利用を図る。また、地区の歴史的資産である旧高野街道を活用した整備も併せて行い、市南部の拠点にふさわしいまちづくり「ふれあいと歴史・文化のまち」を目指す。</p>
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事、公共施設工事、空地整備、建築工事監理、駐輪場負担金 など</li> </ul>
<b>担当部</b>	<b>三日市町駅前再開発事務局</b>
<b>事業名</b>	<b>三日市町駅周辺整備事業</b>
<b>細事業名</b>	<b>三日市駅前線整備事業</b>
(事業概要)	<p>三日市町駅前西地区第2種市街地再開発事業区域外道路整備</p> <p>三日市駅前線(W=16m、L=約106m)</p> <p>(国道371号交差点改良含む)</p>
(事業目的)	<p>国道から駅へのアクセス道路の整備を行い、道路施設の改善と歩車分離により歩行者の安全を確保し、駅周辺の交通の円滑化を図る。</p>
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装工事</li> </ul>
<b>担当部</b>	<b>三日市町駅前再開発事務局</b>
<b>細事業名</b>	<b>三日市青葉台線整備事業</b>
(事業概要)	<p>三日市町駅前西地区第2種市街地再開発事業区域外道路整備</p> <p>三日市青葉台線(W=14m、L=約147m)</p>
(事業目的)	<p>駅の東西を結ぶ交通動線の整備を行い、駅周辺の交通の円滑化を図る。</p>
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路築造工事、用地取得、物件補償、埋蔵文化財調査</li> </ul>
<b>担当部</b>	<b>三日市町駅前再開発事務局</b>
<b>細事業名</b>	<b>三日市東西線整備事業</b>
(事業概要)	<p>三日市町駅前西地区第2種市街地再開発事業区域外道路整備</p> <p>三日市東西線(W=13~16m、L=約40m)</p> <p>橋梁工事(楠公通学橋架替)</p>
(事業目的)	<p>駅の東西を結ぶ交通動線の整備を行い、駅周辺の交通の円滑化を図る。</p>
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路築造工事、橋梁工事</li> </ul>
<b>担当部</b>	<b>三日市町駅前再開発事務局</b>

<b>細事業名</b>	<b>三日市町駅舎改良事業</b>
<p>(事業概要)          鉄道事業者である南海電鉄株が事業主体である。          &lt; 事業の負担割合は協定による &gt;          (駅舎改良)          エレベーター・障害者用トイレ・1階及び2階に改札口を設置</p> <p>(事業目的)          駅舎のバリアフリー化により、高齢者や身体障害者など駅を利用される方が安心して移動できる交通環境を確保する。</p> <p>(事業計画)          ・駅舎改良工事</p>	
<b>担当部</b>	<b>三日市町駅前再開発事務局</b>
<b>細事業名</b>	<b>自由通路等整備事業</b>
<p>(事業概要)          三日市町駅前西地区第2種市街地再開発事業の周辺整備事業          (歩行者の通路整備)自由通路(W=4m、L=24m)</p> <p>(事業目的)          駅の東西を結ぶ歩行者用の通路の整備を行い、歩行者の安全を確保する。</p> <p>(事業計画)          ・自由通路工事</p>	
<b>担当部</b>	<b>三日市町駅前再開発事務局</b>
<b>細事業名</b>	<b>周辺対策事業</b>
<p>(事業概要)          三日市町駅前西地区第2種市街地再開発事業関連事業          地元との協議に基づき整備する。</p> <p>(事業目的)          三日市町駅周辺は、市南部の都市核として歴史的な資源を生かした町並みの形成を図る。旧高野街道筋の歴史的景観に配慮した道路の整備等により、商業の活性化を行うと共に、駅周辺の住環境等の改善を図る。</p> <p>(事業計画)          ・旧高野街道の整備、周辺の道路整備、駅周辺の住環境の改善等のあり方についての協議を進める。          (例)照明灯施設工事、カラー舗装工事</p>	
<b>担当部</b>	<b>三日市町駅前再開発事務局</b>

## 4 公園・緑地

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

<b>事業名</b> 都市公園整備事業	
<b>細事業名</b> 公園改修事業	
〔事業概要〕 公園内施設の維持・補修を行う。	
〔事業目的〕 幼児から高齢者までのすべての市民が散策、鑑賞、運動及び憩いの場として、安全かつ安心して利用できるような環境を維持する。	
〔事業計画〕 ・ 烏帽子形公園(西南)ほか 防災、保安施設整備	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 農とみどりの整備課
<b>細事業名</b> 公園遊具等安全対策事業	
〔事業概要〕 都市公園の老朽化した遊具等の安全対策(点検、修理、更新)を実施する。	
〔事業目的〕 都市公園に設置された遊具施設の機能保全や安全性の確保	
〔事業計画〕 ・ 老朽化した遊具施設などのうち、危険性の高いものから順次改善する。	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 農とみどりの整備課
<b>細事業名</b> 都市公園便所改修事業( )	
〔事業概要〕 公共下水道の普及に併せて、公園内便所の水洗化および福祉のまちづくり条例に適合した施設づくりを計画的に実施する。(身障者用トイレ、スロープ、水飲み場の高さ等)	
〔事業目的〕 公園利用者が安全で快適に利用できる。	
〔事業計画〕 ・ 公共下水道の水洗化に併せて公園便所の水洗化及び福祉のまちづくり条例に基づく施設づくりを行う。	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 農とみどりの整備課

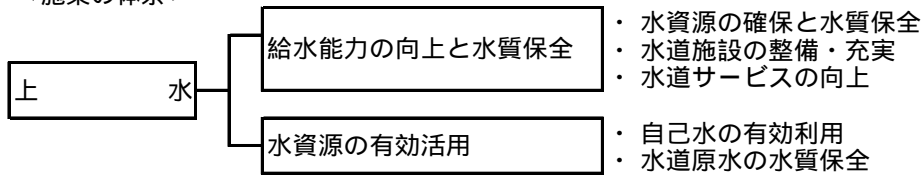


<b>細事業名</b> 鳴尾公園整備事業	
〔事業概要〕 計画面積0.4ha、緑化重点地区総合整備事業として国庫補助採択を受け、街区公園として整備する。	
〔事業目的〕 千代田地区(緑化重点地区)の核となる街区公園であり、コミュニケーションの場として、また一次避難地としての重要な役割を持つ公園として整備する。	
〔事業計画〕 ・敷地造成、施設整備、植栽、用地取得 など	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>事業名</b> 緑地整備事業	
<b>細事業名</b> 市街地緑地保全事業	
〔事業概要〕 緑の基本計画に基づき、小山田グリーンベルトの保全と活用を図る。	
〔事業目的〕 市街地における自然空間が減少している状況の中で、残された貴重な緑地の保全と活用を図る。	
〔事業計画〕 ・小山田グリーンベルト など	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>細事業名</b> 緑地改修事業	
〔事業概要〕 都市緑地の防災工事と保安施設の整備を実施する。	
〔事業目的〕 都市緑地の災害を未然に防ぎ、安全な利用と自然の保全を図る。	
〔事業計画〕 ・緑地防災工事、保安施設の設置	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>事業名</b> 緑化推進事業	
<b>細事業名</b> 緑化基金事業	
〔事業概要〕 グリーンバンク事業、ふれあい花壇整備事業、市街地里山保全活動支援	
〔事業目的〕 緑化基金を活用し、各種事業を通じて、緑化啓発や市民参画をはかり、花と緑あふれるまちづくりを推進する。	
〔事業計画〕 ・グリーンバンク事業、ふれあい花壇整備事業、市街地里山保全活動支援	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>細事業名</b> 緑化啓発事業	
〔事業概要〕 公園緑化協会に委託し、植木市、菊花展、山野草展、緑化教室の開催、落ち葉・剪定枝等の植物リサイクルによる堆肥づくり、啓発活動、緑の募金活動推進、公園・植物・緑化等に関する情報提供等の事業を行う。	
〔事業目的〕 公園緑化協会の活動(市民に対して緑化意識の向上を図る)。	
〔事業計画〕 ・植木市、菊花展、山野草展、緑化教室の開催、落ち葉・剪定枝等の植物リサイクルによる堆肥づくり、啓発活動、緑の募金活動推進、公園・植物・緑化等に関する情報提供等	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課

<b>細事業名</b> 公共施設緑化推進事業	
<p>(事業概要) 公共施設の植栽、花壇整備など</p> <p>(事業目的) 緑の基本計画に基づき、公共施設の緑化を計画的に推進する。</p> <p>(事業計画) ・植栽、花壇整備 など</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課

## 5 上水

< 施策の体系 >



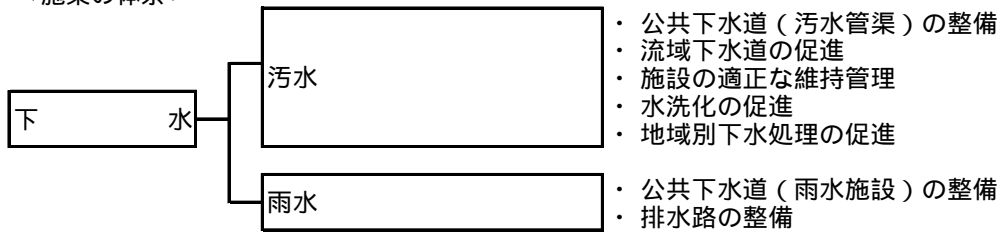
< 実施計画 >

<b>事業名</b>	水道水源保全推進事業	
<b>細事業名</b>	おいしい水づくり事業	
	<p>〔事業概要〕            パック水の配布を通じて、水の大切さや環境保全意識の高揚をPRするとともに、災害時の飲料水の確保を図る。</p> <p>〔事業目的〕            水道水源の水質を保全し、市民が求める安全でおいしい水の供給を図るとともに、災害時の飲料水の確保を図る。</p> <p>〔事業計画〕            ・パック水の製造</p>	
<b>担当部</b>	水道局	<b>担当課</b>
<b>事業名</b>	水道施設整備事業	
<b>細事業名</b>	配水施設等改良事業	
	<p>〔事業概要〕            経年配水管の布設替えや浄水施設などの改良を行う。</p> <p>〔事業目的〕            経年配水管等、計画的な浄配水施設の更新を進め、出水不良対策や有収率の向上を図るとともに、効率的な配水系統の確立や、浄水施設の安定稼働を図る。</p> <p>〔事業計画〕            ・配水管整備事業            ・浄水配水施設等改良事業            ・公共事業関連水道管移設事業</p>	
<b>担当部</b>	水道局	<b>担当課</b>
<b>細事業名</b>	水道施設第7次拡張事業	
	<p>〔事業概要〕            配水池の増設や送配水幹線の整備を行う。</p> <p>〔事業目的〕            渇水や地震などの災害に強い水道を構築し、安定給水の確保を図る。</p> <p>〔事業計画〕            ・日野加圧ポンプ場建設            ・新広野配水池建設</p>	
<b>担当部</b>	水道局	<b>担当課</b>

<b>事業名</b> 水道サービス向上事業	
<b>細事業名</b> 水道事業経営懇談会事業	
<p>(事業概要) 市水道事業経営について、外部委員で構成する経営懇談会から意見及び提言を拝聴する。</p> <p>(事業目的) 水道事業経営について、経営懇談会の意見を拝聴し、経営の健全化を図る。</p> <p>(事業計画) ・水道事業経営懇談会の設置</p>	
<b>担当部</b>	水道局
<b>担当課</b>	
<b>細事業名</b> 水道モニター事業	
<p>(事業概要) 市水道事業全般にわたって、意見及び提案などを組織的な方法で聴取することによって、ニーズ把握を行う。</p> <p>(事業目的) 水道モニターを通じて、迅速かつ的確なニーズを把握し、効率的な事業の運営を図る。</p> <p>(事業計画) ・水道モニター制度</p>	
<b>担当部</b>	水道局
<b>担当課</b>	
<b>事業名</b> 市民意識の高揚・啓発推進事業	
<b>細事業名</b> 市民意識の高揚・啓発の推進事業	
<p>(事業概要) 水道週間(毎年6月1日～7日)に合わせて、浄水場見学会などを実施し、市民の参加とパック水の配布などにより、水道事業に対する啓発を行う。</p> <p>(事業目的) 各種行事を通じて、水道に対する理解と関心の向上を図る。</p> <p>(事業計画) ・浄水場の見学 ・出前講座 ・啓発活動の実施 ・絵画募集(小学4年生対象) ・ホームページの開設</p>	
<b>担当部</b>	水道局
<b>担当課</b>	

## 6 下水

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名	排水路改修事業		
細事業名	緑ヶ丘雨水排水路改修事業		
(事業概要)	緑ヶ丘団地の遊水池からの排水路改修 L=85m		
(事業目的)	老朽化した排水路改修を行い、緑ヶ丘団地内の遊水池からの排水を適正に行う。		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計</li> <li>・改修工事</li> </ul>		
担当部	都市建設部	担当課	下水道管理課
事業名	合併浄化槽設置費補助事業		
細事業名	合併浄化槽設置事業		
(事業概要)	補助対象区域内に設置される合併浄化槽に対して補助金を交付する。 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円		
(事業目的)	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5人槽 13基</li> <li>・7人槽 12基</li> <li>・10人槽 5基</li> </ul>		
担当部	都市建設部	担当課	下水道管理課
事業名	浄化槽清掃経費補助事業		
細事業名	浄化槽清掃経費補助事業		
(事業概要)	浄化槽管理者(個人)に対し、清掃経費の一部を補助する。 合併浄化槽 5,000円 単独浄化槽 2,000円		
(事業目的)	浄化槽の維持管理の徹底、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併浄化槽 380件</li> <li>・単独浄化槽 1,000件</li> </ul>		
担当部	都市建設部	担当課	下水道管理課

<b>事業名</b> 水洗化普及事業	
<b>細事業名</b> 水洗化普及事業	
<p>(事業概要)  供用開始区域内の家屋所有者に対し、水洗化の促進依頼(書面及び面談)を行う。</p> <p>(事業目的)  供用区域内における水洗化の普及を拡大する。</p> <p>(事業計画)  ・説明会、訪問など</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 下水道管理課
<b>細事業名</b> 水洗便所改造工事資金援助事業	
<p>(事業概要)  水洗便所改造工事に必要な資金の一部に充てるため、水洗便所改造工事資金補助金を交付する。(1件10,000円 など)  水洗便所改造工事に必要な資金の融資のあっせんを行う。  融資を受けた者に水洗便所改造工事資金融資完済補助金を交付する。</p> <p>(事業目的)  くみとり便所及びし尿浄化槽付便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、資金の援助を行うことにより、水洗化の普及促進を図る。</p> <p>(事業計画)  ・工事補助金 550件  ・完済補助金 100件</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 下水道管理課
<b>事業名</b> 公共下水道整備事業	
<b>細事業名</b> 公共下水道(雨水)	
<p>(事業概要)  認可面積828ha(H15.3現在)  石川排水区...雨水管渠整備  西除川排水区...雨水管渠整備  石見川排水区...雨水管渠整備</p> <p>(事業目的)  浸水を防止する。</p> <p>(事業計画)  ・管渠整備、事業認可、実施設計</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 下水道工務課
<b>細事業名</b> 公共下水道(汚水)	
<p>(事業概要)  認可面積 1,376.29ha(H15.3現在)  天野川処理分区.....汚水管渠整備  河内長野第1処理分区.....汚水管渠整備  河内長野第2処理分区.....汚水管渠整備</p> <p>(事業目的)  トイレの水洗化や河川等の公共水域の水質浄化を図る。</p> <p>(事業計画)  ・管渠整備、事業認可、実施設計</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 下水道工務課

<b>細事業名</b> 公共下水道(日野地区)	
〔事業概要〕 汚水管渠整備:日野地区内 管渠 約8,000m マンホールポンプ施設 一式 地区外 管渠 約2,000m	
〔事業目的〕 トイレの水洗化や河川等の公共水域の水質浄化を図る。	
〔事業計画〕 ・管渠整備、事業認可、実施設計	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 下水道工務課
<b>細事業名</b> 流域下水道事業負担金	
〔事業概要〕 大阪府が実施する流域下水道事業建設事業に係る負担金	
〔事業目的〕 大阪府が整備する流域下水道と整合を図りながら、本市の公共下水道を整備するため。	
〔事業計画〕 ・建設事業費の負担	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 下水道管理課
<b>事業名</b> 下水道維持管理業務	
<b>細事業名</b> 遊水池浚渫業務	
〔事業概要〕 各開発団地内に設けられた遊水池内の堆積土砂を除去し、計画調整容量を確保する。	
〔事業目的〕 各コンプラ団地内の開発時に下流域の災害防止のため設けられた、遊水池の土砂を除去し、機能の回復を図る。	
〔事業計画〕 ・遊水池の浚渫清掃	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 下水道管理課
<b>事業名</b> 処理施設管理業務	
<b>細事業名</b> 処理施設廃止業務	
〔事業概要〕 処理施設敷地の将来の有効利用と当面の安全確保を行うため、廃止した施設から順次撤去を行う。	
〔事業目的〕 公共下水道への接続に伴い、不要となった処理施設を廃止し、土地の有効利用を図る。	
〔事業計画〕 ・流域関連公共下水道への接続に併せて、順次撤去する。	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 下水道管理課
<b>事業名</b> 下水道施設大規模改修事業	
<b>細事業名</b> 開発団地汚水本管調査事業	
〔事業概要〕 開発団地の汚水本管・取付管の漏水・誤設・流量等の調査	
〔事業目的〕 調査を行うことにより異常箇所を特定し、改善計画を検討する。	
〔事業計画〕 ・汚水本管テレビカメラ調査、汚水本管、宅内誤接調査	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 下水道管理課

<b>細事業名</b> 開発団地汚水本管改修事業	
〔事業概要〕 汚水管の老朽化による不明水の流入対策として、汚水管の布設替・補修等を行う。	
〔事業目的〕 汚水管の正常な状態を保つことにより、処理施設の安定を図る。	
〔事業計画〕 ・汚水管実施設計	
<b>担当部</b>	都市建設部
<b>担当課</b>	下水道管理課
<b>事業名</b> 窒素・燐総量規制対策事業	
<b>細事業名</b> 窒素・燐総量規制対策事業	
〔事業概要〕 一定規模以上の日平均排水量があるコミュニティプラントに窒素・燐の自動測定器を設置する。	
〔事業目的〕 瀬戸内海地域における第5次水質総量規制に伴い、窒素・燐の数値を測定し、必要な対策を講じる。	
〔事業計画〕 ・自動測定器の設置	
<b>担当部</b>	都市建設部
<b>担当課</b>	下水道工務課
<b>事業名</b> 排水路改修事業	
<b>細事業名</b> 排水路改修事業	
〔事業概要〕 浸水対策としての既存排水路改修および新設管渠等の整備を行う。	
〔事業目的〕 排水路の溢水による浸水被害を防止する。	
〔事業計画〕 ・既存排水路の改修および新設管渠の整備	
<b>担当部</b>	都市建設部
<b>担当課</b>	下水道工務課
<b>事業名</b> 用悪水路改良事業	
<b>細事業名</b> 用悪水路改良事業	
〔事業概要〕 排水機能の改善のため生活排水路の改修を行う。	
〔事業目的〕 生活排水路を速やかに公共水域に放流する。	
〔事業計画〕 ・既存排水路等の改修	
<b>担当部</b>	都市建設部
<b>担当課</b>	下水道工務課



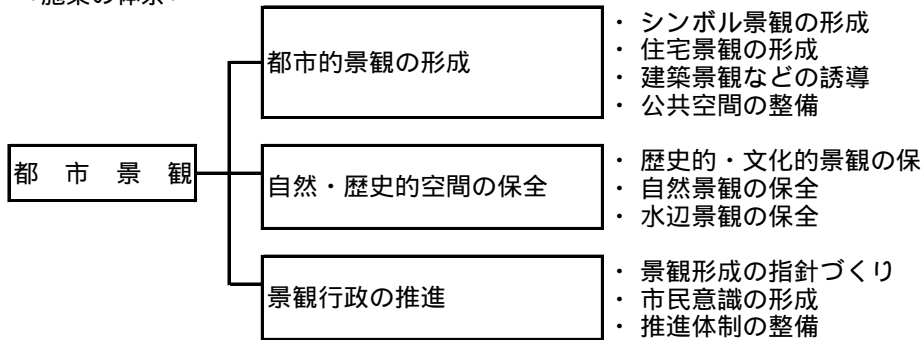
# 第 3 章

# 環境を守る 生活環境の整備

豊かな自然や歴史的・文化的環境を生かした魅力ある都市景観形成をすすめるなど、ハード・ソフト両面から生活環境の整備をはかります。  
 さらに、自然と調和し、あらゆる世代の市民が安全で快適に住み続けられる、やすらぎやゆとりのあるまちを市民と共に創造します。

## 1 都市景観

< 施策の体系 >

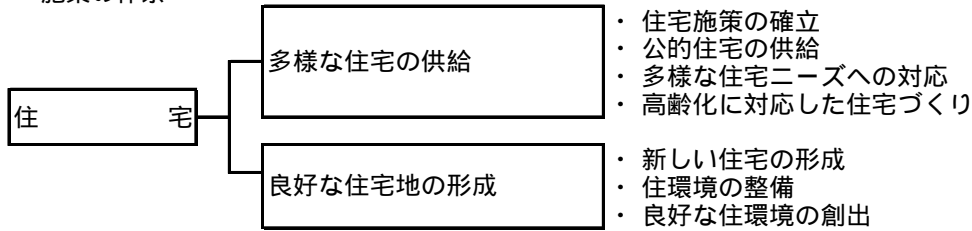


< 実施計画 >

事業名	景観形成推進事業		
細事業名	景観形成計画推進事業		
	<p>(事業概要)                  関連する各種条例・計画・制度などとの連携を図りながら、景観形成に寄与する各部局の既存事業の充実や新規事業の立案によって、市民の機運を醸成し、もって景観形成の推進を図る。</p> <p>(事業目的)                  平成12年度に策定した景観形成計画の実現に向けて、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を踏まえ、景観形成に寄与する施策の展開を図る。</p> <p>(事業計画)                  ・景観形成に寄与する主な新規事業・充実事業                  市内未指定文化財調査委託事業                  市街地緑地保全事業                  滝畑千石谷地区の市所有森林管理業務                  アプトロードの推進事業 など</p>		
担当部	企画総務部	担当課	政策推進室

## 2 住宅

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名 住居表示整備事業

細事業名 住居表示整備事業

〔事業概要〕

住居表示に関する法律に基づき住居表示の整備を行う。

〔事業目的〕

町名地番を用いる住居の表示による混乱、障害を解消し、市民生活の便宜を図り、もって公共の福祉の増進に資する。

〔事業計画〕

・ 千代田石坂・原地区について住居表示を行う。

担当部 市民文化部

担当課 市民課

事業名 市営住宅建替整備事業

細事業名 (仮称)市営三日市西住宅建替事業

〔事業概要〕

基本計画にもとづき、順次建替整備を図る。  
 ・ 市営三日市西住宅新築工事(H14完了)  
 ・ 三日市、石仏及び三日市東住宅の解体撤去工事

〔事業目的〕

老朽化した3住宅を集約し、新たな住宅に建て替え、住環境の向上、整備を図る。

〔事業計画〕

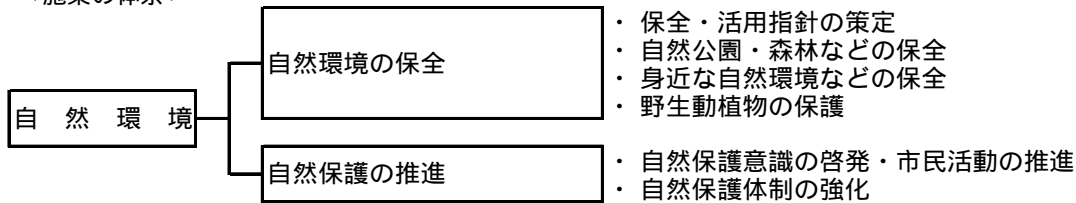
・ (仮称)三日市西住宅……建築工事(H14完了)  
 ・ 三日市、石仏及び三日市東住宅の解体撤去工事

担当部 都市建設部

担当課 建築課

### 3 自然環境

< 施策の体系 >

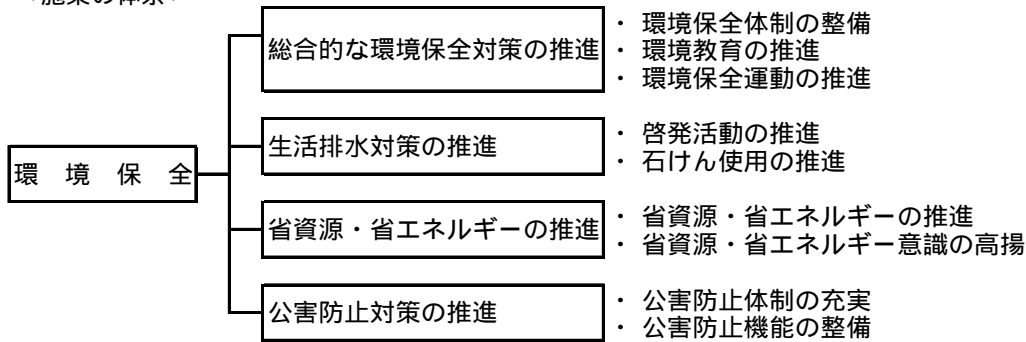


< 実施計画 >

事業名	環境啓発推進事業		
細事業名	自然保護推進事業( )		
(事業概要)	本市の環境資源の調査・研究および啓発・実践活動を行う。		
(事業目的)	地域の自然環境の保全と創造を目指す。		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河内長野市自然環境保護協議会委託事業</li> <li>・ 自然環境保護にもとづく啓発および実践活動(自然保護展など)</li> <li>・ 自然環境保護にもとづく調査および研究活動(各部会に対する指導・育成)</li> </ul>		
担当部	環境経済部	担当課	環境政策推進室
細事業名	鳥獣保護事業		
(事業概要)	鳥獣保護区周辺の農作物被害防止の目的を達成するために、農林振興政策と調整しながら必要最小限の有害鳥獣駆除を行う。		
(事業目的)	有害鳥獣による農作物被害防止のため		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣駆除事業委託</li> </ul>		
担当部	環境経済部	担当課	環境政策推進室
事業名	環境啓発推進事業		
細事業名	地域清掃支援事業( )		
(事業概要)	自治会等、地域清掃を行なう団体に地域清掃袋を配布し、集積されたごみを収集する。また、個人がボランティア活動として道路等公共施設の清掃を行う場合にボランティア袋を配布し、ごみを収集する。		
(事業目的)	地域におけるボランティア等による清掃活動を支援する。		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回収見込量1,500トン</li> </ul>		
担当部	環境経済部	担当課	環境衛生課

## 4 環境保全

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名	環境監視事業		
細事業名	水質監視測定事業( )		
(事業概要)	市内主要河川において、水質に係る環境基準適合状況の把握および水質汚濁緊急時における原因調査のため水質検査を実施する。		
(事業目的)	市内主要河川における汚濁状況を把握し、緊急時における事業所等への指導や生活排水対策に役立てる。		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基準適合状況調査(4地点、年6回測定)</li> <li>・ 事故時緊急時調査(適時)</li> </ul>		
担当部	環境経済部	担当課	環境政策推進室
細事業名	光化学スモッグ情報伝達事業		
(事業概要)	電光掲示板を使用して光化学スモッグ情報を市民に周知すると共に、関係機関に電話連絡を行う。		
(事業目的)	情報の速やかな伝達を図り、健康被害の発生を防止する。		
(事業計画)	主に夏期の光化学オキシダント濃度の高い時に実施		
担当部	環境経済部	担当課	環境政策推進室
細事業名	悪臭監視測定事業		
(事業概要)	市域における事業所等の悪臭濃度を調査する。		
(事業目的)	悪臭濃度の監視測定を行い、悪臭公害の予防・解決に役立てる。		
(事業計画)	事業所悪臭濃度調査(年1回、1事業所)		
担当部	環境経済部	担当課	環境政策推進室

<b>細事業名</b> 騒音・振動監視測定事業	
<p>(事業概要) 市域における騒音・振動の状況を把握するため、騒音規制法、振動規制法などに定める方法により、環境騒音・道路交通騒音・振動調査を実施する。</p> <p>(事業目的) 環境基準と照らして騒音・振動公害の抑制に努める。</p> <p>(事業計画) ・環境騒音調査(年1回、32地点) ・道路交通騒音調査(年1回、6地点) ・道路交通振動調査(年1回、6地点)</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 環境政策推進室
<b>細事業名</b> 有害化学物質監視測定事業( )	
<p>(事業概要) 一般環境中(大気・水質・土壌・底質)のダイオキシン類の濃度測定調査を行う。</p> <p>(事業目的) 環境汚染の防止等の施策を実施する指針とする。</p> <p>(事業計画) ・大気(3地点)・水質(3地点) ・土壌(1地点)・底質(3地点)各年1回</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 環境政策推進室
<b>細事業名</b> 一般廃棄物不適正処理対策事業	
<p>(事業概要) 不法投棄防止のための巡回監視及び不法投棄廃棄物を処理する。</p> <p>(事業目的) 一般廃棄物の不適正処理(不法投棄)を未然に防止するとともに、不法投棄廃棄物の処理を行うことにより環境の保全に努める。</p> <p>(事業計画) ・清掃パトロール車による巡回監視等</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 環境衛生課
<b>事業名</b> 環境啓発推進事業	
<b>細事業名</b> 環境教育推進事業	
<p>(事業概要) 人間と環境との関わりについて、関心や理解を深めるための相談・情報提供・資料提供を行う。</p> <p>(事業目的) 自分と周りの環境に関して気づき、正しい理解と関心を持ち自発的に行動できる人材育成を図る。</p> <p>(事業計画) ・こどもエコクラブ支援事業(情報提供、指導、助言) ・環境情報コーナーの充実(書籍、ビデオの一般貸し出し) ・環境教育に関する指導・助言・支援</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 環境政策推進室

<b>細事業名</b> 地域環境保全事業( )	
<p>(事業概要) 生活排水対策(石けん使用推進を含む)実践活動の推進及び地域の美化・グリーン購入など啓発事業を行う。</p> <p>(事業目的) 地域の環境をより良い状況にする。</p> <p>(事業計画) ・河川を美しくする市民の会委託事業 ・エコライフかわちながの委託事業 ・山地美化キャンペーンなど</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 環境政策推進室
<b>細事業名</b> 地球環境保全事業	
<p>(事業概要) 府フロン対策協議会に加盟し、事業者等との連携によりフロン対策を実施する。</p> <p>(事業目的) オゾン層保全及び地球温暖化の防止のため</p> <p>(事業計画) ・フロン対策の啓発</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 環境政策推進室
<b>事業名</b> 環境基本計画推進事業	
<b>細事業名</b> 環境基本計画推進事業( )	
<p>(事業概要) 地域での環境保全活動を担う人材の育成や市域の環境情報の整備と市民への提供を行う。</p> <p>(事業目的) 環境基本計画を推進するため。</p> <p>(事業計画) ・動植物調査委託 ・環境学習リーダー養成講座委託</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 環境政策推進室
<b>事業名</b> 生活排水対策推進計画推進事業	
<b>細事業名</b> 生活排水対策推進計画改訂事業( )	
<p>(事業概要) 河内長野市生活排水対策推進計画及び同処理基本計画を改訂する。</p> <p>(事業目的) 河川の環境基準(水質)達成と汚水未処理人口の解消等の内容を盛り込んだ計画書の策定。</p> <p>(事業計画) ・生活排水対策推進計画策定事業委託</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 環境政策推進室

## 5 廃棄物処理

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

<b>事業名</b>	環境監視事業		
<b>細事業名</b>	産業廃棄物等不適正処理対策事業		
(事業概要)	関係機関と協力の上、不適正処理の監視・指導等を行う。		
(事業目的)	市民生活の安全確保と生活環境の保全を目指す。		
(事業計画)	・ 関係機関と協力のうえ、不適正処理の監視・指導等を行う。		
<b>担当部</b>	環境経済部	<b>担当課</b>	環境政策推進室
<b>事業名</b>	より良い環境をつくる条例推進事業		
<b>細事業名</b>	より良い環境をつくる条例推進事業		
(事業概要)	条例に基づく監視連絡員によるパトロールや空き地の適正管理指導		
(事業目的)	生活環境等の情報把握と必要な施策等を講じることにより、より良い環境づくりを目指す。		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視連絡員によるパトロール</li> <li>・ 空き地の適正管理指導</li> </ul>		
<b>担当部</b>	環境経済部	<b>担当課</b>	環境政策推進室
<b>事業名</b>	衛生処理場整備事業		
<b>細事業名</b>	衛生処理場関連環境整備事業		
(事業概要)	水路改修工事 集会所建設、改修工事(小井関地区新設、加賀田地区新設、尾崎地区改修)		
(事業目的)	衛生処理場周辺地域の環境整備		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小井関地区集会所の用地取得、実施設計、工事監理、建設工事、道路取付工事</li> <li>・ 加賀田地区共同集会所の用地取得、実施設計、工事監理、建設工事</li> <li>・ 尾崎地区既存集会所改修の実実施設計、工事監理、改修工事</li> <li>・ 周辺水路改修の測量設計、改修工事</li> </ul>		
<b>担当部</b>	環境経済部	<b>担当課</b>	衛生処理場

<b>細事業名</b> 衛生処理場整備事業(放流管布設)	
〔事業概要〕 し尿処理水の排水管を市道日野加賀田線に新たに布設し、1km先の河川に放流するための工事。	
〔事業目的〕 既設放流管の老朽化解消	
〔事業計画〕 ・放流管布設工事	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	衛生処理場
<b>事業名</b> ごみ減量化・資源化推進事業	
<b>細事業名</b> ごみ減量化・資源化の推進事業	
〔事業概要〕 各種協議会に加入し、ごみの発生抑制、減量化、資源化のための広域的事業、研修会、啓発活動に参加する。	
〔事業目的〕 ごみの減量化、資源化推進のための広域的事業活動、研修会、啓発活動に参加することにより、本市におけるごみの減量化、資源化推進事業の向上を図る。	
〔事業計画〕 参加する協議会 ・全国都市清掃会議 ・大阪府魚腸骨処理対策協議会 ・大阪府再生資源集団回収推進会議 ・大阪府廃棄物減量化リサイクル推進協議会等	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	環境衛生課
<b>細事業名</b> 資源集団回収助成事業( )	
〔事業概要〕 市民が集団で自主的に資源ごみを回収した場合に助成金(1kgにつき5円)を交付する。	
〔事業目的〕 市民が自主的に資源ごみを回収することで、ごみの減量化・資源化並びに地域コミュニティの育成を推進する。	
〔事業計画〕 ・資源集団回収見込量6,800トン	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	環境衛生課
<b>細事業名</b> 生ごみ処理機購入費補助事業( )	
〔事業概要〕 生ごみ処理機等を購入された場合、補助金(1/2補助 上限額50,000円)を交付する。	
〔事業目的〕 生ごみ処理機等の普及を図る。	
〔事業計画〕 ・普及見込台数130台	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	環境衛生課



事業名 **ごみ収集・処理業務**

細事業名 **拠点回収業務**

〔事業概要〕

市の公共施設12ヶ所と市内の小学校14ヶ所を拠点としてペットボトル等を回収する。但し、平成15年9月まで、10月より容器包装廃棄物分別収集業務に移行する。

〔事業目的〕

容器包装リサイクル法に基づく資源化を推進するとともに、小学生の環境教育として実践活動を行なうことにより意識向上を図る。

〔事業計画〕

・ペットボトル、白色トレイ、飲料用紙パックを平成15年4月から9月まで拠点回収する。  
10月より容器包装廃棄物分別収集業務に移行する。

担当部 **環境経済部**

担当課 **環境衛生課**

細事業名 **事業系ごみ収集業務**

〔事業概要〕

事業系ごみシール制に基づき、事業所から排出される一般廃棄物の2種分別収集を継続するとともに、ごみ多量排出事業者に対して減量計画に基づくごみの発生抑制等の指導を行う。

〔事業目的〕

事業系ごみについて、事業者責任の徹底をはかり、より適正な分別および手数料を負担することなどにより、事業系ごみの減量化・資源化をすすめる。

〔事業計画〕

・事業系ごみシール制の実施、継続  
・ごみ多量排出事業者に対する減量計画書の提出依頼および調査指導の充実等

担当部 **環境経済部**

担当課 **環境衛生課**

細事業名 **特定家庭用機器再商品化回収業務( )**

〔事業概要〕

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン(小売店に引取り義務のない物)の収集運搬保管を行う。また、不法投棄防止対策を行う。

〔事業目的〕

小売店に引取り義務のない物の収集運搬等を行ない安定的なりサイクルを推進する。また、不法投棄の防止と適切な対応を行ない地域環境の保全に努める。

〔事業計画〕

・収集運搬見込台数120台

担当部 **環境経済部**

担当課 **環境衛生課**

細事業名 **容器包装廃棄物分別収集業務( )**

〔事業概要〕

拠点回収業務から容器包装廃棄物(ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙パック)の定期収集に平成15年10月より移行する。

〔事業目的〕

容器包装リサイクル法に基づく資源化を推進する。

〔事業計画〕

・ペットボトルとプラスチック製容器包装は、それぞれ新たに月1回の定期収集を実施。飲料用紙パックは、古紙として現在の資源ごみで収集し、資源化を行う。

担当部 **環境経済部**

担当課 **環境衛生課**

<b>事業名</b> 日野・滝畑地区環境整備事業	
<b>細事業名</b> 滝畑ふるさと施設整備事業	
<p>(事業概要) 南河内清掃施設組合第2清掃工場の建設に係る環境整備事業として、自然公園法の公園計画に基づく園地施設並びに滝畑地区の自然環境や伝統的生活文化などの地域特性を生かした地元地区自主運営による温浴施設を整備する。</p> <p>(事業目的) 南河内清掃施設組合第2清掃工場周辺地域の環境整備、並びに滝畑ダム周辺利用者のための園地施設の整備、及び滝畑地区の活性化を図る。</p> <p>(事業計画) ・施設等基本設計及び実施設計の立案</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> クリーンセンター推進室
<b>細事業名</b> 日野ふるさと施設整備事業	
<p>(事業概要) 南河内清掃施設組合第2清掃工場の建設に係る環境整備事業として、市民のふれあいの場となる「交流ふれあいセンター」及び日野地区に継承されている日野獅子舞の「文化伝承センター」を建設する。</p> <p>(事業目的) 地域コミュニティのためのふれあい活動の場、伝統芸能である「日野獅子舞」の保存及び伝承の場を創設する。</p> <p>(事業計画) ・敷地造成及び建築物等建築工事</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> クリーンセンター推進室
<b>細事業名</b> 日野・滝畑地区活性化事業交付金事業	
<p>(事業概要) 日野・滝畑地区が取り組む地区の発展と活性化を目的とした環境整備事業等に対し、日野・滝畑地区環境整備基金及び基金運用利子を同事業資金として地区に交付する。</p> <p>(事業目的) 環境整備事業等の実施により、日野・滝畑地区の発展及び活性化を図る。</p> <p>(事業計画) ・日野・滝畑地区活性化事業等交付金の交付</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> クリーンセンター推進室

## 6 斎場・墓地

< 施策の体系 >

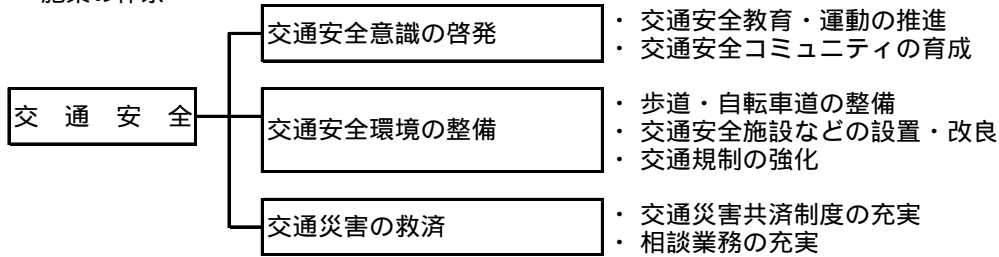


< 実施計画 >

<b>事業名</b>	市営斎場改築事業		
<b>細事業名</b>	市営斎場改築事業		
(事業概要)	<p>厳粛な葬送の場である市営斎場について、市民などの利用者の利便性と安全性の向上をはかるため、施設の老朽化対策の一環として再整備を行う。</p>		
(事業目的)	<p>老朽化対策及び環境対策 火葬時間の短縮</p>		
(事業計画)	<p>・環境アセスメント、造成設計、造成工事、基本設計、実施設計、建築工事 など</p>		
<b>担当部</b>	環境経済部	<b>担当課</b>	環境政策推進室
<b>細事業名</b>	市営斎場改築関連事業		
(事業概要)	<p>市営斎場改築事業を円滑に推進する為の関連事業を行う。</p>		
(事業目的)	<p>老朽化対策及び環境対策への理解を求める。</p>		
(事業計画)	<p>・先進地施設視察等</p>		
<b>担当部</b>	環境経済部	<b>担当課</b>	環境政策推進室

## 7 交通安全

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名	市民交通傷害保険事業		
細事業名	市民交通傷害保険事業		
	<p>〔事業概要〕 加入及び保険金請求書の受付並びに保険会社へ送付、被保険者カード控の整理保管を行う。</p> <p>〔事業目的〕 市内在住、在勤及び在学の方の交通事故への備えとして互いに救済しあい、少ない負担で多くの補償を提供する。</p> <p>〔事業計画〕 ・加入率増加のためのPR ・保険料の軽減 ・取扱窓口(銀行など)への普及率拡大のための協力体制の充実</p>		
担当部	市民文化部	担当課	市民課
事業名	交通安全対策事業		
細事業名	交通安全啓発事業		
	<p>〔事業概要〕 春・秋の全国交通安全運動を中心として各種交通安全行事を実施する。また、チャイルドシートの貸し付け事業を実施する。</p> <p>〔事業目的〕 市民一人一人の交通安全意識向上を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・春・秋の全国交通安全運動の実施 (交通安全キャンペーン、交通安全教室、交通安全市民大会、交通安全街頭指導 など) ・チャイルドシートの貸し付け事業</p>		
担当部	都市建設部	担当課	道路管理交通課
細事業名	迷惑駐車防止対策事業		
	<p>〔事業概要〕 道路上の迷惑駐車に対する指導、広報、啓発活動などを実施する。</p> <p>〔事業目的〕 交通事故を誘因したり、渋滞の原因となる迷惑駐車を防止する。</p> <p>〔事業計画〕 ・迷惑駐車防止対策推進事業委託の実施 (広報車による迷惑駐車防止の広報啓発活動)</p>		
担当部	都市建設部	担当課	道路管理交通課

<b>事業名</b> 放置自転車対策事業	
<b>細事業名</b> 放置自転車対策事業	
<p>(事業概要) 道路その他公共の場所に放置されている自転車、ミニバイクの撤去・保管・返還業務やキャンペーン月間等における指導、啓発活動を実施する。</p> <p>(事業目的) 自転車等の路上放置をなくし、歩行者の安全で快適な通行を確保する。</p> <p>(事業計画) ・放置自転車等撤去業務の委託 ・放置自転車等保管所管理業務の委託 など</p>	
<b>担当部</b>	都市建設部
<b>担当課</b>	道路管理交通課
<b>事業名</b> 交通安全整備事業	
<b>細事業名</b> 交通安全施設整備事業	
<p>(事業概要) 交通安全施設(カーブミラー、ガードレール、区画線、道路照明灯等)の整備及び維持補修を実施する。</p> <p>(事業目的) 交通安全施設の整備により、交通事故の防止および円滑な交通の確保を図る。</p> <p>(事業計画) ・交通安全施設維持工事および交通安全施設整備工事などの実施</p>	
<b>担当部</b>	都市建設部
<b>担当課</b>	道路管理交通課
<b>事業名</b> 交通安全整備事業	
<b>細事業名</b> 貴望ヶ丘病院住宅線歩道設置事業	
<p>(事業概要) 歩道改良 L=610m 交差点改良 4ヶ所</p> <p>(事業目的) 歩車分離 歩行者の段差解消</p> <p>(事業計画) ・西側 設計、用地取得、整備工事 L = 210m、埋蔵文化財調査</p>	
<b>担当部</b>	都市建設部
<b>担当課</b>	道路建設課
<b>細事業名</b> 交差点改良事業	
<p>(事業概要) 交差点改良 - 市町向野線、原町狭山線、汐の宮滝谷1号線</p> <p>(事業目的) 交差点の安全性の向上と円滑な通行確保</p> <p>(事業計画) ・用地測量、実施設計、用地先行取得、整備工事</p>	
<b>担当部</b>	都市建設部
<b>担当課</b>	道路建設課
<b>細事業名</b> 千早口鳩原線歩道改良事業	
<p>(事業概要) 安全施設の整備 歩道の設置 L=210m</p> <p>(事業目的) 歩行者の安全の確保</p> <p>(事業計画) ・実施設計 ・設置工事</p>	
<b>担当部</b>	都市建設部
<b>担当課</b>	道路建設課

## 8 防犯

< 施策の体系 >

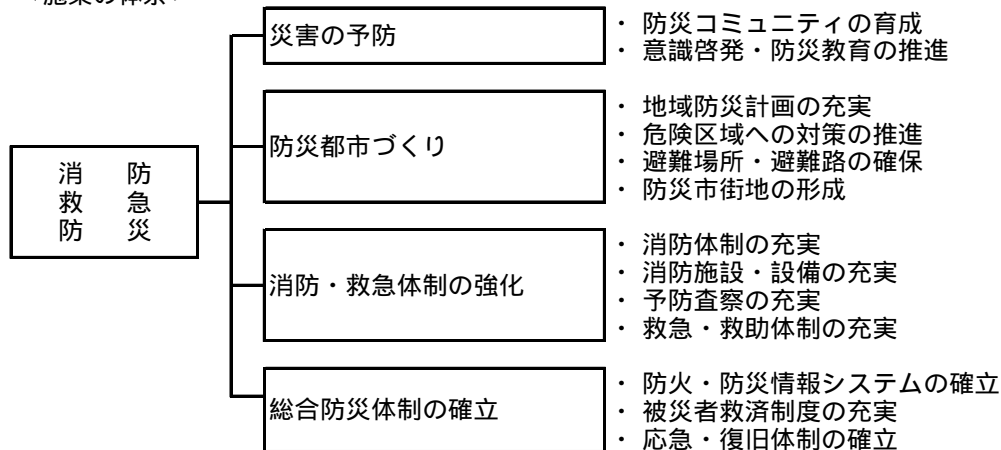


< 実施計画 >

<b>事業名</b> 防犯対策事業	
<b>細事業名</b> 防犯活動推進事業	
<p>(事業概要) 各種防犯事業の推進 河内長野防犯協議会へ防犯パトロール、啓発活動、地域暴力排除運動等を委託している。 河内長野市生活安全条例を効果的に推進するための河内長野市生活安全推進協議会の開催</p> <p>(事業目的) 犯罪のない、明るく住みよいまちをつくる。</p> <p>(事業計画)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 侵入盗および路上犯罪の防止</li> <li>・ 暴力排除運動</li> <li>・ 悪質経済事犯の被害防止</li> <li>・ 少年非行防止活動</li> <li>・ 風俗環境浄化活動の推進</li> <li>・ 高齢者保護活動の推進            など</li> </ul> </p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 広報広聴課
<b>細事業名</b> 防犯灯の設置及び維持管理費補助事業	
<p>(事業概要) 防犯等の設置 防犯等維持管理費の補助</p> <p>(事業目的) 犯罪の防止 防犯灯の適切な維持管理のお願いと電気代の補助</p> <p>(事業計画)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会からの防犯灯設置申請にもとづき、必要と認められる箇所に設置</li> <li>・ 自治会で維持管理されている防犯灯に対し、年間一灯あたり40w以上の防犯灯については2,500円、40w未満の防犯灯については2,000円の補助金を交付</li> </ul> </p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 広報広聴課

## c 消防・救急・防災

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名 民間建築物耐震診断補助事業

細事業名 民間建築物耐震診断補助事業

〔事業概要〕

民間建築物の耐震改修の相談対応、各種窓口の紹介など  
民間建築物の耐震診断費用の一部補助

〔事業目的〕

民間建築物の耐震改修の促進により、地震発生時における建築物の倒壊を未然に防止し、安全なまち、快適な生活環境を形成する。

〔事業計画〕

・ 民間建築物の耐震改修の相談対応(随時)  
・ 民間の既存建築物に対する耐震診断費用の一部補助

担当部 都市建設部

担当課 都市計画推進室

事業名 市有建築物維持保全計画推進事業

細事業名 市有建築物維持保全計画推進事業

〔事業概要〕

市有建築物の現状把握・耐震性能の調査により、施設台帳・保全計画等を作成、保全改修等工事の設計・工事監理を行う。

〔事業目的〕

市有建築物の老朽化に対する機能の維持回復及び耐震性を確保するとともに、多様化する市民ニーズへの対応や、バリアフリー化など整備改善を図る。

〔事業計画〕

・ 青少年活動センター下水接続工事  
・ 福祉センター屋根改修工事  
・ 三日市公民館、レイクパーク下水接続工事  
・ 天見公民館、赤峰夜間照明灯塗装替えなど

担当部 都市建設部

担当課 建築課

<b>事業名</b> 防災対策事業	
<b>細事業名</b> 災害用物資・応急資機材備蓄整備事業	
<p>〔事業概要〕  地域防災計画に基づいて災害時の食料・水・生活必需品・救助資機材等の備蓄を計画的に進めるとともに、備蓄品管理を行う。</p> <p>〔事業目的〕  食料品、生活必需品等を避難者に給付する。</p> <p>〔事業計画〕  ・地域防災計画に掲げる物資の備蓄  ・食料品、毛布、生理用品、ほ乳瓶、救助資機材、簡易トイレなど</p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 防災対策室
<b>細事業名</b> 自主防災組織育成事業	
<p>〔事業概要〕  自主防災組織の結成及び充実を図るため  自治会等への説明会・講演会・研修会  救助資機材等の購入に対する助成  訓練の指導  相談・連絡等の交流 等を実施する。</p> <p>〔事業目的〕  自治会単位の自主防災組織の結成と育成を図り、市民の自助及び互助能力の向上を目指す。</p> <p>〔事業計画〕  ・防災訓練の現地指導  ・防災講演会、研修会の実施</p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 防災対策室
<b>細事業名</b> 土砂災害情報相互通報システム整備事業	
<p>〔事業概要〕  土砂災害危険箇所の保全対象区域において平常時から災害時において土砂災害関連情報を住民と行政機関が、相互に通報するシステムの整備を図る。</p> <p>〔事業目的〕  災害発生時における土砂災害から人命、財産を守るため、  危険地域の周知  通報システムの確立を図る。</p> <p>〔事業計画〕  ・自動電話応答システムの整備  ・防災行政無線戸別受信機の増設  ・アマチュア無線機の整備等</p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 防災対策室
<b>細事業名</b> 防災の啓発・訓練事業	
<p>〔事業概要〕  防災関係機関、地域住民等の参加を求め、防災総合訓練を中学校区毎に実施(隔年)  大阪府、南河内10市町村との合同防災訓練の実施(平成15年度)  橋本市、五條市との合同防災訓練を実施 (平成15年度)</p> <p>〔事業目的〕  防災関係機関との相互協力体制の強化を図ると共に、地域住民の、防災意識の高揚、自助及び互助能力の向上を目指す。  各種の災害に対応するため広域応援体制の確立を図る。</p> <p>〔事業計画〕  ・防災関係機関、地域住民等の参加を求め、防災総合訓練を中学校区毎に実施(隔年)  ・大阪府、南河内10市町村との合同防災訓練の実施(平成15年度)  ・橋本市、五條市との合同防災訓練を実施 (平成15年度)</p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 防災対策室



<b>事業名</b> 消防施設・設備整備事業	
<b>細事業名</b> 消防防災拠点施設整備事業	
<p>(事業概要) 将来の消防力を考慮し、防災センター機能を備えた新消防合同庁舎を建設し、消防体制の強化を図る。</p> <p>(事業目的) 免震性に優れた防災拠点施設の確保を行い、各種災害現場へ迅速、的確な人員、機材の投入を図り被害の軽減に努めるとともに、住民の防火、防災の向上を図る場として活用する。</p> <p>(事業計画) ・造成・付帯構造物実施設計 ・埋蔵文化財試掘調査 ・庁舎建設基本計画</p>	
<b>担当部</b> 消防本部	<b>担当課</b> 消防総務課
<b>細事業名</b> 消防防災拠点施設建設基金事業	
<p>(事業概要) 消防防災拠点施設の財源の確保を図る。</p> <p>(事業目的) 防災の要である拠点施設の早期建設の実現を図る。</p> <p>(事業計画) ・消防防災拠点施設建設事業基金の設置</p>	
<b>担当部</b> 消防本部	<b>担当課</b> 消防総務課
<b>事業名</b> 消防職員の資質向上事業	
<b>細事業名</b> 消防職員研修事業	
<p>(事業概要) 消防大学、消防学校における各種教養課程の履修及び各種資格取得並びに技術習得を行う。</p> <p>(事業目的) 火災、救急、救助の知識、技術の向上を図る。</p> <p>(事業計画) ・資格取得研修の実施 ・資格取得外研修の実施 ・集合研修の実施</p>	
<b>担当部</b> 消防本部	<b>担当課</b> 消防総務課
<b>事業名</b> 消防団施設・設備整備事業	
<b>細事業名</b> 消防車両等整備事業(非常備)	
<p>(事業概要) 耐用年数を経過する消防団車両について、計画的に更新する。</p> <p>(事業目的) 消防用緊急自動車を順次更新し、有事の際には災害からその地域を守る。</p> <p>(事業計画) ・消防ポンプ自動車 1台(天野) ・消防団指令車 1台</p>	
<b>担当部</b> 消防本部	<b>担当課</b> 消防総務課
<b>細事業名</b> 消防団屯所整備事業	
<p>(事業概要) 消防団第2分団(天野)屯所建築工事及び消防団第8分団ホース乾燥塔撤去新設工事等を行う。(寺元)</p> <p>(事業目的) 既設の第2分団屯所は、天野山金剛寺が南門改修工事を計画し、屯所用地の明け渡しを求められていることから、北側約200mの金剛寺敷地内に新築移転する。 既設の第8分団ホース乾燥塔用地は、寺元観光協会より用地を無償借用しているが、同協会は地主との契約を打ち切ったため、乾燥塔を撤去し、屯所南側に新設する。</p> <p>(事業計画) ・消防団第2分団(天野)屯所建築 ・消防団第8分団(寺元)乾燥塔撤去新設</p>	
<b>担当部</b> 消防本部	<b>担当課</b> 消防総務課

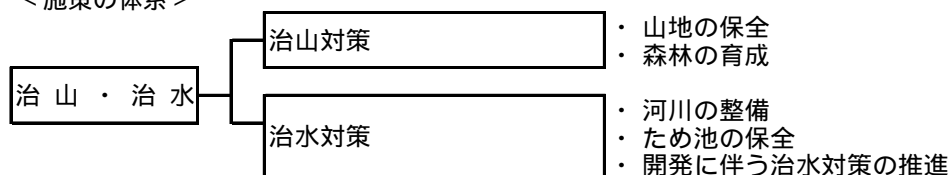
<b>事業名</b> 消防団活動推進事業	
<b>細事業名</b> 消防団活動振興事業	
<p>〔事業概要〕 消防団員の日常ボランティア活動(屯所・車両等・維持管理)を支援するための補助等を行う。</p> <p>〔事業目的〕 消防団員の日常ボランティア活動を支援する。</p> <p>〔事業計画〕 ・屯所・車両の整備清掃等に対する支援</p>	
<b>担当部</b> 消防本部	<b>担当課</b> 消防総務課
<b>事業名</b> 火災予防事業	
<b>細事業名</b> 危険物保安取締事業	
<p>〔事業概要〕 消防法に規制される危険物の貯蔵、取扱いの許可及び検査等の実施</p> <p>〔事業目的〕 危険物の貯蔵、取扱い等に起因する火災の発生の防止、被害の軽減を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・危険物施設の許可、完成検査 ・危険物施設の立入検査 ・少量危険物等の届出、指導</p>	
<b>担当部</b> 消防本部	<b>担当課</b> 予防課
<b>細事業名</b> 防火対象物指導・査察事業	
<p>〔事業概要〕 建築許可、確認に係る消防同意 消防法で規制される建築物等の消防用設備等の設置指導 消防用設備等の維持管理の検査 点検報告の受付受理等</p> <p>〔事業目的〕 防火対象物における火災の予防、被害の軽減を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・建築許可、確認に係る消防同意 ・建築物新築時等の消防用設備の設置指導及び検査 ・防火対象物の立入検査の実施 ・消防用設備点検結果報告や火気使用設備等の届出受理</p>	
<b>担当部</b> 消防本部	<b>担当課</b> 予防課
<b>細事業名</b> 火災予防啓発事業	
<p>〔事業概要〕 年2回の火災予防運動の実施 自治会、団体等に対する防火教室等の開催 各種イベントなどあらゆる機会をとらえた啓発物品展示、ポスターの掲示、啓発グッズの配布</p> <p>〔事業目的〕 住民や企業の防火意識の高揚</p> <p>〔事業計画〕 ・防火教室の開催 ・防火パレードの実施 ・防火ポスターなどによる啓発 ・防火キャンペーンの開催</p>	
<b>担当部</b> 消防本部	<b>担当課</b> 予防課

<b>細事業名</b> 消防資格推進事業	
<p>(事業概要)          防火に関する専門的な知識、能力を持った人の養成          消防計画等の作成の指導          消防設備士、危険物取扱者、防火対象物点検資格者などの試験案内</p> <p>(事業目的)          防火に関する資格者による火災の予防、被害の軽減を図る。</p> <p>(事業計画)          ・防火管理者講習会の開催          ・消防計画作成時の指導          ・各種資格試験や法定講習受講の案内</p>	
担当部	消防本部
担当課	予防課
<b>細事業名</b> 防火クラブなどの育成事業	
<p>(事業概要)          民間団体等の火災予防啓発事業に助成を行う。</p> <p>(事業目的)          防火クラブなどを育成する。</p> <p>(事業計画)          ・防火クラブなどの育成(防火協会、婦人防火クラブ、幼年消防クラブ)          ・防火研究会などの開催</p>	
担当部	消防本部
担当課	予防課
<b>事業名</b> 火災予防事業	
<b>細事業名</b> 河内長野市自衛消防隊部会指導事業	
<p>(事業概要)          各事業所による消火技術訓練を行う。</p> <p>(事業目的)          自衛消防隊の士気の高揚並びに消火技術の錬磨を図る。</p> <p>(事業計画)          ・自衛消防隊部会視閲式の開催          ・視察研修会の開催</p>	
担当部	消防本部
担当課	警防課
<b>事業名</b> 消防広域活動事業	
<b>細事業名</b> 消防相互応援協定事業	
<p>(事業概要)          各消防間における応援協定の締結を行い、広域応援体制を構築する。</p> <p>(事業目的)          消防相互間において協定を締結することにより大規模な災害等が発生した場合、広域的な他市消防からの応援を円滑にし、災害等の軽減、防御を図る。</p> <p>(事業計画)          ・阪和林野消防協議会の開催          ・阪奈林野消防協議会の開催</p>	
担当部	消防本部
担当課	警防課
<b>事業名</b> 消防施設・設備整備事業	
<b>細事業名</b> 救急・救助・消火設備整備事業	
<p>(事業概要)          消防資器材の整備を行う。</p> <p>(事業目的)          消防資器材の整備強化を図ることにより、消防体制の充実、消防力の向上に努める。</p> <p>(事業計画)          ・救助用資器材・消火用資器材の強化整備</p>	
担当部	消防本部
担当課	警防課

<b>細事業名</b> 消火栓設置事業	
<p>〔事業概要〕 消火栓の新設更新、故障消火栓の修理を行う。</p> <p>〔事業目的〕 消火栓の設置・修理を行うことにより、各地域の防災力の強化を図り、消防水利の充実に努める。</p> <p>〔事業計画〕 ・消火栓の設置 ・故障消火栓の修理</p>	
<b>担当部</b> 消防本部	<b>担当課</b> 警防課
<b>細事業名</b> 消防車両等整備事業(常備)	
<p>〔事業概要〕 消防車両の増強配備及び更新を行う。</p> <p>〔事業目的〕 消防車両の配備・更新を計画的に進めることにより消防車両を有効に利用し、市民の安全・生命・財産を災害から守る。</p> <p>〔事業計画〕 ・消防タンク自動車 1台 ・消防ポンプ自動車 1台 ・指令車 1台 ・15m級はしご車 1台 ・救助工作車 1台 ・隊員輸送車 1台 ・本部指揮車 1台</p>	
<b>担当部</b> 消防本部	<b>担当課</b> 警防課
<b>細事業名</b> 防火水槽設置事業	
<p>〔事業概要〕 防火水槽の新設、更新を行う。</p> <p>〔事業目的〕 大規模災害時における消火活動で、消火栓未設置地域や防火水槽の皆無な地域における水利の確保が可能となり、被害の軽減を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・防火水槽の補修</p>	
<b>担当部</b> 消防本部	<b>担当課</b> 警防課
<b>事業名</b> 通信指令業務改善事業	
<b>細事業名</b> 消防通信指令システム更新事業	
<p>〔事業概要〕 通信指令システムの更新及び維持管理を行う。</p> <p>〔事業目的〕 消防通信指令システムを更新することにより、災害対応に即応性が増し、被害の軽減を図る。 コンピューターを核とする最新システムを導入することにより、通信指令業務の効率化と高度化を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・消防通信指令室の移設 ・消防通信指令システムの導入更新</p>	
<b>担当部</b> 消防本部	<b>担当課</b> 警防課

## 10 治山・治水

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

<b>事業名</b> 河川改修事業	
<b>細事業名</b> 普通河川改修事業	
<p>(事業概要) 普通河川の防災護岸工事を行う。 河川環境の保全に配慮した災害復旧を行う。</p> <p>(事業目的) 河川の二次災害の防止を図る。 河川が本来持っている機能の保全と再生を図る。</p> <p>(事業計画) ・護岸工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 下水道工務課
<b>細事業名</b> 準用河川改修事業	
<p>(事業概要) 準用河川加賀田川の防災護岸の整備を行う。 要改修区間L = 930mの管理用通路の整備を行う。</p> <p>(事業目的) 準用河川加賀田川の防災機能の向上を図る。</p> <p>(事業計画) ・護岸工事、管理通路の整備</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 下水道工務課

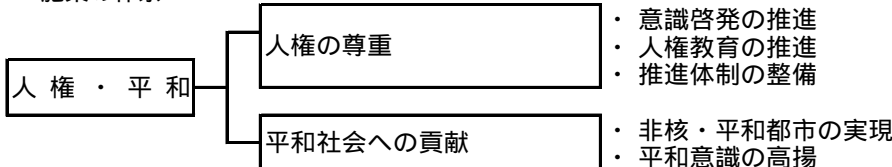
## 第 4 章

# 共に生きる 豊かな市民生活の創造

市民が生涯を通じて、健康で生きがいをもって日常生活を送れるように、思いやりやぬくもりのある人づくりをはじめ、社会に参加して役割をもち、相互に助け合える、笑顔あふれる豊かなまちづくりをすすめます。

### 1 人権・平和

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名 人権推進事業

細事業名 人権・平和啓発事業

〔事業概要〕

広報紙による啓発。市民まつりによる啓発。憲法週間・人権週間による啓発  
 人権を考える市民の集い、人権ふれあい講座  
 愛・いのち・平和展の開催、夏休み子ども平和施設見学の実施  
 映画・ビデオによる啓発

〔事業目的〕

平和意識・人権意識の普及高揚を図る。

〔事業計画〕

- ・ 街頭キャンペーンの実施
- ・ 啓発チラシの作成
- ・ 公共施設など市民の身近なところでの講座の開催
- ・ 転入世帯などに人権啓発冊子を配布
- ・ 市広報紙での啓発
- ・ 「愛・いのち・平和展」の開催
- ・ 「人権を考える市民の集い」の開催
- ・ 市民まつりにおける「非核平和コーナー」の開設
- ・ 平和施設見学会の実施
- ・ 市電光表示板で啓発標語を放映
- ・ あらゆる場をとおして条例を尊重した啓発の実施
- ・ 横断幕設置による啓発

担当部 市民文化部

担当課 人権推進室

細事業名 人権相談事業

〔事業概要〕

様々な人権問題についての相談窓口として、人権相談と人権あれこれ相談を開設  
 人権擁護委員による相談(第2火曜日を除く毎週火曜日午前10時～午後3時)  
 人権あれこれ相談(平日午前9時～午後4時)

〔事業目的〕

様々な人権問題を抱えた市民に対し、問題解決できるよう適切な助言・情報提供・関係機関照会

〔事業計画〕

- ・ 特設人権相談の開設

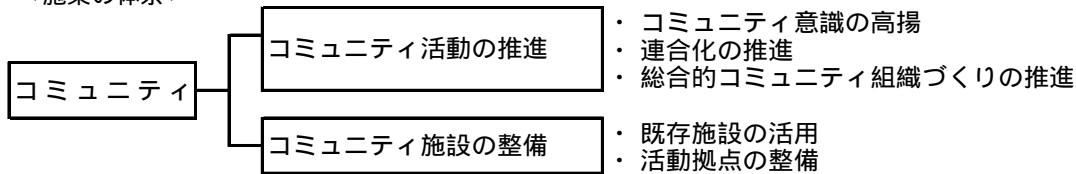
担当部 市民文化部

担当課 人権推進室

<b>細事業名</b> 人権教育のための国連10年推進事業	
<p>〔事業概要〕  人権教育の為の国連10年の意義をふまえた総合的な教育啓発のため、職員対象の研修の実施  河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり審議会の開催  広報かわちながの「シリーズ人権」掲載  各種研修会等への参加と各種団体への負担金補助及び交付金  専門講座への派遣</p> <p>〔事業目的〕  人々が人権を尊重することの必要性を理解し体得する機会を提供する。  人権行政基本方針を策定するための答申を受ける。  情報提供の最大媒体である広報紙を通し人権の正しい理解を図る。  人権教育・啓発の意義を踏まえた施策展開の必要性から職員研修を実施</p> <p>〔事業計画〕  ・全職員を対象とした研修会の開催  ・広報紙への連載  ・各種研修会への参加</p>	
<b>担当部</b>	市民文化部
<b>担当課</b>	人権推進室
<b>事業名</b> 平和祈念事業	
<b>細事業名</b> 平和祈念事業	
<p>〔事業概要〕  戦没者追悼式の開催(隔年実施)、戦没者墓地の巡拝、平和活動の推進など。</p> <p>〔事業目的〕  戦没者を追悼し、恒久平和を祈念する。</p> <p>〔事業計画〕  ・戦没者追悼式の開催(隔年実施)  ・戦没者墓地巡拝  ・戦没者の妻及び父母への年末慰問品の贈呈など</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	福祉総務課

## 2 コミュニティ

< 施策の体系 >



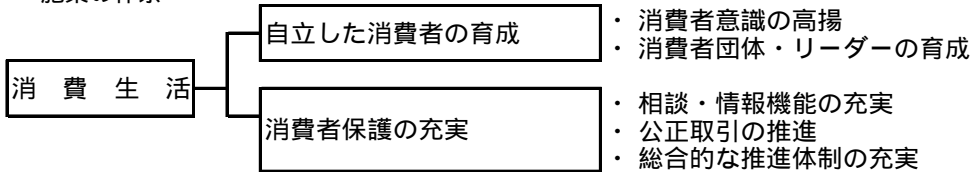
< 実施計画 >

<b>事業名</b>	自治推進事業		
<b>細事業名</b>	コミュニティ活動事業助成事業( )		
(事業概要)	小学校区単位で組織されるモデルコミュニティ組織に対し、コミュニティ活動に必要な経費を助成する。		
(事業目的)	住みよいまちづくりの促進と地域住民の連帯意識の向上を図る。		
(事業計画)	・1団体20万円を限度として、事業実施に必要な経費の助成(7小学校区)		
<b>担当部</b>	企画総務部	<b>担当課</b>	広報広聴課
<b>細事業名</b>	集会所整備補助事業( )		
(事業概要)	集会所を整備しようとする自治会等に対し、補助金を交付する。		
(事業目的)	集会所の整備にかかる自治会等の負担を軽減する。		
(事業計画)	集会所を整備しようとする自治会等に対し、補助金を交付		
<b>担当部</b>	企画総務部	<b>担当課</b>	広報広聴課
<b>事業名</b>	市民まつり事業		
<b>細事業名</b>	市民まつり支援事業( )		
(事業概要)	市民まつり実行委員会に対し、助成を行う。		
(事業目的)	市民参加の意識高揚をはかり、市民のふれあいの場である市内最大のイベントとして認知度の高い市民まつりを大規模のコミュニティ活動として位置付け、推進する。		
(事業計画)	・市民まつり実行委員会への助成		
<b>担当部</b>	企画総務部	<b>担当課</b>	広報広聴課
<b>事業名</b>	コミュニティセンター整備事業		
<b>細事業名</b>	清見台コミュニティセンター整備事業( )		
(事業概要)	清見台地域にコミュニティセンターを設置する。延べ床面積882.95㎡鉄筋コンクリート平屋建		
(事業目的)	地域のコミュニティ活動の拠点となる施設を設置する。		
(事業計画)	・実施設計、用地取得、管理運営の検討、建設工事、備品購入など		
<b>担当部</b>	企画総務部	<b>担当課</b>	広報広聴課



### 3 消費生活

< 施策の体系 >

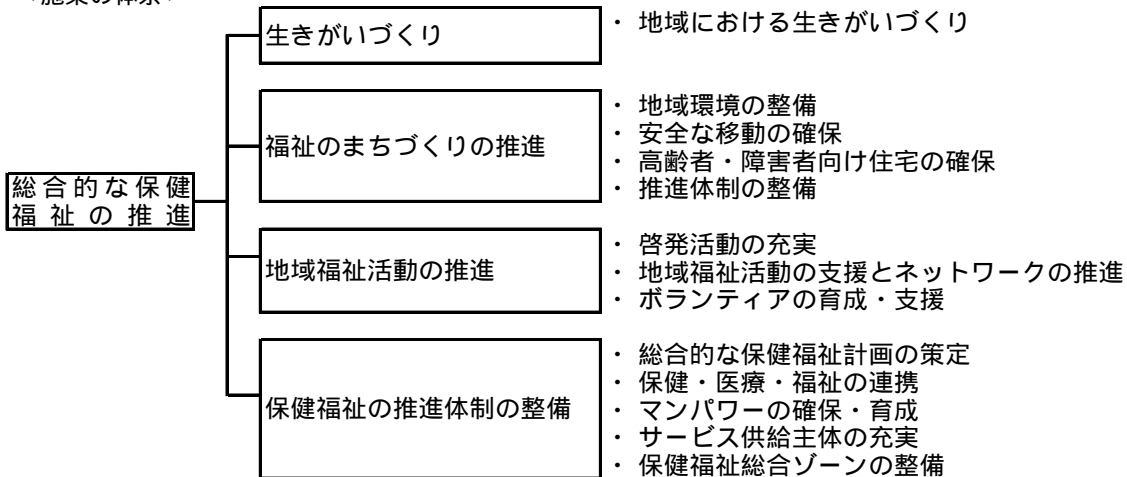


< 実施計画 >

<b>事業名</b> 消費者行政推進事業	
<b>細事業名</b> 消費者啓発事業	
<p>(事業概要)            広報活動の実施            生活情報展・消費生活に係る市民講座・消費生活入門講座・夏休み子ども消費者教室の開催            出前講座(講師依頼)の実施            くらしの府民講座の共催等上記のすべてを委託により実施</p> <p>(事業目的)            消費生活に係る被害・トラブル等の未然防止            合理的な消費生活に関する知恵・知識などの取得</p> <p>(事業計画)            ・市民講座、出前講座、こども消費者講座、通信講座などを実施</p>	
<b>担当部</b>	企画総務部
<b>担当課</b>	広報広聴課
<b>細事業名</b> 消費者相談事業	
<p>(事業概要)            消費者に対する情報提供、助言等を委託により実施、駅前消費生活センターにおいて相談員が相談を受ける。</p> <p>(事業目的)            消費者保護            消費者の利益の擁護及び増進            消費生活の安定及び向上を確保</p> <p>(事業計画)            ・消費生活相談の開設            ・苦情処理            ・啓発施策</p>	
<b>担当部</b>	企画総務部
<b>担当課</b>	広報広聴課

## 4 総合的な福祉の推進

< 施策の体系 >



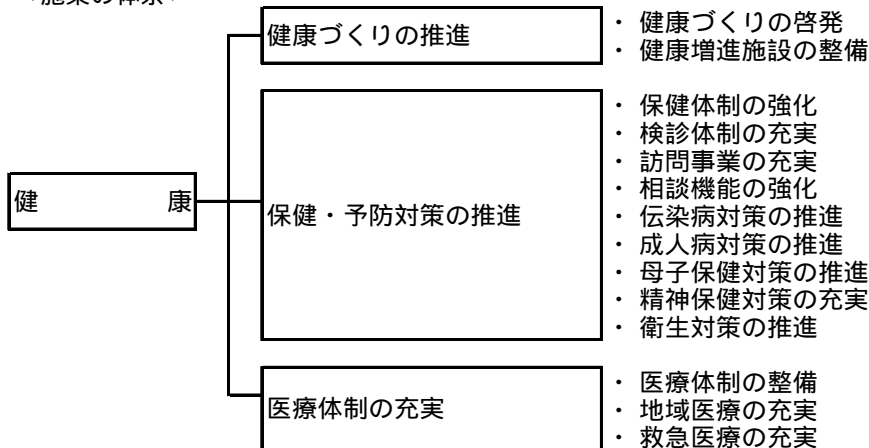
< 実施計画 >

<b>事業名</b>	社会を明るくする運動事業		
<b>細事業名</b>	社会を明るくする運動事業		
	〔事業概要〕 7月を社会を明るくする運動の強調月間とし、関係団体の協力のもと実施委員会を組織し、街頭啓発や市民集会などの運動を展開する。		
	〔事業目的〕 法務省が主唱する社会を明るくする運動を本市でも展開し、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築く。		
	〔事業計画〕 ・街頭啓発や市民集会を実施するため、社会を明るくする運動実施委員会へ委託		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	福祉総務課
<b>事業名</b>	地域福祉推進事業		
<b>細事業名</b>	社会福祉協議会支援事業		
	〔事業概要〕 社会福祉協議会に対し、小地域ネットワーク活動推進事業などの事業費や、事務局への市職員派遣、事務局職員の人件費を助成する。		
	〔事業目的〕 地域福祉を推進するため、その中心的な役割を担う市社会福祉協議会の活動を支援する。		
	〔事業計画〕 ・事務局への市職員派遣 ・事務局職員の人件費助成 ・小地域ネットワーク活動推進事業への助成 など		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	福祉総務課
<b>細事業名</b>	成年後見制度利用支援事業		
	〔事業概要〕 判断能力が不十分な痴呆性高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りのない場合など当事者による民法の成年後見制度利用が期待できない状況にあるものに対して、老人福祉法等に基づき、市長が成年後見性制度審判申立等を行う。		
	〔事業目的〕 痴呆性高齢者、精神障害者及び知的障害者など判断能力が不十分な者の権利を擁護し、福祉の向上を図る。		
	〔事業計画〕 ・成年後見審判の市長申立ての実施		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	福祉総務課

<b>事業名</b> 民生児童委員活動支援事業	
<b>細事業名</b> 民生児童委員活動支援事業	
<p>(事業概要) 民生委員推薦会開催、民生委員・児童委員大会開催、民生委員・児童委員協議会の補助</p> <p>(事業目的) 民生委員児童委員活動の支援。民生委員・児童委員(任期3年)の委嘱、中途退任者・欠員補充者の委嘱についての審議。民生委員としての資質向上に向けて、改めて委員としての自覚を確認し、功労者を顕彰する。広報発行、部会活動等民生委員活動を組織的に行うための助成。</p> <p>(事業計画) ・民生委員推薦会開催 ・民生委員・児童委員大会開催 ・民生委員・児童委員協議会の補助</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 福祉総務課
<b>事業名</b> 地域福祉計画推進事業	
<b>細事業名</b> 地域福祉計画策定事業	
<p>(事業概要) 地域住民の意見を十分に反映の上、地域福祉計画を策定する。 平成15年度 地域福祉推進基礎調査事業</p> <p>(事業目的) 本市における地域福祉を総合的・計画的に推進するため地域福祉計画を策定する。</p> <p>(事業計画) ・地域福祉推進基礎調査の実施</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 福祉総務課
<b>事業名</b> 移動円滑化推進事業	
<b>細事業名</b> ノンステップバス導入費補助事業( )	
<p>(事業概要) バス事業者のノンステップバス導入に対して、通常バス価格との差額の2分の1以内を補助する。</p> <p>(事業目的) バス事業者による交通バリアフリー施策の促進を図る。</p> <p>(事業計画) ・平成15年度で2台の導入に対して補助金交付。以後、バス事業者のバス車両の代替時等における導入にあわせて補助する。</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路管理交通課
<b>細事業名</b> 移動円滑化道路整備事業( )	
<p>(事業概要) 移動円滑化基本構想に基づく市管理道路の歩道段差解消</p> <p>(事業目的) 安全で快適に利用できる道路環境の整備</p> <p>(事業計画) ・調査設計、整備工事</p>	
<b>担当部</b> 都市建設部	<b>担当課</b> 道路建設課

## 5 健康

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名 健康づくり推進事業

細事業名 かかりつけ歯科医機能支援事業

〔事業概要〕

平成13,14年度の成果を踏まえ、歯科医師会に委託して、かかりつけ歯科医機能推進委員会(専門部会)の運営。かかりつけ歯科医に関するホームページの運用(更新)。健診結果のデータ収集及びデータベース作成に関する業務を行う。

〔事業目的〕

歯科診療のみならず、歯科疾患の予防や継続的な口腔の健康管理を行う「かかりつけ歯科医の機能」を普及定着させる。

〔事業計画〕

・「かかりつけ歯科医」の普及定着を図るため、広報活動として「医療機関地図」の作成及びホームページの掲載を行う。

担当部 保健福祉部

担当課 健康推進課

細事業名 健康教室事業

〔事業概要〕

地区組織活動の実践方法を教育する講座を年1回開催し、食生活改善の基礎知識及び健康づくり全般にわたる知識の習得を図る。

〔事業目的〕

食生活改善の実践に熱意のある人に対し、講座を開催し、食のボランティア活動実践者としての地域のリーダーとなるように養成を図る。

〔事業計画〕

・年1回の講座を開催(40時間)  
・食生活改善の基礎知識及び健康づくり全般にわたる内容で実施する。

担当部 保健福祉部

担当課 健康推進課

<b>細事業名</b> 健康づくり推進組織育成事業	
<p>(事業概要) 食生活を中心とした健康づくりに関する学習会の開催、地区住民の健康に対するニーズを把握した活動計画の策定及び食生活改善実践活動に対する助言・指導を行う。</p> <p>(事業目的) 「食と健康教室」を修了した食生活改善推進員の地域における自主的な活動や健康づくり実践活動を促進する。</p> <p>(事業計画) ・食生活を中心とした健康づくりに関する学習会を開催する。 ・地区住民の健康に対するニーズを把握した活動計画の策定及び食生活改善実践活動を実施する。</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	健康推進課
<b>事業名</b> 青年・成人健康診査事業	
<b>細事業名</b> 青年・成人健康診査、結核検診事業	
<p>(事業概要) 青年期からの健康づくりの一環として、問診・胸部レントゲン撮影・身体計測・検尿・血液検査・血圧測定・診察を行う。</p> <p>(事業目的) 青年期からの疾病の早期発見及び健康増進の意識づくりを図る。</p> <p>(事業計画) ・15歳以上39歳以下の市民を対象に、青年・成人健康診査、結核検診(胸部レントゲン検査)を実施する。</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	健康推進課
<b>事業名</b> 母子保健健康診査事業	
<b>細事業名</b> 1歳7か月児健康診査事業	
<p>(事業概要) 1歳7か月児を対象に、問診、身体計測、医師・歯科医師の診察、心理相談(必要児のみ)、保健指導、栄養指導、歯科保健指導、保育指導等を行う。</p> <p>(事業目的) 満1歳6か月児から2歳児未満の幼児を対象に、身体発育・運動及び精神発達・視聴覚などの異常の早期発見・早期治療を図るとともに、適切な指導を行い、幼児の健康の保持・増進を図る。</p> <p>(事業計画) ・毎月健康診査日を定め、年間を通して健康診査を、満1歳6か月以上満2歳未満の幼児を対象に実施する。 項目...問診・身体発育状況・栄養状態・脊椎、胸郭の疾病及び異常の有無・皮膚の疾患の有無・歯、口腔の疾患及び異常の有無、四肢運動障害の有無・精神発達の状況</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	健康推進課
<b>細事業名</b> 2歳6か月児歯科健康診査事業	
<p>(事業概要) 2歳6か月児を対象に、問診、身体計測、歯科医師の診察、カリオスタット検査、フッ素塗布(希望者)、保健指導、栄養指導、歯科保健指導、集団指導(栄養・歯科保健等)を行う。</p> <p>(事業目的) う蝕(虫歯)の急増期である2歳6か月児及びその保護者を対象として、口腔内診査、予防措置、保健指導、カリオスタットなどを行い、歯科疾患の予防を図るとともに生涯を通じた健康づくりの基礎を築く。</p> <p>(事業計画) ・毎月健康診査日を定め、年間を通して健康診査を実施する。 項目...問診・口腔内診査・カリオスタット検査・口腔保健指導・予防指導</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	健康推進課

<b>細事業名</b> 3歳6か月児健康診査事業	
<p>(事業概要) 3歳6か月児を対象に、問診、尿検査、身体計測、医師・歯科医師の診察、心理相談(必要児のみ)・視力・聴覚の再検査(必要児のみ)、保健指導、栄養指導、歯科保健指導、集団指導(育児・栄養・歯科保健・健康管理等)を行う。</p> <p>(事業目的) 満3歳児から4歳児未満の幼児を対象に、健康診査を行い、疾病の予防や早期発見・早期治療を図るとともに保護者に適切な指導を行い、幼児の健全育成を図る。</p> <p>(事業計画) ・毎月健康診査日を定め、年間を通して健康診査を実施する。 項目…問診・尿検査・身体計測・診察・歯科診察・視力・聴覚検査・心理相談・保健指導・栄養指導・歯科保健指導・集団指導(育児、栄養、歯科保健、健康管理など)</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>細事業名</b> 4か月児健康診査事業	
<p>(事業概要) 4か月児を対象に、問診、身体計測、医師の診察、保健指導、栄養指導、集団指導(育児・栄養・歯科保健・健康管理等)等を行う。</p> <p>(事業目的) 満3か月児から6か月児未満の乳児を対象に、健康診査を行い、疾病の予防や早期発見・早期治療を図るとともに、その保護者に成長、栄養、育児及び歯科保健に関する適切な指導を行い、乳児の健全育成を図る。</p> <p>(事業計画) ・毎月健康診査日を定め、年間を通して健康診査を実施する。 項目 ・問診・身体計測・医師診察・集団指導(育児、栄養、歯科保健、健康管理など)・保健指導、栄養指導</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>細事業名</b> 経過観察健康診査事業	
<p>(事業概要) 経過観察を必要とする乳幼児を対象に、問診、身体計測、医師の診察、心理相談(必要児のみ)、保健指導、栄養指導等を行う。</p> <p>(事業目的) 各種乳幼児健康診査や健康相談の結果、経過観察を必要とする乳幼児を対象に、専門医師や心理相談員による健診・相談を行い、異常の早期発見に努めるとともに、健全な育成を図る。</p> <p>(事業計画) ・一次健康診査の結果、要経過観察と判断された乳幼児に対して、必要な時期に経過観察のための健康診査を実施する。</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>細事業名</b> 視力・聴覚精密健康診査事業	
<p>(事業概要) 乳幼児健康診査の結果、斜視や屈折異常の疑い又は難聴の疑いがあり、精密な診断を行う必要があると認められた幼児に対し、指定医療機関において精密検査を行う。</p> <p>(事業目的) 視力 弱視を引き起こす斜視や屈折異常の早期発見と早期治療に努める。 聴覚 軽度から中等度以上の難聴などの早期発見と早期治療および難聴の原因として多い滲出性中耳炎の早期発見・早期治療に努める。</p> <p>(事業計画) ・視力 市が実施する視力検診の結果、斜視や屈折異常の疑いがあり、診断確定のためにより一層精密な診断を行う必要のある幼児に対し、専門の医療機関(指定医療機関)において精密健康診査を実施する。 ・聴覚 市が実施する聴覚検診の結果、難聴の疑いがあり、診断確定</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課

<b>細事業名</b> 歯科フォロー健診事業	
<p>〔事業概要〕 1歳7か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査・3歳6か月児健康診査において、カリエスタット検査により要注意と判定された幼児とその保護者を対象に、歯科医師の診察、フッ素塗布(希望者)、栄養指導、歯科保健指導、集団指導(歯科保健・健康管理等)等を行う。</p> <p>〔事業目的〕 カリエスタット検査によるハイリスク児とその保護者を対象として、健康診査約1か月後に再度、口腔内検査、保健指導を行うことによりう蝕(むし歯)などの歯科疾患の予防を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・毎月健康診査日を定め、年間を通して健康診査を実施する。 ・1歳7か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査及び3歳6か月児健康診査において、カリエスタットにより要注意と判定された幼児に対する個別保健指導などを行う。 項目...歯科医師の診察・フッ素塗布(希望者)・栄養指導・歯科保健指導・集団指導(歯科保健・健康管理等)</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>細事業名</b> 乳児一般健康診査事業	
<p>〔事業概要〕 1歳未満の乳児を対象に、医療機関委託による個別方式で実施。医療機関からの結果通知を受け、必要に応じて指導を行う。</p> <p>〔事業目的〕 乳児の心身障害の早期発見を行うとともに、乳児の健康保持及び増進を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・1歳未満の乳児に対して公費で健康診査を行い、医療機関からの結果通知を受け、必要に応じて乳児の保護者に適切な指導を行う。 項目...問診・身体計測・医師診察・尿化学検査・保健指導</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>細事業名</b> 乳児後期健康診査事業	
<p>〔事業概要〕 満9か月から1歳未満の乳児を対象に、医療機関委託による個別方式で実施。医療機関からの結果通知を受け、必要に応じて指導を行う。</p> <p>〔事業目的〕 満9か月から1歳未満の乳児を対象に、成長発達の確認を行うとともに、乳児のかかりつけ医の推進を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・乳児期後期(9か月～1歳未満)に公費で健康診査を行い、必要に応じて乳児の保護者に適切な指導を行う。 項目...問診・身体計測・医師診察・保健指導</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>細事業名</b> 乳幼児精密健康診査事業	
<p>〔事業概要〕 保健センターが実施する健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがあり、診断の確定のために精密な検査の必要があると認められた乳幼児に対し、受診票を交付し、専門の医療機関(指定医療機関)又は子ども家庭センターにおいて精密健康診査を行う。</p> <p>〔事業目的〕 乳幼児の心身異常の早期発見と早期治療体制の確立を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・市が実施する健康診査の結果、必要に応じて受診票を交付し、専門の医療機関(指定医療機関)または子ども家庭センターにおいて精密健康診査を実施する。</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課

<b>細事業名</b> 妊婦一般健康診査・B型肝炎母子感染防止事業	
<p>(事業概要) 妊婦一般健康診査受診票を交付し、医療機関委託による個別方式で実施。上記健診時に妊婦に対するHBs抗原検査を行い、医療機関からの結果通知を受け、必要に応じて指導を行う。</p> <p>(事業目的) 妊娠中毒症や糖尿病、貧血やその他の合併疾患のチェックを行い、流産・死産・未熟児の出生等を予防するための妊婦の定期健康診査の充実を図る。 B型肝炎ウィルスの母子感染の予防を行う。</p> <p>(事業計画) ・妊婦一般健康診査受診票を交付し、全妊婦1回、別途定めた項目により健康診査を実施する。 ・上記健康診査時に妊婦に対するHBs抗原検査を実施する。 項目…問診・医師診察、尿検査、血圧検査、血色素検査、血液型検査、梅毒検査、HBs抗原検査、保健指導</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	健康推進課
<b>事業名</b> 母子保健推進事業	
<b>細事業名</b> ことば相談事業	
<p>(事業概要) 3歳6か月児健康診査で生じる言葉の悩み(発音不明瞭、吃音、言葉の遅れ)をもつ幼児と保護者を対象に、言語聴覚士や心理相談員による集団及び個別指導、保健師の個別指導及び、保育士による集団指導を行う。</p> <p>(事業目的) 専門スタッフによる個別相談を行い、家庭での関わり方の助言を行いながら、実際に親子でのふれあい遊び、集団遊びを行い、ことばの発達を促進する。</p> <p>(事業計画) 言語聴覚士や心理相談員、保育士、保健師による集団遊びや個別指導を行う。</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	健康推進課
<b>細事業名</b> 新生児訪問指導事業	
<p>(事業概要) 生後28日以内の新生児を新生児訪問指導依頼票や育児相談等から把握し、保健師、助産師が家庭訪問を行う。</p> <p>(事業目的) 新生児期は、様々な疾病にかかりやすく、しかも些細な事故が思わぬ事態を招くこともあり、保護者も養育上多くの不安を持ちやすいため、この時期に家庭訪問を行い、保護者の不安解消を図り、異常の早期発見、治療や育児について指導し、育児の万全を期す。</p> <p>(事業計画) ・新生児訪問指導依頼票や育児相談等から対象把握を行い、訪問指導員として委託した助産師による訪問指導を行う。特に必要のある場合は、保健師が訪問する。</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	健康推進課
<b>細事業名</b> 乳幼児相談事業	
<p>(事業概要) 子育てに不安を持つ保護者を対象に、心理相談員による個別相談、保健師・栄養士・歯科衛生士による個別相談及び指導を行う。</p> <p>(事業目的) 育児支援とともに、育児不安の解消及び軽減を図る。</p> <p>(事業計画) ・保護者が安心して子育てできるように、心理相談員・保健師等の専門職による個別相談や指導を行う。</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	健康推進課



<b>細事業名</b> 妊産婦・乳幼児保健指導事業	
〔事業概要〕 妊産婦及び乳幼児を対象に、必要に応じて家庭訪問・面接及び集団指導や電話による保健指導を行う。	
〔事業目的〕 妊産婦及び乳幼児に対する診察または診断結果に基づき、必要な療養指導、疾病の予防、または健康増進に必要な保健上の注意、日常生活において保健上守るべき事項を指示、指導を行う。さらに母子保健ニーズの多様化、子育てをめぐる環境の変化に対応し、育児不安の解消等の生活支援についても行き、もって母子の健全育成を図る。	
〔事業計画〕 ・あらゆる母子保健サービスなどを通して対象把握を行い、集団及び個別方式により保健指導を行う。	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>細事業名</b> 妊産婦訪問指導事業	
〔事業概要〕 妊娠届出書や妊婦一般健康診査の結果通知等から、保健指導を必要とする妊産婦に対し、保健師又は助産師による家庭訪問を行い、日常生活などの適切な指導を行う。	
〔事業目的〕 妊娠中毒症や未熟児出生の予防など、異常の発生を防止する。	
〔事業計画〕 ・妊娠届出書や妊婦一般健康診査の結果通知等から保健指導を必要とする妊産婦の把握を行い、訪問指導員として委託した助産師による訪問指導を行う。 特に必要のある場合は、主としてハイリスク妊産婦を対象に保健師が訪問する。	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>細事業名</b> 両親教室事業	
〔事業概要〕 妊婦や配偶者を対象に、妊娠、出産、育児、及び歯科保健に関する教育や指導を行うとともに、沐浴実習やグループワーク・先輩ママとの交流を行う。	
〔事業目的〕 親準備性を高め、母子の健全育成を図る。	
〔事業計画〕 ・1コース4回を基本とする教室を、年間を通して開催する。 講義内容 ・妊娠・出産・産後の健康管理 ・妊娠中の保健、栄養 ・新生児の育児、衣類、沐浴 など	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>細事業名</b> 母子栄養食品の支給事業	
〔事業概要〕 生活保護世帯や市民税非課税世帯の妊産婦と乳児などを対象に、母子栄養食品(牛乳・粉乳)を支給する。	
〔事業目的〕 栄養の強化を必要とする妊産婦及び乳児に対して、医師の診察などにより栄養食品を支給し、母子の栄養強化を図る。	
〔事業計画〕 ・母子栄養食品として牛乳・粉乳等を支給する。	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課

<b>細事業名</b> 母子健康手帳交付事業	
<p>(事業概要) 母子健康手帳は、妊娠、出産および育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書となるもので、記録(医学的記録、保護者の記録)、情報(行政情報、保健・育児情報)のため、母子保健法第15条の規定による妊娠の届出時に交付する。</p> <p>(事業目的) 母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進のため交付する。</p> <p>(事業計画) ・妊娠の届出をした人に対して母子健康手帳の交付を行う。</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 健康推進課
<b>細事業名</b> 離乳食講習会事業	
<p>(事業概要) 離乳期の乳児をもつ保護者などを対象に、栄養士による集団及び個別指導、離乳食の実演講習を行う。</p> <p>(事業目的) 離乳期の乳児をもつ親などを対象に、離乳食の正しい知識を啓発するとともに、実演を通して将来の食生活の基礎を築く。</p> <p>(事業計画) ・集団指導・個別指導(発育状況において早期改善のための指導) ・「離乳の基本」に基づいて講話(正しい離乳食の進め方・与え方) ・実演(調理品を使用することで理解を深める)等</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 健康推進課
<b>細事業名</b> ブックスタート事業	
<p>(事業概要) 乳児4か月児健康診査の場での、赤ちゃん向けの絵本の配布、図書館司書による絵本についての説明及び読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせを行う。</p> <p>(事業目的) ブックスタート事業が親子で本に親しむきっかけとなり、さらに絵本を通してふれあい、語り合うことにより、親子のきずなを深める等の子育て支援を行う。</p> <p>(事業計画) ・4か月児健康診査の場における絵本の配布、図書館司書による絵本についての説明及び読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせを行う。</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 健康推進課
<b>事業名</b> 老人保健健康診査事業	
<b>細事業名</b> 胃がん検診事業	
<p>(事業概要) 40歳以上の市民を対象に、問診、胃部X線撮影の検診を行う。</p> <p>(事業目的) 胃がんを早期に発見し、早期治療に結びつけるとともに、がん予防を図る。</p> <p>(事業計画) ・40歳以上の市民を対象に、集団及び個別方式で実施する。 集団...保健センターで実施 個別...市内取扱医療機関で実施</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 健康推進課

<b>細事業名</b>	<b>基本健康診査事業</b>
<p>〔事業概要〕 40歳以上の市民を対象に、問診・身体計測・理学的検査・血圧測定・検尿・血液検査・心電図検査・眼底検査(医師が必要と認めた人)・B型C型肝炎ウイルス検査を行う。</p> <p>〔事業目的〕 生活習慣病予防や健康管理等に関する正しい知識の普及を行うことによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・40歳以上の市民を対象にした集団及び個別方式で実施する。 (B型C型肝炎ウイルス検査は、40～70歳までの5歳ごとの節目の市民等を対象に、平成14年度から5年間実施) 集団...保健センターで実施 個別...市内取扱医療機関で実施</p>	
<b>担当部</b>	<b>保健福祉部</b>
<b>担当課</b>	<b>健康推進課</b>
<b>細事業名</b>	<b>結核・肺がん検診事業</b>
<p>〔事業概要〕 40歳以上の市民を対象に、問診、胸部X線間接撮影、喀痰細胞診検査を行う。</p> <p>〔事業目的〕 肺がんを早期に発見し、早期治療に結びつけるとともに、がん予防を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・40歳以上の市民を対象に、保健センターにおいて集団方式で実施する。</p>	
<b>担当部</b>	<b>保健福祉部</b>
<b>担当課</b>	<b>健康推進課</b>
<b>細事業名</b>	<b>在宅寝たきり老人等訪問歯科健診事業</b>
<p>〔事業概要〕 在宅における寝たきり老人等を対象に、歯科医師及び歯科衛生士等が家庭を訪問し、問診、未処置歯の有無、未処置歯の補綴の必要性、顎関節の状況、歯周病疾患検査、口腔衛生検査、義歯の状況、動揺歯の状況、治療の必要性等の検査をするとともに、適切な保健指導を行う。併せて、歯科医師会において推進協議会及び専門委員会の設置・運営を行う。</p> <p>〔事業目的〕 在宅で寝たきり状態にあり、歯科医院への受診が困難な人に対して歯科医師及び歯科衛生士が家庭を訪問し、歯科疾患の予防及び早期発見、日常生活における口腔内清掃、義歯の機能及びその管理等の正しい指導を行い、もって健康の保持・増進を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・40歳以上の寝たきり、またはこれに準ずる市民を対象とし、河内長野市歯科医師会の協力を得て市内の家庭において実施する。</p>	
<b>担当部</b>	<b>保健福祉部</b>
<b>担当課</b>	<b>健康推進課</b>
<b>細事業名</b>	<b>子宮がん検診事業</b>
<p>〔事業概要〕 30歳以上の女性市民を対象に、問診、視診、内診、細胞診(頸部・体部)を行う。</p> <p>〔事業目的〕 子宮頸部及び体部に発生するがんを早期に発見し、早期治療に結びつけるとともに、がん予防を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・30歳以上の女性市民を対象に、市内取扱医療機関において個別方式で実施する。</p>	
<b>担当部</b>	<b>保健福祉部</b>
<b>担当課</b>	<b>健康推進課</b>
<b>細事業名</b>	<b>歯周疾患検診事業</b>
<p>〔事業概要〕 40歳、50歳、60歳になる市民を対象に、問診、未処置歯の有無、未処置歯の補綴の必要性、顎関節の状況、歯周病疾患検査、口腔清掃状態の検査を行う。</p> <p>〔事業目的〕 高齢期に自分の歯を十分に保有し、食べることができるように歯の喪失の予防を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・市内取扱歯科医療機関において、歯周疾患などについての健康診査を実施する。</p>	
<b>担当部</b>	<b>保健福祉部</b>
<b>担当課</b>	<b>健康推進課</b>

<b>細事業名</b> 大腸がん検診事業	
〔事業概要〕 40歳以上の市民を対象に、問診、便潜血反応検査を行う。	
〔事業目的〕 大腸がんを、早期に発見し、早期治療に結びつけるとともに、がんの予防を図る。	
〔事業計画〕 ・40歳以上の市民を対象に、集団及び個別方式で実施する。 集団...保健センターで実施 個別...市内取扱医療機関で実施	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>細事業名</b> 乳がん検診事業	
〔事業概要〕 30歳以上の女性市民を対象に、問診、視診、触診を行う。集団では、加えて乳房X線撮影を行う。	
〔事業目的〕 乳がんを早期に発見し、早期治療に結びつけるとともに、がん予防を図る。	
〔事業計画〕 ・30歳以上の女性市民を対象に、集団及び個別方式で実施する。 集団...保健センターで実施 個別...市内取扱医療機関で実施	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>細事業名</b> 骨粗しょう症検診事業	
〔事業概要〕 40歳・50歳・60歳の女性市民を対象に、問診・骨塩定量検査MD法(CXD法・DIP法)を行う。	
〔事業目的〕 早期の骨量減少者を発見し、栄養・運動面等の保健指導により改善を図り、骨粗しょう症予防を図る。	
〔事業計画〕 ・40・50・60歳の女性市民を対象に、市内取扱医療機関で実施する。	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>事業名</b> 老人保健推進事業	
<b>細事業名</b> 訪問指導事業	
〔事業概要〕 療養上の保健指導が必要である40歳以上の市民を対象に、保健師等を訪問させて寝たきりや転倒の予防に関する指導、家庭における療養、機能訓練、看護方法に関する指導、生活習慣病予防に関する指導、家族への支援、諸制度の紹介等を行う。	
〔事業目的〕 心身の状況やおかれている環境などに照らして、療養上の保健指導が必要であると認められる人に対し、本人及び家族に必要な指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持を図る。	
〔事業計画〕 健康管理上訪問指導が必要な40歳以上の市民を対象に、 ・家庭における療養方法に関する指導 ・家庭における機能訓練方法に関する指導 ・痴呆に対する正しい知識などに関する指導 ・住宅改造に関する指導 ・疾病の予防に関する指導 ・家族への支援 ・諸制度の活用法などに関する指導 ・閉じこもりや転倒予防指導等を実施する。	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課

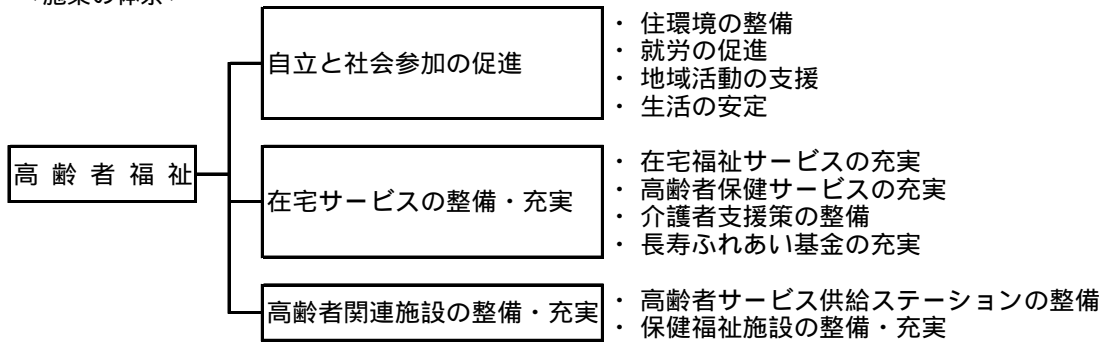
<b>細事業名</b> 機能訓練事業	
<p>(事業概要) 心身の機能の低下している医療の終了後も継続して訓練の必要な40歳以上の市民を対象に、A型(基本型)として、歩行等の基本動作、食事等の日常生活動作の訓練等を保健センターで、また、B型(地域参加型)として、工芸等の創作を主体とした活動、交流会や懇談会等を集会所等で行う。</p> <p>(事業目的) 閉じこもりを防止するとともに日常生活の自立を助け、介護を要する状態となることを予防する。</p> <p>(事業計画) 心身機能の障害または低下している40歳以上の市民を対象にA型(基本型)、B型(地域参加型)機能訓練を行う。 A型(基本型)...週1回保健センターで実施 B型(地域参加型)...自治会館・公民館などで実施</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>細事業名</b> 健康教育事業	
<p>(事業概要) 40歳以上の市民を対象に、個別健康教育(糖尿病や喫煙など)、集団健康教育(歯周疾患や病態別、健康づくり教室など)、介護家族健康教育(介護を行う者に発生しやすい健康上の問題に関する一般的な知識や留意事項など)を行う。</p> <p>(事業目的) 生活習慣病の予防や健康増進に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に資する。</p> <p>(事業計画) 40歳以上の市民を対象に、 ・集団健康教育(生活習慣病予防や健康増進) ・肺がん予防、乳がん予防、寝たきり予防、骨粗しょう症予防など ・介護家族健康教育(介護を行う者の健康の保持・増進など) ・個別健康教育(高血圧、高コレステロール血症、耐糖能異常、喫煙について1対1で個別に行う) を実施する。</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課
<b>細事業名</b> 健康相談事業	
<p>(事業概要) 40歳以上の市民を対象に、生活習慣病や介護家族の健康相談など心身の健康に関する相談を行う。</p> <p>(事業目的) 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理を図る。</p> <p>(事業計画) 40歳以上の市民を対象に、 ・総合健康相談(心身の健康に関するもの) ・重点健康相談(疾病別の重点相談など) ・介護家族健康相談(介護を行う者の心身の健康に関するもの) を実施する。</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	健康推進課

<b>事業名</b> 予防啓発事業	
<b>細事業名</b> 健康フェア	
〔事業概要〕 市民健康フェア実行委員会に委託して健康フェアを開催(毎年1回)する。	
〔事業目的〕 市民が健康への関心を持ち、健康管理の正しい知識を習得する。	
〔事業計画〕 ・市民健康フェアの開催	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	健康推進課
<b>事業名</b> 予防接種事業	
<b>細事業名</b> 結核予防事業	
〔事業概要〕 医師会に委託して、結核予防法に基づき、生後3か月～4歳未満の乳幼児を対象にBCG接種を行う。	
〔事業目的〕 結核の予防とそのまん延を防止する。	
〔事業計画〕 ・ツベルクリン反応検査、48時間後判定・陰性者にBCG接種	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	健康推進課
<b>細事業名</b> 定期予防接種事業	
〔事業概要〕 医師会に委託して、予防接種法に基づき、定期の予防接種(ポリオ、三種・二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、インフルエンザ)を行う。	
〔事業目的〕 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。	
〔事業計画〕 ・ポリオ、三種・二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、インフルエンザ	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	健康推進課
<b>事業名</b> 救急医療事業	
<b>細事業名</b> 小児夜間救急医療事業	
〔事業概要〕 医師会に委託して、夜間から早朝における小児科医の確保及び二次医療の後送ベッドの確保を行う。	
〔事業目的〕 夜間から早朝における小児の救急医療体制を確保するため。	
〔事業計画〕 ・複数の指定病院 ・診療日 毎日 ・診療時間 午後8時～翌朝8時 ・後送ベッドの確保	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	健康推進課

<b>事業名</b> 休日急病診療事業	
<b>細事業名</b> 休日急病診療事業	
<p>(事業概要) 一般の医療機関の診療日外における市立休日急病診療所の運営を行う。</p> <p>(事業目的) 休日等の通常の診療日外における救急医療の確保のため。</p> <p>(事業計画) ・診療日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月30日～翌年1月4日)、土曜日 ・診療時間 日曜日、休日、年末年始 10時～16時 土曜日 18時～21時 ・診療科目 内科、小児科、歯科(土曜日は除く)</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 健康推進課
<b>事業名</b> 飼犬等管理支援事業	
<b>細事業名</b> 犬等不妊手術助成金交付事業	
<p>(事業概要) 飼い犬等の不妊手術に要する費用の一部(雄3,000円、雌4,000円)を助成する。</p> <p>(事業目的) 野犬等の繁殖の防止を図る。</p> <p>(事業計画) ・獣医師の証明を添えて、手術日から3か月以内に申請することにより、雄については1頭3,000円、雌については1頭4,000円(同一年度内においては、1世帯1回の手術に限る)を助成する。</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 健康推進課
<b>細事業名</b> 飼犬登録及び狂犬病予防注射の実施事業	
<p>(事業概要) 飼い犬登録の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付を行う。</p> <p>(事業目的) 狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止する。</p> <p>(事業計画) ・飼犬登録の鑑札および狂犬病予防注射済票交付事務ならびに再交付事務。</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 健康推進課

## 6 高齢者福祉

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名		高齢者生きがい対策事業	
細事業名		高齢者バス等優待乗車助成事業( )	
〔事業概要〕 市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、バス、電車、タクシー運賃の一部を助成する。 年額5,000円			
〔事業目的〕 高齢者の外出の機会を増やし、社会参加と生きがい活動を促進し、もって福祉の向上を図る。			
〔事業計画〕 ・市内を運行する、バス、電車、タクシー運賃の一部を助成 年額5,000円			
担当部	保健福祉部	担当課	福祉総務課
細事業名		高齢者ふれあい入浴助成事業	
〔事業概要〕 市内の公衆浴場を利用して行う高齢者の利用促進を図るための無料入浴事業などに対し、助成金を交付する。			
〔事業目的〕 高齢者の健康増進や交流の促進等を図る。			
〔事業計画〕 ・市内公衆浴場を活用し、年間12回程度の無料入浴の実施			
担当部	保健福祉部	担当課	福祉総務課
細事業名		高齢者相互支援推進事業	
〔事業概要〕 市老人クラブ連合会が行う、寝たきり、ひとり暮らし等の高齢者宅を友愛訪問し、高齢者相互の支援を行う活動やその啓発普及を図る活動に対し補助金を交付する。			
〔事業目的〕 高齢者の地域社会との交流や、高齢者が相互に支援しあうことを促進するとともに、高齢者の生きがいを高め、もって高齢者の福祉の増進に資する。			
〔事業計画〕 ・老人クラブ連合会が行う、虚弱な高齢者宅を訪問し、高齢者相互の支援を行う活動や啓発普及をはかる活動に対し補助金を交付			
担当部	保健福祉部	担当課	福祉総務課



<b>細事業名</b> 老人クラブ活動支援事業	
<p>〔事業概要〕 市老人クラブ連合会及び単位老人クラブが実施する生きがい高揚事業などに対し、その事業費を助成する。</p> <p>〔事業目的〕 高齢者の自主的・積極的な社会活動を促進し高齢者が生きがいを持って地域社会で活動できるよう、老人クラブ活動を支援</p> <p>〔事業計画〕 ・市老人クラブ連合会が実施する生きがい高揚事業などに対し、その事業費を補助 ・単位老人クラブが実施する生きがい高揚事業などに対し、その事業費を補助</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 福祉総務課
<b>細事業名</b> 老人福祉行事開催事業	
<p>〔事業概要〕 老人福祉大会の開催、老人スポーツ大会の開催</p> <p>〔事業目的〕 老人福祉月間の一環として、高齢者に敬老の意を表すると共に、高齢者の交流や健康保持、生きがい高揚のための各種事業を展開し、もって高齢者の福祉の向上を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・老人福祉功労者への感謝状贈呈 ・老人クラブ会員によるアトラクションの実施 ・遊戯性の高いスポーツ大会の開催</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 福祉総務課
<b>細事業名</b> はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	
<p>〔事業概要〕 市内に居住する65歳以上の高齢者が9月中に、はり、きゅう、マッサージの施術を市内施術所で受けた場合、申請により費用の一部を助成する。上限4,000円</p> <p>〔事業目的〕 高齢者の健康の保持及び福祉の増進を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・9月中の施術に対し、1人2回まで1回あたり2,000円を限度に、10月31日までの申請により費用の一部を助成する。</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 福祉総務課
<b>細事業名</b> シルバー人材センター支援事業	
<p>〔事業概要〕 シルバー人材センターの健全な育成のため、センター事業費などの一部や事務局職員の人件費を補助する。</p> <p>〔事業目的〕 定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業の機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。</p> <p>〔事業計画〕 ・シルバー人材センターへの補助</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 福祉総務課

<b>事業名</b> 長寿ふれあい基金事業	
<b>細事業名</b> 長寿ふれあい活動助成事業	
<p>(事業概要) 河内長野市長寿ふれあい基金の運用益を活用し、各種民間団体などが行う高齢者福祉の向上や健康増進、社会参加の促進、生きがいの高揚などの活動の費用の一部を助成する。</p> <p>(事業目的) 地域社会の中で展開される民間の福祉団体や、地域住民の自主的な地域福祉活動などを支援することにより、高齢者福祉の推進に資する地域での福祉活動などを推進する。</p> <p>(事業計画) ・河内長野市長寿ふれあい基金の運用益の一部を用いて、各種民間団体などが行う高齢者福祉の向上や健康増進、社会参加の促進、生きがいの高揚などの活動の費用の一部を助成</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 福祉総務課
<b>事業名</b> 敬老祝事業	
<b>細事業名</b> 敬老金支給事業	
<p>(事業概要) 本市に居住する80歳、88歳、99歳、100歳、101歳以上の高齢者に対し、敬老金を給付する。</p> <p>(事業目的) 高齢者に対し、敬老金を給付し、敬老の意を表し併せてその福祉を増進する。</p> <p>(事業計画) ・敬老金を支給 80歳 - 1万円 88歳 - 3万円 99歳 - 5万円 100歳 - 30万円 101歳以上 - 5万円</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 福祉総務課
<b>細事業名</b> 敬老祝事業	
<p>(事業概要) 9月1日現在、本市に居住する男女最高齢者に対し、敬老祝品を贈呈する。</p> <p>(事業目的) 男女最高齢者に対し、敬老祝品を贈呈し、長寿を祝福するとともに、その福祉を増進する。</p> <p>(事業計画) ・敬老祝品を贈呈</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 福祉総務課
<b>細事業名</b> 金婚のつどい開催事業	
<p>(事業概要) 金婚のつどいの開催、金婚祝記念品の贈呈など。</p> <p>(事業目的) 高齢者に対して、人生の節目となる金婚を迎える年をお祝いし、長寿を祝福するとともに、その福祉を増進する。</p> <p>(事業計画) ・金婚のつどいを開催 ・記念品等の贈呈 ・記念撮影の実施</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 福祉総務課

<b>事業名</b>	在日外国人高齢者特別給付金支給事業		
<b>細事業名</b>	在日外国人高齢者特別給付金支給事業		
	<p>(事業概要) 国民年金制度における国籍要件撤廃の時期の関係で、無年金とならざるを得なかった在日外国人高齢者に対し、給付金を支給する。 月額10,000円</p> <p>(事業目的) 国民年金制度における国籍要件撤廃の時期の関係で、無年金とならざるを得なかった在日外国人高齢者に、給付金を支給し福祉の向上を図る。</p> <p>(事業計画) ・年3回に分けて現金給付</p>		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	福祉総務課
<b>事業名</b>	地域福祉センター整備事業		
<b>細事業名</b>	清見台地域福祉センター整備事業		
	<p>(事業概要) 本市東部地域の福祉センターとして、清見台地区に、コミュニティセンターとの複合施設として整備する。</p> <p>(事業目的) 高齢者などが身近な地域で社会参加や生きがい活動を促進していくための拠点を整備し、高齢者などが集い、ふれあい、生きがいを見出すことによって、いきいきとした地域社会づくりを促進する。</p> <p>(事業計画) ・第二地域福祉センター整備に伴う実施設計、用地取得、建設工事など (清見台地域コミュニティセンターとの複合)</p>		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	福祉総務課
<b>事業名</b>	介護予防・自立生活推進事業		
<b>細事業名</b>	高齢者住宅改造助成事業		
	<p>(事業概要) 高齢者が暮らしやすいように住まいの段差を解消したり手すりをつけたりする場合、80万円を助成基準額の限度として世帯の所得税額に応じてその改造費用を一部助成する。 所得税額0 - 助成率9/10、所得税額8万円まで - 助成率2/3、所得税額8万円を超え14万円まで - 助成率1/2、所得税額14万円を超える - 助成の対象外</p> <p>(事業目的) 住宅改造費用を助成することにより居宅の利便性や安全性を高め、高齢者が住み慣れた住居で自立し安心して生活できるようにする。</p> <p>(事業計画) ・段差解消や手すりの取り付けなどの住宅改造を必要とする高齢者のいる世帯に対し、一定上限額のもとに、その経費を助成</p>		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	介護保険課
<b>事業名</b>	介護予防・生活支援事業		
<b>細事業名</b>	老人日常生活用具給付等事業		
	<p>(事業概要) 電磁調理器や火災報知器などの日常生活用具の給付及び市が所有する電話の貸与を行う。所得税の課税状況等により個人負担額を決定する。</p> <p>(事業目的) 日常生活の便宜を図り、在宅生活の安全性の向上や自立生活の支援を行う。</p> <p>(事業計画) ・日常生活用具の給付・貸与</p>		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	介護保険課

<b>細事業名</b> 緊急通報システム運営事業	
<p>(事業概要) ひとり暮らし高齢者などの居宅に緊急通報装置を設置し、緊急時には簡単な操作により市が委託している「受信センター」に通報が入り24時間対応する。</p> <p>(事業目的) 急病などの緊急時に迅速対応する。</p> <p>(事業計画) ・緊急通報装置を保有するひとり暮らし高齢者などを登録し、ごく簡単な操作により、緊急事態を自動的に受信センターなどに通報することが可能なシステムの形成</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	介護保険課
<b>細事業名</b> 生活援助事業	
<p>(事業概要) 委託先のヘルパーを派遣することにより買い物、調理などの日常生活上の生活援助を行う。 生活援助 週2回、1時間以内/1回、1回160円 ごみ出し 週2回、1回80円</p> <p>(事業目的) 介護を必要とするに至っていない高齢者に対し、簡易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活の継続や介護状態への進行の防止を図る。</p> <p>(事業計画) ・家事に関するサービスを中心に事業実施</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	介護保険課
<b>細事業名</b> 高齢者給食サービス事業	
<p>(事業概要) 在宅介護支援センターを併設する介護保険施設への委託により高齢者向けの昼食を週3回提供。 委託料 調理、配達等に係る経費として1食650円 個人負担額 食材費の実費として1食400円</p> <p>(事業目的) 調理が困難な高齢者に栄養のバランスのとれた食事の提供を行うため、配食を通じて地域との交流を促進し(配食作業は一部地域ボランティアが行う)、孤独感の解消を図る。また在宅介護支援センターが実施しているので安否確認も行う。</p> <p>(事業計画) ・週3回、保温容器に入れた昼食を配食する給食サービスを実施</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	介護保険課
<b>細事業名</b> 生きがい活動支援通所事業	
<p>(事業概要) 要介護認定で自立となる高齢者に、事業委託しているデイサービスセンターで趣味や生きがい活動等のサービスを提供する。 個人負担額 1日 700円</p> <p>(事業目的) ある程度自立しているが、家で閉じこもりがちな高齢者に対し、デイサービスセンターでの人との交流により生活助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに要介護状態への進行を防止する。</p> <p>(事業計画) ・当該高齢者を生きがい対応型のデイサービスセンターに送迎し、日常動作訓練や趣味活動(生きがい活動)などのサービスを提供</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	介護保険課

<b>細事業名</b> 生活管理指導短期宿泊事業	
<p>〔事業概要〕  基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対して、短期間の宿泊により、日常生活に対する指導、支援を行う。</p> <p>〔事業目的〕  ひとり暮らし高齢者等で日常生活を営むのに支障がある者に対し、体調不良に陥った場合に、養護老人ホーム等の空き部屋を活用して一時的に宿泊させることにより、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図ると共に、要介護状態への進行を防止する。</p> <p>〔事業計画〕  ・養護老人ホームなどの空き部屋を利用して、一時的に宿泊させ、生活習慣などの指導を行うとともに、体調調整を図る。</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	介護保険課
<b>細事業名</b> 訪問理容サービス事業	
<p>〔事業概要〕  市と委託契約している理容店から訪問理容サービスを提供し、市が出張に係る経費を助成する。  1年度4回まで  1回あたりの助成額3,000円  利用者は理髪にかかる経費を負担</p> <p>〔事業目的〕  寝たきり等で理髪店へ行くことが困難な高齢者が在宅で理髪サービスが受けやすくする。</p> <p>〔事業計画〕  ・理容店に出向くことが困難である在宅高齢者に対し、訪問理容サービスの助成を行う。</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	介護保険課
<b>細事業名</b> 住宅改修指導事業	
<p>〔事業概要〕  作業療法士等による適正な住宅改造のアドバイスを行う。</p> <p>〔事業目的〕  住宅改造を行う場合に、専門的な立場から指導助言を行うことにより適正な住宅改造の普及を図る。</p> <p>〔事業計画〕  ・住宅改修に関し、作業療法士などが居宅を訪問し、家屋の構造、身体状況などを踏まえて助言・相談に応じる。</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	介護保険課
<b>細事業名</b> 寝具洗濯乾燥サービス助成事業	
<p>〔事業概要〕  寝たきりの高齢者等がクリーニング協会加盟店を通じて掛け布団、敷き布団、毛布等の寝具洗濯乾燥を行う場合、年間6点まで助成券の交付によりその経費の一部を助成する。  助成券1枚あたり2,700円を助成  (総額3,000円のうち300円は自己負担)</p> <p>〔事業目的〕  寝具のクリーニング経費の一部を助成することで衛生的な寝具を利用しやすくする。</p> <p>〔事業計画〕  ・65歳以上の寝たきり高齢者などで自力での寝具の洗濯乾燥が困難な人に対し、洗濯乾燥に要する経費の一部を助成</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	介護保険課

<b>事業名</b> 街かどデイハウス支援事業	
<b>細事業名</b> 街かどデイハウス支援事業	
<p>(事業概要)          自宅の一部等を活用して住民参加型デイサービスを実施している者に活動補助金を交付する。</p> <p>(事業目的)          住民参加活動を支援し、地域の福祉活動を活性化する。          高齢者の生活の助長、社会的孤独感の解消等を図る機会を拡大する。</p> <p>(事業計画)          ・当該高齢者に、健康チェックや給食・趣味活動などの日帰りデイサービスを支援</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 介護保険課
<b>事業名</b> 在宅介護支援センター運営事業	
<b>細事業名</b> 在宅介護支援センター運営事業	
<p>(事業概要)          在宅介護等に関する総合的な相談に24時間体制で対応し、保健福祉サービスが総合的に受けられるように各種機関との連絡調整を行う。</p> <p>(事業目的)          ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯などに対して介護予防のための相談に常時応じるため。</p> <p>(事業計画)          ・在宅介護支援サービスでのソーシャルワーカーや看護師などによる相談</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 介護保険課
<b>細事業名</b> 基幹型在宅介護支援センター運営事業	
<p>(事業概要)          地域型在宅介護支援センターの統括、支援          ケアマネジャーへの支援          複合的なニーズや困難ケースに対応する地域ケア会議の運営          市民の相談に対する専門的、総合的な対応</p> <p>(事業目的)          総合調整機能によるきめの細かい高齢者支援</p> <p>(事業計画)          ・社会福祉士、保健師の2名を配置し、地域型支援センターの統括及び地域ケアの総合調整のための会議を開催</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 介護保険課
<b>事業名</b> 在宅高齢者支援事業	
<b>細事業名</b> 短期ベッド貸出事業	
<p>(事業概要)          電動介護ベッド等を委託により業者から本人に貸し出し、市は費用の9割を負担する。</p> <p>(事業目的)          病院又は介護保険施設に入院又は入所中の高齢者等が居宅へ一時帰宅しやすくする。</p> <p>(事業計画)          ・1利用者1年度2回まで、1回あたり14日以内で特殊寝台等の貸出を実施</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 介護保険課

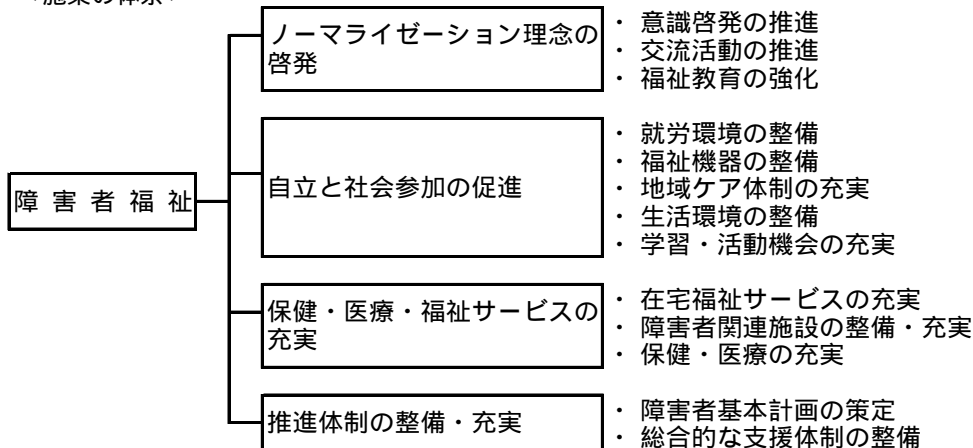
<b>事業名</b>	<b>在宅老人介護支援金給付事業</b>		
<b>細事業名</b>	<b>在宅老人介護支援金給付事業</b>		
(事業概要)	在宅で寝たきり又は痴呆の症状が3ヶ月以上継続しており、かつ引き続き3ヶ月以上市内に住所を有している65歳以上の高齢者を介護している者に対し介護支援金を支給する。 給付月額 10,000円		
(事業目的)	在宅で寝たきり又は痴呆の高齢者を介護している者に介護支援金を給付し、その在宅介護に係る経済的負担の軽減を図り、在宅介護の支援を行う。		
(事業計画)	・在宅のねたきり高齢者や痴呆性高齢者を介護している者に支援金を給付		
<b>担当部</b>	<b>保健福祉部</b>	<b>担当課</b>	<b>介護保険課</b>
<b>事業名</b>	<b>老人ホーム入所措置事業</b>		
<b>細事業名</b>	<b>老人ホーム入所措置事業</b>		
(事業概要)	身体上または精神上著しい障害がある高齢者で、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが困難であるときは、特別養護老人ホームに入所措置を実施 身体上、精神上、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮していて、自宅において生活することが困難な高齢者に養護老人ホームに入所措置を実施		
(事業目的)	低所得の高齢者で身体状況や家庭の状況などにより在宅生活が困難な者を入所措置することでその者の生活の安定を図る。		
(事業計画)	・養護老人ホームへの入所措置		
<b>担当部</b>	<b>保健福祉部</b>	<b>担当課</b>	<b>介護保険課</b>
<b>事業名</b>	<b>介護福祉事業</b>		
<b>細事業名</b>	<b>介護保険低所得者訪問介護利用者負担対策事業</b>		
(事業概要)	訪問介護サービスに係る利用者負担額について、一定要件を満たす低所得者に対して負担を軽減する。		
(事業目的)	高齢者には従来の制度からの激変緩和、障害者には支援施策として当該軽減措置を実施		
(事業計画)	・低所得者に対する激変緩和措置として、訪問介護の利用者負担軽減を実施		
<b>担当部</b>	<b>保健福祉部</b>	<b>担当課</b>	<b>介護保険課</b>
<b>細事業名</b>	<b>介護保険相談員派遣等事業</b>		
(事業概要)	介護保険相談員が定期的(2週間に1回)に介護サービス提供の場を訪れ、利用者の話を聞き相談に応じる。		
(事業目的)	介護保険相談員を派遣することにより、介護サービス利用者の疑問や不安・不満の解消を図り、介護サービスの質の向上を図る。		
(事業計画)	・介護保険相談員の養成・確保を行うとともに、市内事業所に対し、本制度の活用を促す。		
<b>担当部</b>	<b>保健福祉部</b>	<b>担当課</b>	<b>介護保険課</b>

<b>細事業名</b> 社会福祉法人による利用者負担減免助成事業	
<p>(事業概要) 社会福祉法人が低所得者の介護サービス利用料の軽減を行った場合において、一定の要件のもとに市がその法人に軽減額の一部を助成する。</p> <p>(事業目的) 低所得者の負担軽減</p> <p>(事業計画) ・実施社会福祉法人に補助金の交付 社会福祉法人が提供する介護保険サービスを利用している低所得者に対し利用者負担を減免する。</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	介護保険課
<b>細事業名</b> 住宅改修支援事業	
<p>(事業概要) 介護保険において、住宅改修費の支給を行う際必要となる理由書を作成したケアマネジャー(居宅サービス計画未作成の場合)に対し、1件につき2,000円の補助を行う。</p> <p>(事業目的) 住宅改修(介護保険対象分)の適正な実施及び利用の促進</p> <p>(事業計画) ・実施居宅介護支援事業者に1件あたり2,000円の補助金を交付</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	介護保険課
<b>事業名</b>	老人医療費助成事業
<b>細事業名</b> 老人医療費助成事業	
<p>(事業概要) 主に65歳以上70歳未満の老人に対する医療費の助成を行うとともに、老人保健医療対象者も含めて重度障害者など支払い困難者に対しての一部負担金の助成を行う。</p> <p>(事業目的) 非課税世帯における主に65歳以上70歳の老人に対する医療費の助成、重度障害者などの一部負担金の助成を行うことにより、老人の健康保持と福祉の向上を図る。</p> <p>(事業計画) ・65歳から70歳未満の要件を満たす老人に対し、保険診療に係る自己負担分の一部を助成するとともに、70歳以上の老人保健受給者、高齢受給者証対象者も含めて、重度障害者などに対して一部負担金相当額を助成</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	保険年金課



## 7 障害者福祉

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

<b>事業名</b> 障害者地域生活支援事業	
<b>細事業名</b> 在宅障害者自活訓練事業	
〔事業概要〕 社会福祉法人等に委託し、グループホームへの入居を希望する知的障害者の宿泊訓練を行う。	
〔事業目的〕 知的障害者のグループホーム入居を促進する。	
〔事業計画〕 ・宿泊訓練の実施 ・「河内長野市知的障害者自活訓練事業実施要綱」に基づき実施	
担当部	保健福祉部
担当課	障害福祉課
<b>細事業名</b> 障害者生活支援事業	
〔事業概要〕 障害者生活支援センターにおいて、地域の障害者等を対象にピアカウンセリング等の生活相談や情報提供等を行う。	
〔事業目的〕 障害者等に対して必要な助言や情報提供を行うことにより、福祉制度の利用を促進し、日常生活の円滑化を図る。	
〔事業計画〕 ・各種相談事業の実施 ・「河内長野市障害者生活支援事業実施要綱」に基づき実施	
担当部	保健福祉部
担当課	障害福祉課
<b>細事業名</b> デイサービス支援費給付事業	
〔事業概要〕 障害者デイサービスの利用に必要な居宅生活支援費を支給する。	
〔事業目的〕 在宅重度障害者とその家族の生活安定のために必要なデイサービス制度の利用を促進する。	
〔事業計画〕 ・デイサービス利用に必要な居宅生活支援費を支給	
担当部	保健福祉部
担当課	障害福祉課

<b>細事業名</b>	障害者福祉センター事業		
(事業概要)	市立障害者福祉センターにおいて、スポーツ・レクリエーション活動等を通じた障害児・者の生きがいづくりのための事業を行う。		
(事業目的)	在宅障害者の生きがいづくりと社会参加促進機会を拡大する。		
(事業計画)	・「河内長野市立障害者福祉センター条例」に基づき実施		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	障害福祉課
<b>細事業名</b>	ガイドヘルプサービス事業		
(事業概要)	ガイドヘルパーによる移動介護事業の利用に必要な居宅生活支援費を支給する。		
(事業目的)	単独での外出が困難な重度障害者の外出機会の拡大を促進する。		
(事業計画)	・ガイドヘルパー利用に必要な居宅生活支援費を支給		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	障害福祉課
<b>細事業名</b>	ホームヘルプサービス事業		
(事業概要)	ホームヘルパーによる居宅介護事業の利用に必要な居宅生活支援費を支給する。 精神障害者、難病患者等に対するホームヘルパーの派遣を行う。		
(事業目的)	在宅障害者及び精神障害者、難病患者等の日常生活の安定を図るとともに家族の介護負担を軽減する。		
(事業計画)	・ホームヘルパー利用に必要な居宅生活支援費を支給 ・「河内長野市精神障害者居宅介護等事業運営要綱」、「河内長野市難病患者等ホームヘルプサービス事業実施要綱」に基づき実施		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	障害福祉課
<b>細事業名</b>	ろうあ者福祉指導員設置事業		
(事業概要)	市福祉事務所内にろうあ者福祉指導員を配置し、市内聴覚障害者の相談等に対応する。		
(事業目的)	在宅聴覚障害者の自立と日常生活の安定を図るために相談援助の体制を整備する。		
(事業計画)	・市福祉事務所内にろうあ者福祉指導員を配置		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	障害福祉課
<b>細事業名</b>	短期入所事業		
(事業概要)	ショートステイの利用に必要な居宅生活支援費を支給する。 府立みなと寮に委託し、重度障害者のショートステイ事業を行う。 医療法人に委託し、精神障害者のショートステイ事業を行う。		
(事業目的)	在宅重度障害者等の生活の安定と家族の介護負担軽減を図るとともにショートステイ制度の利用を促進する。		
(事業計画)	・ショートステイ利用に必要な居宅生活支援費を支給 ・「河内長野市在宅重度障害者短期入所事業実施要綱」、「河内長野市精神障害者短期入所事業実施要綱」に基づき実施		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	障害福祉課

<b>細事業名</b> 手話通訳者派遣事業	
<p>(事業概要) 聴覚障害者に対して手話通訳者を派遣する。</p> <p>(事業目的) 聴覚障害者が社会生活上必要なコミュニケーション手段を支援する。</p> <p>(事業計画) ・手話通訳者の派遣 ・「河内長野市手話通訳者派遣事業実施運営要綱」に基づき実施</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課
<b>細事業名</b> 手話通訳者養成事業	
<p>(事業概要) 手話通訳者をめざす市民に対して基礎的な手話技術の修得と聴覚障害者理解を促進するための講座を開催する。</p> <p>(事業目的) 手話通訳者養成の機会を提供することにより、必要な人材の確保をねらう。</p> <p>(事業計画) ・入門課程、基礎課程の2講座を実施</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課
<b>細事業名</b> 重度障害者緊急通報システム運営事業	
<p>(事業概要) 在宅重度障害者の自宅に緊急通報装置を設置するとともに、緊急事態発生時にセキュリティー事業者による迅速な対応を行う。</p> <p>(事業目的) ひとり暮らしの在宅重度障害者等の緊急事態発生時に迅速な対応を行う。</p> <p>(事業計画) ・「河内長野市緊急通報システム運営要綱」に基づき実施</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課
<b>細事業名</b> 重度障害者住宅改造助成事業	
<p>(事業概要) 段差解消や手すりの取り付けなどの住宅改造を必要とする重度障害者(児)などがある世帯に対し、改造費用の一部を助成する。 (助成限度額 1,000千円)</p> <p>(事業目的) 階段、段差など重度障害者の移動の支障となる場所をバリアフリー化することにより、住み慣れた居宅での円滑な生活を維持する。</p> <p>(事業計画) ・「河内長野市重度障害者等住宅改造助成要綱」に基づき実施</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課
<b>細事業名</b> 重度障害者入浴サービス事業	
<p>(事業概要) 在宅重度身体障害者を対象として、施設の特設浴槽を利用した入浴サービスを社会福祉法人に委託し、実施する。</p> <p>(事業目的) 自宅において入浴介助が困難な重度身体障害者の清潔保持と家族の介護負担軽減を図る。</p> <p>(事業計画) ・「河内長野市在宅重度障害者入浴サービス事業実施要綱」に基づき実施</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課

<b>細事業名</b> 地域生活援助事業	
<p>(事業概要) 知的障害者に対してグループホームの利用に必要な居宅生活支援費を支給する。 精神障害者のグループホームへの入居を支援し、入居生活に必要な経費を支給する。</p> <p>(事業目的) 知的障害者、精神障害者のグループホームでの安定した生活維持を支援する。</p> <p>(事業計画) ・知的障害者グループホーム利用に必要な居宅生活支援費を支給 ・精神障害者グループホーム利用に必要な経費を支給</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課
<b>細事業名</b> 聴覚障害者等情報アクセス整備事業	
<p>(事業概要) 聴覚障害者世帯の緊急時連絡を受信するために設置した消防本部のFAX通信料等を支払う。</p> <p>(事業目的) 聴覚障害者世帯からの緊急連絡方法を確保するための機械的環境を整備する。</p> <p>(事業計画) ・FAX通信料等の支払</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課
<b>細事業名</b> 重度障害者特別給付事業	
<p>(事業概要) 国民年金法改正時において、障害基礎年金の受給資格が認められなかった外国人重度障害者に対して給付金を支給する。 (1人当たり 年額24万円)</p> <p>(事業目的) 外国人重度障害者の生活を支援する。</p> <p>(事業計画) ・「河内長野市外国人重度心身障害者特別給付金支給要綱」に基づき実施</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課
<b>細事業名</b> 更生医療給付事業	
<p>(事業概要) 身体上の障害を軽減するための更生医療に要する医療費(保険給付に伴う自己負担分)及び食事療養費を給付する。</p> <p>(事業目的) 更生医療に要する費用を軽減することにより必要な医療を受けやすくする。</p> <p>(事業計画) ・更生医療に要する医療費(保険給付に伴う自己負担分)及び食事療養費を給付</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課
<b>細事業名</b> 特別障害者手当等給付事業	
<p>(事業概要) 在宅の重度重複障害者に対して給付金を支給する。</p> <p>(事業目的) 在宅重度重複障害者の生活を支援する。</p> <p>(事業計画) ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を支給</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課

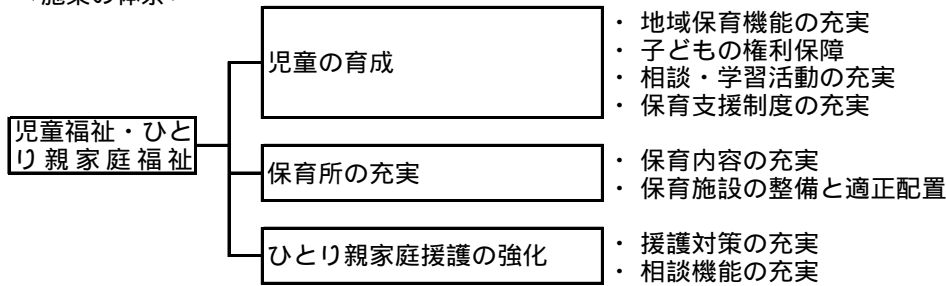
<b>細事業名</b> 日常生活用具給付事業	
〔事業概要〕 障害児・者の日常生活上の利便を図るために必要な日常生活用具を給付する。	
〔事業目的〕 在宅重度障害者の日常生活を支援する。	
〔事業計画〕 ・障害児・者日常生活用具を給付	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課
<b>細事業名</b> 補装具交付事業	
〔事業概要〕 障害児・者の身体障害を補うために必要な補装具を交付する。	
〔事業目的〕 身体上の障害を軽減することにより、障害児・者の日常生活の円滑化を図る。	
〔事業計画〕 ・障害児・者補装具を交付	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課
<b>事業名</b> 障害者社会参加促進事業	
<b>細事業名</b> 重度障害者タクシー料金助成事業	
〔事業概要〕 重度障害児・者に対してタクシー料金助成券を交付する。 (助成金額) タクシー基本料金相当額 (交付枚数) 年間24枚	
〔事業目的〕 重度障害児・者の移動の円滑化を支援する。	
〔事業計画〕 ・「河内長野市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱」、「河内長野市重度障害者リフト付き福祉タクシー料金助成事業実施要綱」に基づき実施	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課
<b>細事業名</b> 障害者レクリエーション活動支援事業	
〔事業概要〕 障害者児・者の社会参加を促進するレクリエーション活動を行う。	
〔事業目的〕 障害者が参加できるレクリエーション活動の拡大を図る。	
〔事業計画〕 ・バス借上を行う	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課
<b>細事業名</b> 身体障害者自動車改造助成事業	
〔事業概要〕 身体障害者が運転する自動車の操行装置などの改造に要する費用の一部を助成する。 (助成限度額) 100千円	
〔事業目的〕 身体障害者の移動の円滑化と社会参加機会の拡大を支援する。	
〔事業計画〕 ・「河内長野市身体障害者自動車改造助成事業要綱」に基づき実施	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 障害福祉課

<b>細事業名</b>	<b>身体障害者普通自動車運転免許取得費助成事業</b>		
(事業概要)	身体障害者が普通自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成する。 (助成限度額) 100千円		
(事業目的)	身体障害者の移動の円滑化と社会参加機会の拡大を支援する。		
(事業計画)	・「河内長野市身体障害者普通運転免許取得費助成事業要綱」に基づき実施		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	障害福祉課
<b>事業名</b>	<b>障害者自立訓練事業</b>		
<b>細事業名</b>	<b>身体障害者更生訓練事業</b>		
(事業概要)	身体障害者施設において更生訓練を行うために必要な費用を支給する。		
(事業目的)	身体障害者の自立を支援する。		
(事業計画)	・更生訓練費を支給		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	障害福祉課
<b>細事業名</b>	<b>身体障害者施設支援費給付事業</b>		
(事業概要)	身体障害者更生援護施設の利用に必要な施設支援費を支給する。		
(事業目的)	身体障害者の施設利用を支援する。		
(事業計画)	・身体障害者更生援護施設利用に必要な施設支援費を支給		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	障害福祉課
<b>細事業名</b>	<b>知的障害者施設支援費給付事業</b>		
(事業概要)	知的障害者援護施設の利用に必要な施設支援費を支給する。		
(事業目的)	知的障害者の施設利用を支援する。		
(事業計画)	・知的障害者援護施設利用に必要な施設支援費を支給		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	障害福祉課
<b>細事業名</b>	<b>知的障害者入所医療給付事業</b>		
(事業概要)	知的障害者入所者を対象に医療費を給付する。		
(事業目的)	知的障害者施設入所者の医療費を給付することにより必要な医療を受けやすくする。		
(事業計画)	・知的障害者入所者医療費を給付		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	障害福祉課
<b>細事業名</b>	<b>障害者雇用支援センターステップアップ事業</b>		
(事業概要)	大阪府障害者福祉事業団(金剛コロニー)が障害者雇用支援センター事業を実施するにあたり、南河内南福祉圏域(3市3町1村)の各市町村が事業費の補助を行う。		
(事業目的)	障害者雇用支援センターの設立・運営に対して補助することにより、障害者の雇用促進を図る。		
(事業計画)	・大阪府障害者福祉事業団(金剛コロニー)に対して事業費を補助		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	障害福祉課

<b>細事業名</b> 障害者作業所運営補助事業	
<p>(事業概要) 在宅障害者に対して生活指導や作業指導などを行う福祉作業所等に対し、運営補助金を交付する。</p> <p>(事業目的) 在宅障害者の働く場となる福祉作業所等に対して運営補助金を交付することにより、障害者の自立と社会参加機会の拡大を支援する。</p> <p>(事業計画) ・「河内長野市障害者福祉作業所運営事業補助金交付要綱」、「河内長野市精神障害者共同作業所運営事業補助金交付要綱」に基づき実施</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	障害福祉課
<b>細事業名</b> 通所施設交通費助成事業	
<p>(事業概要) 障害者通所施設等に通う障害者に対し、通所に要する交通費の一部を助成する。</p> <p>(事業目的) 障害者通所施設等の利用者の経済的負担を軽減する。</p> <p>(事業計画) ・「河内長野市障害者通所授産施設交通費助成事業要綱」に基づき実施</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	障害福祉課
<b>事業名</b>	身体障害児(者)・知的障害児(者)福祉金給付事業
<b>細事業名</b> 身体障害児(者)・知的障害児(者)福祉金給付事業	
<p>(事業概要) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた障害児・者に対して市福祉金を支給する。</p> <p>(事業目的) 障害児・者の生活を支援する。</p> <p>(事業計画) ・「河内長野市身体障害者及び知的障害者福祉金条例」に基づき実施</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	障害福祉課
<b>事業名</b>	重度障害者医療費助成事業
<b>細事業名</b> 重度障害者医療費助成事業	
<p>(事業概要) 65歳未満の重度身体障害者・知的障害者の保険医療に係る自己負担分の助成と全ての重度身体障害者・知的障害者の入院時食事療養費を助成。また、重度障害者医療証交付対象者の訪問看護利用料の一部を助成する。</p> <p>(事業目的) 医療費等の支払いが困難な重度障害者(児)に対する医療費等の助成を行うことにより、健康の保持と福祉の増進を図る。</p> <p>(事業計画) ・65歳未満の重度身体障害者・知的障害者に医療証を交付し、保険診療にかかる自己負担金を助成 ・重度障害者医療証の交付を受けた障害者に対し、訪問看護利用料の一部を助成</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	保険年金課

## 8 児童福祉・ひとり親家庭福祉

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名 子育て支援事業

細事業名 ファミリーサポートセンター事業

〔事業概要〕

育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織として、ファミリーサポートセンターを設立し、会員相互の援助活動に対し、支援を行うことにより、児童を持つ保護者の仕事と育児の両立を支援する。

〔事業目的〕

仕事を持つ市民の福祉の増進(仕事と家庭の両立支援)  
 地域の子育て支援機能の強化  
 相互援助活動を組織化

〔事業計画〕

・児童の一時預かりや保育施設等への送迎など、保育を希望する保護者に対し、その調整などの業務を行う。  
 ・広報活動強化  
 ・講習会 年4～5回  
 ・会員交流会 年2～3回

担当部 保健福祉部

担当課 児童課

細事業名 家庭児童相談室事業

〔事業概要〕

0歳～18歳までの子どもに関する相談への対応。面談・電話・訪問で対応する。  
 子育て支援事業・幼児健全発達支援事業への協力と支援

〔事業目的〕

子どもに関する相談ニーズに応えるための相談窓口として機能し、指導助言を行うことにより子育てに対する負担感を軽減し、子どもの健全な発達を支援する。

〔事業計画〕

・相談内容の多様化及び相談件数の増加に対応するため、相談員の増強を行う。

担当部 保健福祉部

担当課 児童課



<b>細事業名</b> 児童入所施設短期利用事業	
<p>(事業概要)  短期入所生活援助事業  保護者が一時的に家庭において養育できない場合及び母子が夫の暴力により必要な場合等に児童福祉施設等において、児童等の養育・保護を行う。  夜間養護等事業  仕事の事由により児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合児童福祉施設等において、生活指導、食事の提供等を行う。</p> <p>(事業目的)  児童を養育している家庭の保護者等(以下「保護者」という。)が疾病等の社会的な事由又は仕事の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育及び保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。</p> <p>(事業計画)  ・母子生活支援施設及び児童養護施設それぞれ2施設ずつと委託契約を行い引き続き事業を行う。  ・これまでの入所事由に加え育児疲れや看病疲れの場合に事業対象を広げ、利用しやすい制度とする。</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	児童課
<b>細事業名</b> 心身障害児通園施設運営費補助事業	
<p>(事業概要)  社会福祉法人聖徳園の運営する河内長野市内の知的障害児通園施設及び肢体不自由児通園施設に心身障害児通園施設運営費補助金を給付する。</p> <p>(事業目的)  社会福祉法人聖徳園の運営する河内長野市内の知的障害児通園施設及び肢体不自由児通園施設の保育内容の充実と運営の健全化を図る。</p> <p>(事業計画)  ・施設の安定した経営のため、運営費補助金を引き続き支給する。</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	児童課
<b>細事業名</b> 地域子育て支援事業	
<p>(事業概要)  子育て支援センターかわちながの内や地域にある施設を拠点に親子で集まれる場を設定し、親子の友だちづくり、サークル支援、育児相談、子育てボランティアの育成、パンフレットの作成などを実施する。</p> <p>(事業目的)  子どもを連れて、他の親子と出会える、いつでも利用できる場を設置することで、育児不安を軽減すると共に児童虐待などを未然に防止する。</p> <p>(事業計画)  ・親子の友だちづくり  ・育児相談  ・育児サークルへの支援  ・ボランティアの養成  ・広場事業  ・地域での子育て支援の充実を図る。</p>	
担当部	保健福祉部
担当課	児童課

<b>細事業名</b> 地域子育て支援事業(ちよだあい)	
<p>〔事業概要〕 併設する保育所内や地域にある施設を拠点に親子で集まれる場を設定し、親子の友だちづくり、サークル支援、育児相談、子育てはがき通信、サークル通信の発行などを実施する。</p> <p>〔事業目的〕 子どもを連れて参加でき、他の親子に出会える場を設置することで、育児不安を軽減すると共に児童虐待などを未然に防止する。</p> <p>〔事業計画〕 ・親子の友だちづくり ・育児相談 ・育児サークルへの支援 ・地域での子育て支援の充実を図る。</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 児童課
<b>事業名</b> 幼児健全発達支援事業	
<p>〔事業概要〕 1歳7ヶ月児健康診査受診後の経過観察教室、健全発達支援教室及び幼児の育児相談・発達相談及び指導を行う。</p> <p>〔事業目的〕 1歳7ヶ月児健康診査等において要経過観察とされた幼児や育児不安をもっている保護者あるいは、何らかの障害や育児不安・育児下手によって経過観察を必要とする幼児・その保護者に対し集団指導を行うことにより、幼児の心身の健全な発達を促し、保護者の育児不安の解消を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・経過観察教室 ・健全発達支援教室 ・療育教室 ・保護者支援教室 の実施及び教室終了後のフォロー事業の充実を図る。</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 児童課
<b>事業名</b> ひとり親家庭福祉推進事業	
<b>細事業名</b> ひとり親家庭等児童入学祝金支給事業	
<p>〔事業概要〕 ひとり親家庭等児童又はその保護者に対して小・中学校の入学時に入学祝金として児童1人当たり2万円を支給する。</p> <p>〔事業目的〕 経済的に困難な状況にあることの多いと考えられるひとり親家庭児童又はその保護者に対し入学祝金を給付することにより、児童の福祉を増進する。</p> <p>〔事業計画〕 ・ひとり親家庭等児童又はその保護者に対して小・中学校の入学時に入学祝金として児童1人当たり2万円を支給する。</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 児童課

<b>細事業名</b> 日常生活支援事業	
<p>〔事業概要〕  母子、父子、寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう)の世帯に一時的な介護、保育のサービスのため家庭生活支援員を派遣する。</p> <p>〔事業目的〕  母子、父子、寡婦の家庭が就学のための自立、疾病等の社会的な事由により一時的に介護、保育を必要とする場合もしくは父子家庭となって間がなく生活が安定するまでの世帯に対し家庭生活支援員を派遣し、母子家庭、寡婦及び父子家庭の負担を軽減する。</p> <p>〔事業計画〕  ・平成15年度より実施</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 児童課
<b>細事業名</b> 母子自立支援員事業	
<p>〔事業概要〕  府からの派遣であった母子相談員を改称し、母子自立支援員を市に設置する。  母子自立支援員は、母子寡婦の相談に応じ、自立に必要な情報提供、指導を行う。  母子自立支援員は、母子寡婦に対し職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。</p> <p>〔事業目的〕  母子家庭の自立を推進することによって、その福祉の増進を図る。</p> <p>〔事業計画〕  ・平成15年4月より常勤嘱託員1名任用  ・週5日での相談体制</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 児童課
<b>細事業名</b> 自立支援教育訓練給付事業	
<p>〔事業概要〕  あらかじめ指定した職業能力の開発のための講座を受講し職業能力の開発を自主的に行う者に対して教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付を支給する。</p> <p>〔事業目的〕  母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発を推進し、母子家庭の自立を支援する。</p> <p>〔事業計画〕  ・平成15年度より実施</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 児童課
<b>細事業名</b> 母子家庭高等技能訓練促進事業	
<p>〔事業概要〕  介護福祉士、保育士等2年以上養成機関で受講する資格取得養成校で受講する場合に高等職業訓練促進費を支給する。</p> <p>〔事業目的〕  2年以上の資格取得の養成校は昼間の受講が多く就労と修業を両立させることは困難であるが就職には有利な資格となり、母子家庭の経済的自立に効果が高い。そのため受講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供し資格取得を容易にする。</p> <p>〔事業計画〕  ・平成15年度より実施</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 児童課

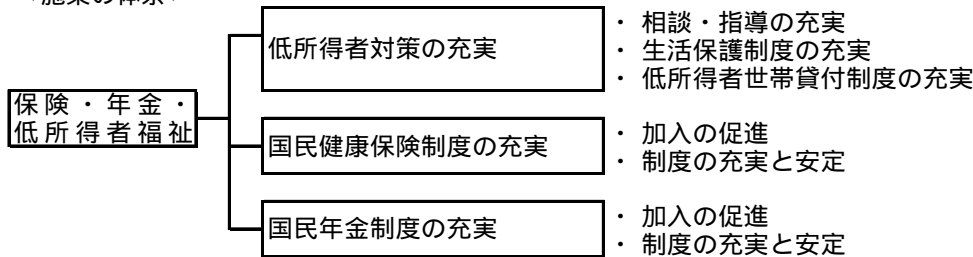
<b>細事業名</b> 常用雇用転換奨励金支給事業	
<p>(事業概要) 母子家庭の母を新規にパートタイム労働者等の非常勤雇用労働者として雇用しOJTを実施した後、一般常用雇用労働者に転換した場合、一定期間経過後、事業主に対して常用雇用転換奨励金を支給する。</p> <p>(事業目的) 母子家庭の母の常用雇用化を促進する。</p> <p>(事業計画) ・平成15年度より実施</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	児童課
<b>事業名</b>	保育推進事業
<b>細事業名</b> 延長保育事業	
<p>(事業概要) 児童福祉法第24条第1項に基づく保育の実施を受けている児童について、保育所運営費で賄われる一日11時間の保育所開所時間を超えて、さらに1時間延長の特別保育を実施する。</p> <p>(事業目的) 保護者の就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援する。</p> <p>(事業計画) ・公立保育所は、天見保育所を除く3所、民間保育所は、12園全園で実施</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	児童課
<b>細事業名</b> 乳幼児健康支援サービス事業	
<p>(事業概要) 保育所に通所中の児童等で病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期、一時的にその児童のデイサービスを行う。</p> <p>(事業目的) 病気回復期の児童が、一時的に集団保育の困難な期間、専用施設でデイサービスを実施することで、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。</p> <p>(事業計画) ・病院併設型で、社会福祉法人への委託により実施</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	児童課
<b>事業名</b>	民間保育所運営事業
<b>細事業名</b> 民間保育所運営助成事業	
<p>(事業概要) 民間保育所の保育内容の充実と運営の健全化をはかり、また特別保育事業実施のための保育士配置を可能にするため、補助金を交付する。</p> <p>(事業目的) 民間保育所の保育内容の充実と運営の健全化や保育環境の改善、職員の資質の向上をはかるとともに、保育所運営の効率化を図る。</p> <p>(事業計画) ・民間保育所運営費補助 ・民間保育所特別対策費補助</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	児童課

<b>事業名</b> 保育所整備事業	
<b>細事業名</b> 民間保育所整備費助成事業	
<p>(事業概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人が実施する民間保育所の整備において、国・府補助金が交付される事業に対し、市費の補助を実施する。</li> <li>・民間保育所施設の小規模な維持、修繕、経費に対して補助を行う。</li> </ul> <p>(事業目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所整備に対し補助することにより、保育所の整備拡充を推進する。</li> <li>・民間保育所施設の小規模な修繕に要する費用の一部を補助することにより保育環境の改善を図る。</li> </ul> <p>(事業計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間保育所整備費市費補助</li> <li>・民間保育所小規模改善費補助</li> </ul>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 児童課
<b>事業名</b> 児童福祉業務	
<b>細事業名</b> 児童手当支給業務	
<p>出生の翌月より6歳到達後最初の3月31日までの間の児童を養育している方に手当を支給。月額第1子と第2子はそれぞれ5千円、第3子以降は1万円。所得による制限がある。</p> <p>(事業目的)</p> <p>児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安全に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する。</p> <p>(事業計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当(特例給付・就学前特例給付)の支給</li> <li>月額第1子と第2子はそれぞれ5千円、第3子以降は1万円。所得による制限がある。</li> </ul>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 児童課
<b>細事業名</b> 特別児童扶養手当支給業務	
<p>(事業概要)</p> <p>精神又は身体に障害のある児童を家庭において監護している人に対して府が特別児童扶養手当を支給するが、その手続きの窓口となる。</p> <p>(事業目的)</p> <p>精神又は身体に障害のある児童を家庭において監護している人に手当を支給することによってその児童の福祉の増進を図る。</p> <p>(事業計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別児童扶養手当の支給</li> <li>支給額は障害の程度に応じ児童1人当たり月額51,100円又は34,030円</li> </ul>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 児童課
<b>細事業名</b> 助産施設入所業務	
<p>(事業概要)</p> <p>妊産婦から申込みがあったとき、その妊産婦に対し助産の手続きと費用負担を行う。</p> <p>(事業目的)</p> <p>保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったとき、その妊産婦に対し助産施設において助産を行う。</p> <p>(事業計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所が必要な妊婦に対し助産券の交付等の事務を行う。</li> </ul>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 児童課

<b>事業名</b> ひとり親家庭福祉業務	
<b>細事業名</b> 児童扶養手当支給業務	
<p>(事業概要) 離婚等により父がいない家庭の児童のほか父の行方不明、遺棄等による母子状態の世帯の児童を養育している人に対し手当を支給する。</p> <p>(事業目的) 児童扶養手当を支給することによって母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の健全育成を図る。</p> <p>(事業計画) ・母子家庭などに対して、児童扶養手当の受付・認定・給付・異動処理を行う。</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 児童課
<b>細事業名</b> 母子生活支援施設入所業務	
<p>(事業概要) 保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときに、母子生活支援施設において保護を行うための手続きと費用負担を行う。</p> <p>(事業目的) 母子を保護し、その自立と児童の成長を支援する。</p> <p>(事業計画) ・入所が必要な母子に対し入所の事務を行う。</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 児童課
<b>事業名</b> 母子家庭医療費助成事業	
<b>細事業名</b> 母子家庭医療費助成事業	
<p>(事業概要) 医療費等の支払いが困難な18歳未満の児童を抱える母子家庭の保険医療の自己負担分を助成する。</p> <p>(事業目的) 医療費等の支払いが困難な母子家庭に対する医療費の助成を行うことにより、生活の安定と児童の健全な育成を図る。</p> <p>(事業計画) ・18歳未満の児童を抱える母子家庭に医療証を交付し、保険医療にかかる自己負担金を助成</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 保険年金課
<b>事業名</b> 乳幼児医療費助成事業	
<b>細事業名</b> 乳幼児医療費助成事業	
<p>(事業概要) 乳幼児の入通院に係る保険医療に係る自己負担金を助成する。</p> <p>(事業目的) 少子高齢化現象の中で、安心して子どもを生み育てることのできる環境をつくりだすとともに乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上を図る。</p> <p>(事業計画) ・就学前の乳幼児の入院・通院時の保険医療に係る自己負担金及び入院時食事療養費を助成</p>	
<b>担当部</b> 保健福祉部	<b>担当課</b> 保険年金課

## 9 保険・年金・低所得者福祉

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

<b>事業名</b>	生活支援業務		
<b>細事業名</b>	生活困窮者夏期歳末見舞金支給業務		
	<p>(事業概要) 生活困窮者に対する見舞金支給</p> <p>(事業目的) 生活困窮者に対して見舞金を支給し(夏期・歳末の2回)、被保護者の福祉向上を目指す。</p> <p>(事業計画) ・夏期・歳末の2回に分けて現金給付、府に補助金申請</p>		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	福祉総務課
<b>事業名</b>	国民年金業務		
<b>細事業名</b>	相談・指導業務		
	<p>(事業概要) 国民年金制度の周知に関するきめ細かな相談・指導など。</p> <p>(事業目的) 国民年金加入者等が、きめ細かな相談・指導を受けられることにより、国民年金制度に対する信頼と参加意識の醸成を図る。</p> <p>(事業計画) ・市広報紙への掲載や年金特集号の広報活動、20歳到達者と適用もれ者の加入の促進を社会保険事務所と協力・連携しながら行う。</p>		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	保険年金課
<b>事業名</b>	保健事業		
<b>細事業名</b>	総合健康指導事業		
	<p>(事業概要) 被保険者の生活習慣に関する調査票を発送してその回答を分析し、各自に適合したライフスタイルの改善指導を行う。</p> <p>(事業目的) 各自の現状に適合した具体的なライフスタイルの改善指導を行い、健康意識の高揚を促す。生活習慣病の予防、早期発見、早期治療により医療費の適正化を図る。</p> <p>(事業計画) ・総合健康指導事業の実施(コンピュータヘルスチェック)</p>		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	保険年金課
<b>細事業名</b>	保健啓発事業		
	<p>(事業概要) 健康優良世帯の報償(記念品の配布)及び国保制度の周知並びにエイズ予防パンフレットの作成配布</p> <p>(事業目的) 健康優良世帯の報償、パンフレットの配布等により健康に対する意識の高揚を促す。</p> <p>(事業計画) ・健康優良世帯の報償並びに国保制度の周知により健康意識の高揚を促し、医療費の抑制に繋げる。</p>		
<b>担当部</b>	保健福祉部	<b>担当課</b>	保険年金課

<b>事業名</b> 疾病予防事業	
<b>細事業名</b> 人間ドック補助事業	
<p>(事業概要) 国民健康保険被保険者に対する総合健康診断(人間ドック)の半額補助</p> <p>(事業目的) 総合健康診断(人間ドック)の受診率の向上</p> <p>(事業計画) ・総合健康診断事業の推進(人間ドック) 受診費の助成(1/2)</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	保険年金課
<b>事業名</b> 出産育児一時金給付事業	
<b>細事業名</b> 出産育児一時金給付事業	
<p>(事業概要) 国民健康保険被保険者の出産に対する給付</p> <p>(事業目的) 出産に関する保険給付として一時金を支給し、出産に対する費用負担の軽減を図る。</p> <p>(事業計画) 現物給付対象でない出産に対し、一時金(30万円)を支給する。</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	保険年金課
<b>事業名</b> 葬祭費給付事業	
<b>細事業名</b> 葬祭費給付事業	
<p>(事業概要) 国民健康保険被保険者の死亡に対する一時金の支給</p> <p>(事業目的) 被保険者が死亡したときに必要な葬儀費用の一部を負担し軽減を図る。</p> <p>(事業計画) ・葬儀に対する費用負担軽減のために一時金(3万円)を支給する。</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	保険年金課
<b>事業名</b> 収納率向上対策事業	
<b>細事業名</b> 収納率向上対策事業	
<p>(事業概要) 国民健康保険料滞納者に対し、電話、戸別訪問、被保険者証の返還処分、短期被保険者証の交付等により接触の機会を積極的に確保し、納付相談等を行うことにより滞納保険料の早期収納確保に努める。</p> <p>(事業目的) 被保険者間の負担の公平性を確保すると共に、国民健康保険事業の健全運営に向け滞納保険料の早期収納確保に取り組むことにより収納率の一層の向上を目指すことを目的とする。</p> <p>(事業計画) ・短期被保険者証の交付 ・特別の事情の把握 ・資格証明書の交付 ・保険給付の一時差止 未納保険料に充当 ・コンピュータシステム作成など</p>	
<b>担当部</b>	保健福祉部
<b>担当課</b>	保険年金課



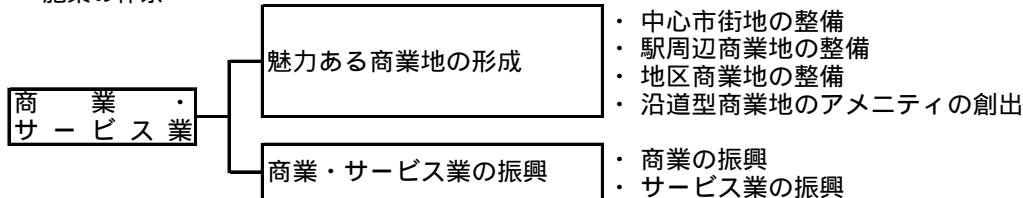
# 第 5 章

# 活力を産む 産業・経済の活性化

豊かな自然や歴史的・文化的資源をはじめ、大都市近郊、関西国際空港にも近いといった地理的条件を生かし、人や情報、技術などが交流することにより、時代の流れに柔軟に対応できる新しい産業が育つ、活力あるまちづくりをすすめます。

## 1 商業・サービス業

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

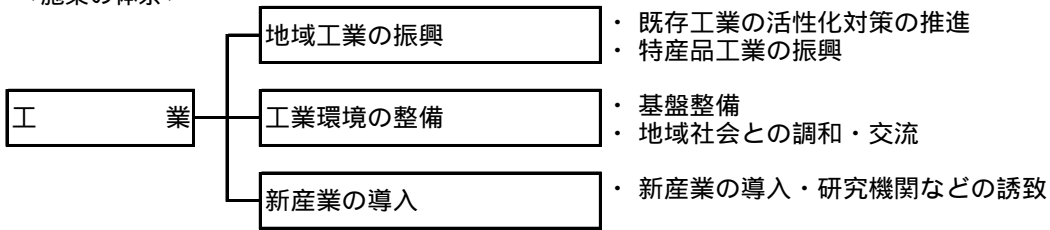
<b>事業名</b> 商工業経営支援事業	
<b>細事業名</b> 金融税務経営相談・簡易診断事業	
〔事業概要〕 市内中小企業の経営安定のため、各企業の経営改善の方策を把握し指導する。	
〔事業目的〕 市内中小企業の経営相談や経営分析を行い中小企業の安定化を図る。	
〔事業計画〕 ・金融指導 ・税務指導 ・経営診断 ・経営指導	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 商工観光課
<b>細事業名</b> 経営安定のための信用保証料特別補助事業	
〔事業概要〕 市内中小企業者が、市又は大阪府の制度融資(市小規模事業者融資、府連鎖倒産防止、経営安定対策、ステップアップ、災害等対策資金)を受けた場合において、信用保証料の一部又は、全部を補助する。	
〔事業目的〕 本制度の利用により融資経費の負担軽減を図り経営安定に資する。	
〔事業計画〕 ・「経営安定のための信用保証料特別補助金交付要綱」に基づき実施	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 商工観光課
<b>細事業名</b> 小規模事業者資金融資事業	
〔事業概要〕 市内において同一事業を6ヶ月以上営んでいる市内の小規模事業者に対して、300万円を限度として、償還期間5年以内で融資を行う。	
〔事業目的〕 市内小規模事業者の事業活動に資金融資を行い、経営の安定を図り事業者の発展に資する。	
〔事業計画〕 ・「小規模事業者融資要綱」に基づき実施	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 商工観光課

<b>細事業名</b> 小売商業設備近代化資金融資事業	
<p>(事業概要) 大型店の出店により影響を受ける市内小売商業者や団体に対して3,000万円から1億円を限度に資金融資を行う。</p> <p>(事業目的) 小売商業者等の経営の近代化及び安定を図る。</p> <p>(事業計画) ・「小売商業設備近代化資金融資要綱」に基づき実施</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 商工観光課
<b>細事業名</b> 中小商業者融資信用保証料補助事業	
<p>(事業概要) 市内中小企業者が、「近代化融資要綱」に基づく融資、「大阪府大型店対策融資」を受けた場合の信用保証料の一部を補助する。</p> <p>(事業目的) 本制度の利用により融資経費の負担の軽減を図る。</p> <p>(事業計画) ・「中小商業者融資信用保証料補助金交付要綱」に基づき実施</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 商工観光課
<b>細事業名</b> 中小企業経営相談事業	
<p>(事業概要) 市内中小企業者を対象に金融等経営安定に関して総合的な相談、指導業務を行う。</p> <p>(事業目的) 専門の相談員による経営相談を行い、市内中小企業者の経営安定を図る。</p> <p>(事業計画) ・経営相談の実施</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 商工観光課
<b>事業名</b> 商工業振興事業	
<b>細事業名</b> 商業活動出店指導事業	
<p>(事業概要) 大規模小売店舗(1000㎡以上)の新設・変更に伴い関係団体から意見集約を行い大阪府へ報告する。 中規模小売店舗(300㎡～1000㎡未満)の新設・変更について指導を行う。</p> <p>(事業目的) 周辺地域の生活環境の保持及び小売業の健全な発達を図る。</p> <p>(事業計画) 「大規模小売店舗立地法」「河内長野市中規模小売店舗立地指導要綱」に基づき実施</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 商工観光課
<b>細事業名</b> 商工振興事業補助事業	
<p>(事業概要) 商工会が取り組んでいる小規模事業者経営改善事業の強化策を補助する。</p> <p>(事業目的) 市内の小規模事業者の経営及び技術の改善発展を目的として商工会が実施する事業に対して補助を行い市内小規模事業者の振興と安定を図る。</p> <p>(事業計画) ・河内長野市商工会が取り組んでいる経営改善強化事業などに対して補助</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 商工観光課

<b>細事業名</b> 地域産業振興事業助成事業	
<p>〔事業概要〕 農業・林業・観光・商工の4団体が一体となり取り組む産業祭の活性化事業を補助する。</p> <p>〔事業目的〕 市内の農・林・観光・商工が一体となった地域の振興発展をめざす。</p> <p>〔事業計画〕 ・「ふれあい楽市きらく市」に対して助成</p>	
担当部	環境経済部
担当課	商工観光課
<b>細事業名</b> 地域商業活性化事業補助金事業	
<p>〔事業概要〕 市内中小小売商業団体が、消費者と一体となり商業を活性化する事業に対して諸費用の一部を補助する。</p> <p>〔事業目的〕 市内の中小小売商業団体が経営安定向上のために実施する事業費の一部を補助し、商業の発展を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・「地域商業活性化事業補助金交付要綱」に基づき諸経費の一部を補助</p>	
担当部	環境経済部
担当課	商工観光課
<b>細事業名</b> 商工業振興事業	
<p>〔事業概要〕 商業灯の設置及び維持管理 じばしん南大阪の主催するOA研修への補助</p> <p>〔事業目的〕 商業灯の設置や維持管理を行い周辺の景観や生活圏に配慮した商業地の形成を図る。 地域商業従事者のOA研修への補助を行い商店のOA化を推進する。</p> <p>〔事業計画〕 ・各商店街と連携した環境整備の推進</p>	
担当部	環境経済部
担当課	商工観光課
<b>細事業名</b> 空き店舗活用促進事業	
<p>〔事業概要〕 商店街等の空き店舗を利用した新規事業の取り組みを補助する。</p> <p>〔事業目的〕 商店街等の活性化を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・「空き店舗活用促進事業補助金要綱」に基づき実施</p>	
担当部	環境経済部
担当課	商工観光課

## 2 工業

< 施策の体系 >

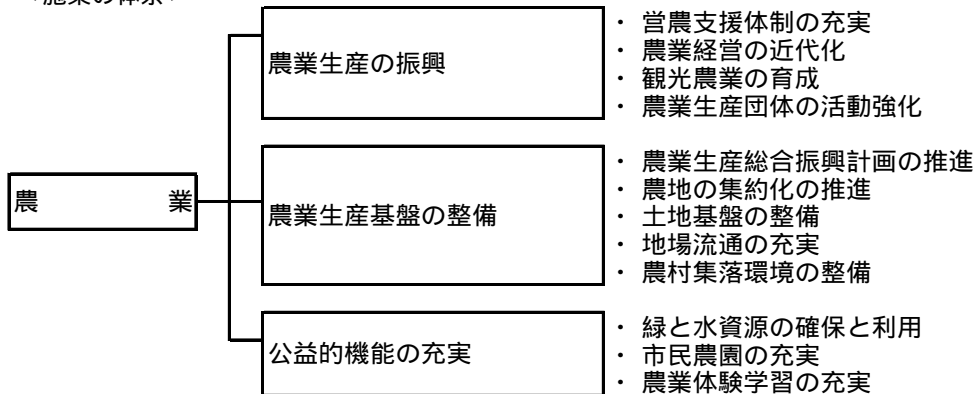


< 実施計画 >

<b>事業名</b>	商工業振興事業		
<b>細事業名</b>	企業別実態調査事業		
	<p>〔事業概要〕 市内製造業のうち地場産業7業種を対象とし、調査票を配布し実態の把握を行う。</p> <p>〔事業目的〕 市内製造業の経営実態を把握し産業振興施策に反映させる。</p> <p>〔事業計画〕 ・実態調査の実施と分析</p>		
<b>担当部</b>	環境経済部	<b>担当課</b>	商工観光課
<b>細事業名</b>	製造業新技術共同開発事業支援事業		
	<p>〔事業概要〕 市内の工業団体が、新技術の共同開発を実施しようとする場合に事業の一部を補助する。</p> <p>〔事業目的〕 共同開発費の一部を補助することにより、地場産業の振興を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・「河内長野市製造業新技術共同開発事業支援補助金交付要綱」に基づき実施</p>		
<b>担当部</b>	環境経済部	<b>担当課</b>	商工観光課
<b>細事業名</b>	特産品工業振興事業		
	<p>〔事業概要〕 市内企業製品の販路開拓のため、物産展などに出展する。</p> <p>〔事業目的〕 市内企業製品の販路拡大を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・南大阪地域地場振興センター、近畿むらおこし等に出展</p>		
<b>担当部</b>	環境経済部	<b>担当課</b>	商工観光課
<b>細事業名</b>	中小企業協同組合振興事業		
	<p>〔事業概要〕 商工組合中央金庫に預託を行う。</p> <p>〔事業目的〕 市より預託を行い市内の中小企業組合への資金融資の円滑化を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・商工組合中央金庫に預託</p>		
<b>担当部</b>	環境経済部	<b>担当課</b>	商工観光課

### 3 農業

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

<b>事業名</b> 営農支援体制推進事業	
<b>細事業名</b> 営農資金融資支援事業	
<p>(事業概要) 認定農業者が経営規模拡大を図るために借り入れた資金の利子補給を行う。</p> <p>(事業目的) 経営規模を拡大し、経営安定を図ろうとする認定農業者を支援する。</p> <p>(事業計画) ・ 資金の借り入れを行った認定農業者に対して助成を行う。</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 農とみどりの整備課
<b>細事業名</b> 女性・高齢者対策事業	
<p>(事業概要) 農業に従事する高齢者や女性の作業量や時間が軽減できる作物(大豆)を推奨し、研修等を開催。加工品の製造や各種イベント等への参加について助成する。 高齢者や女性の豊かな経験、知識及び技能が発揮できる環境づくりを行う。</p> <p>(事業目的) 高齢化する農業者の作業量を軽減できる状態にする。 農業女性就労者の作業量を軽減できる状態にする。 農業を通じて、伝統文化などを次の世代に残す。 教室等を通じて、市民との交流を図る。</p> <p>(事業計画) ・ 推進パンフレットの配布、各種研修や教室の開催及び参加への助成</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 農とみどりの整備課
<b>細事業名</b> 地域マスタープラン推進事業	
<p>(事業概要) 地域農業マスタープラン(行動する具体的指標)の作成 営農経営・生産対策推進会議の開催 事業進捗の中間チェック 年間活動実績のまとめ、報告</p> <p>(事業目的) 優良農地の保全を図り、生産基盤として活用できている状態にする。 消費者のニーズに応え、需要に即した農産物の供給ができる状態にする。 農村総合整備計画が実施され、完了した状態にする。 安定的な農業経営体が育成できた状態にする。</p> <p>(事業計画) ・ 営農経営・生産対策推進会議の開催 ・ 地域農業マスタープランの作成 ・ 会議(打ち合わせ含む)の開催</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 農とみどりの整備課

<b>細事業名</b> 農業経営改善支援センター事業	
<p>(事業概要)  認定農業者対象の研修会開催  経営改善計画に関する相談  経営改善計画作成の支援  担い手の育成</p> <p>(事業目的)  効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。</p> <p>(事業計画)  ・認定農業者対象の研修会開催  ・経営改善計画に関する相談  ・支援センター会議の開催</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>事業名</b> 広域農政推進事業	
<b>細事業名</b> 広域農政推進事業	
<p>(事業概要)  府内市町村間の連携による相互の連絡、情報交換、研究、要望等の実施  和泉市と堺市との連携による共同イベント等の実施  南河内地区農業共済組合の運営に対する負担金の交付</p> <p>(事業目的)  府内市町村との連携、協力のもと、農政に対する課題解決の円滑な推進と農業の振興を図る。</p> <p>(事業計画)  ・府内市町村との会議開催  ・各研修、イベントへの参加  ・農業共済組合への負担金交付</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>事業名</b> 生産調整推進事業	
<b>細事業名</b> 水田農業経営確立対策事業	
<p>(事業概要)  生産調整(転作)の奨励及び確認  農家及び農協への助成</p> <p>(事業目的)  水田の有効利用。  自給率の低い作物の栽培等。  優良農地の確保。</p> <p>(事業計画)  ・生産調整の推進及び実施  ・会議、現地確認等の実施  ・農家、農協への助成</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>事業名</b> 農業経営近代化推進事業	
<b>細事業名</b> 農村漁業振興事業補助金交付事業	
<p>(事業概要)  農業者が農業振興のため共同で行う事業に対する補助金の交付</p> <p>(事業目的)  補助金を交付することで農業者が共同で行う近代化事業等の推進を支援する。</p> <p>(事業計画)  ・施設整備等に対し助成</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課

<b>細事業名</b> 経営構造対策事業	
<p>(事業概要)  認定農業者の育成に係る目標管理  認定農業者への農地利用集積の目標管理  H12、13年度実施の水稻苗供給施設、乾燥調整施設整備事業の評価を行う。</p> <p>(事業目的)  水稻苗供給施設、乾燥調整施設整備事業の事業効果を検証するため(水稻苗供給施設や乾燥調整施設を整備し、水稻受託農家の効率的な受託が図れることから野菜果樹農家の野菜果樹の専作化や経営の安定を図る)。</p> <p>(事業計画)  ・農業経営基盤強化の促進  ・府等との協議及び報告</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>事業名</b> 一般土地改良事業	
<b>細事業名</b> 一般土地改良事業(水路)	
<p>(事業概要)  水路の改修・維持管理</p> <p>(事業目的)  水路改修を行うことにより、安定した農業用水を確保し農業生産の向上を図る。</p> <p>(事業計画)  ・水路測量設計業務  ・水路改修工事</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>細事業名</b> 一般土地改良事業(ため池)	
<p>(事業概要)  老朽ため池の改修・維持管理</p> <p>(事業目的)  安定した農業用水の確保  防護柵設置等による安全の確保</p> <p>(事業計画)  ・ため池改修工事</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>細事業名</b> 一般土地改良事業(農道)	
<p>(事業概要)  農道の改修・維持管理</p> <p>(事業目的)  農道の改修を行うことにより、大型機械の導入・農産物の輸送、流通を強化する。</p> <p>(事業計画)  ・農道改修工事</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>事業名</b> 基盤整備促進事業	
<b>細事業名</b> (ほ場整備)日野地区	
<p>(事業概要)  ほ場整備A=7.7ha  国費事業 国50% 府15% 市35%</p> <p>(事業目的)  農業振興地域整備計画に基づき基盤整備を進め、大型機械の導入・農地の集約化を進める。作業労力の軽減化を図り営農意欲を高め地域農業の振興を図る。</p> <p>(事業計画)  ・ほ場整備工事  ・確定測量  ・換地処分・清算処分</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課

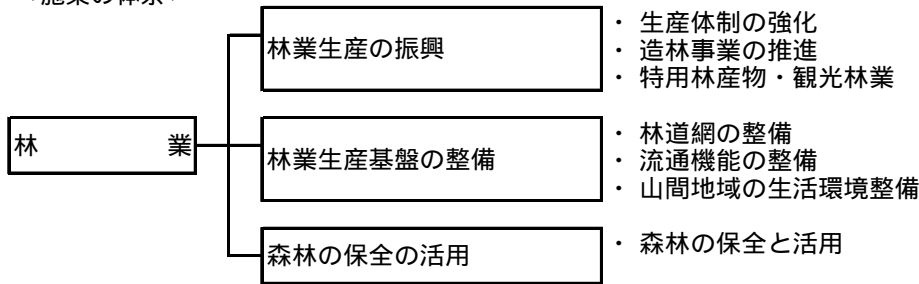
<b>事業名</b> 農村総合整備事業	
<b>細事業名</b> (ほ場整備)高向・高木地区	
<p>(事業概要) ほ場整備 A=12.5ha 国費事業 国50% 府15% 市35%</p> <p>(事業目的) 交流型農業の実現に向け花卉栽培や観光農園の整備とともに生産性の高い「ほ場」として整備する。 府立花の文化園と一体となった農業交流拠点の整備を図る。</p> <p>(事業計画) ・換地設計業務(市営) ・地区界測量業務(府営) ・実施設計業務( " ) ・文化財調査業務( " ) ・ほ場整備工事( " )</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 農とみどりの整備課
<b>細事業名</b> (ほ場整備)石見川地区	
<p>(事業概要) ほ場整備 A=4.62ha 国費事業 国50% 府15% 市35%</p> <p>(事業目的) 高齢者でも耕作に負担をかけない、安全で生産性の高い農業基盤整備を進める。 環境との調和を図りながら、交流型農業が可能な施設整備を図る。</p> <p>(事業計画) ・実施設計業務 ・換地設計業務 ・ほ場整備工事</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 農とみどりの整備課
<b>細事業名</b> (ほ場整備)唐久谷地区	
<p>(事業概要) ほ場整備 A=1.74ha 国費事業 国50% 府15% 市35%</p> <p>(事業目的) ふるさと農道整備に伴い地域住民が要望するほ場整備等を進める。 大型機械の導入、農地の集約化を進め、作業労力の軽減化を図る。 営農意欲を高め、地域農業の振興を図る。</p> <p>(事業計画) ・ほ場整理工事 ・確定測量 ・換地処分・清算処分</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 農とみどりの整備課
<b>細事業名</b> (集落道)宮の下地区	
<p>(事業概要) 集落道 L=930m W=6.0m</p> <p>(事業目的) 府道と周辺集落及び計画される「ほ場」を結ぶ集落道を整備することにより、新たな「ほ場」と耕作に従事する農業集落を結ぶとともに、広域からの交流利用者に対するアクセスを確保する。</p> <p>(事業計画) ・測量設計業務(府営) ・橋梁工事(府営) ・道路工事(府営)</p>	
<b>担当部</b> 環境経済部	<b>担当課</b> 農とみどりの整備課



<b>細事業名</b> (集落道排水)清水地区	
<p>(事業概要) 集落道排水 L=200m</p> <p>(事業目的) 既存道路・排水路の改善を図り、住民生活の安定 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備</p> <p>(事業計画) ・集落道排水路整備工事</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>事業名</b>	広域農道整備事業
<b>細事業名</b>	ふるさと農道整備事業
<p>(事業概要) 起点清水 終点日野 延長5.7km 幅員9.0m(車道7m、歩道2m) 事業主体 = 大阪府 負担割合 国費事業 国50% 府32.5% 市17.5% 府費事業(歩道部)府50% 市50%</p> <p>(事業目的) 市南部における5つの谷を広域幹線農道で結び、地域交流の促進や便利性の向上、農業経営体質の改善、農産物輸送体制の強化を図る。</p> <p>(事業計画) ・農道整備工事</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>事業名</b>	農業普及・啓発事業
<b>細事業名</b>	農業啓発事業
<p>(事業概要) 農業委員会だより(農家向け機関紙)の作成及び発行 農業委員会だより特集号(一般市民対象:全戸配布)の作成及び発行 『食農フェスタ(一般市民を対象にした農業振興・啓発のための催し)』の開催。その他、目的達成に必要な各種農業振興・啓発事業</p> <p>(事業目的) 市内農業の発展や農業者の地位向上を図る。</p> <p>(事業計画) ・農業啓発事業の実施</p>	
<b>担当部</b>	総合事務局
<b>担当課</b>	農業委員会事務局

## 4 林業

< 施策の体系 >



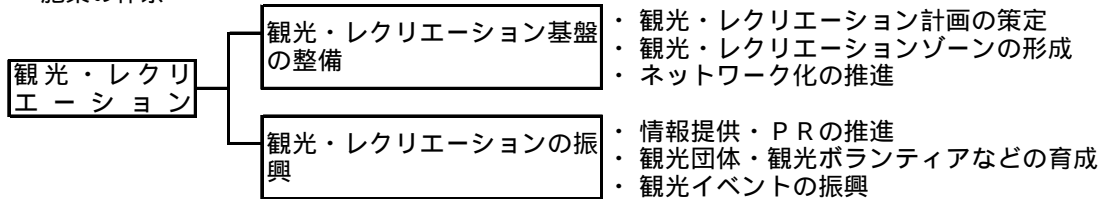
< 実施計画 >

事業名	森林・林業振興対策事業		
細事業名	「岩湧の森」森林体験行事推進事業		
	<p>〔事業概要〕 森林体験行事開催(炭焼き、しいたけづくり、バードウォッチング、クラフト、自然観察、自然体験、自然学習) 森林・自然解説</p> <p>〔事業目的〕 森林の利活用を通じて、森林の機能について、普及・啓発を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・森林体験行事開催(炭焼き、しいたけづくり、バードウォッチング、クラフト、自然観察、自然体験、自然学習) ・森林・自然解説</p>		
担当部	環境経済部	担当課	農とみどりの整備課
細事業名	森林・林業振興対策事業		
	<p>〔事業概要〕 大阪府森林組合経営安定化貸付金 大阪府緑の少年団連盟負担金 森林交付税創設促進連盟負担金</p> <p>〔事業目的〕 大阪府森林組合の経営安定化 河内長野市緑の少年団の育成 森林交付税の創設促進</p> <p>〔事業計画〕 ・大阪府森林組合経営安定化貸付金 ・大阪府緑の少年団連盟負担金 ・森林交付税創設促進連盟負担金</p>		
担当部	環境経済部	担当課	農とみどりの整備課
細事業名	森林整備事業補助金交付事業		
	<p>〔事業概要〕 造林、下刈、除間伐、枝打、作業道開設などの森林施業に対し補助を行う。</p> <p>〔事業目的〕 近年の林業・木材不況により、林業従事者の生活が不安定となり、森林の荒廃が起これ、森林の有する公共的機能が低下しているため、森林施業に対する補助を行い、適正な森林管理を促進する。</p> <p>〔事業計画〕 ・造林、下刈、除間伐、枝打、作業道開設などの森林施業に対し補助を行う。</p>		
担当部	環境経済部	担当課	農とみどりの整備課

<b>細事業名</b> 林業総合センター事業	
<p>〔事業概要〕          林業技術の実習講習及び木工教室の実施          林業者の研修会や市民への啓蒙活動としての講習会等の実施          啓蒙普及のための資料展示や間伐材小径木等木工品の展示と各種イベントの実施          総合案内業務</p> <p>〔事業目的〕          林業及び森林の有する機能等の啓蒙          林業技術の向上          林産物の消費の拡大          林業後継者の育成          林業従事者の組織する団体の活動の促進</p> <p>〔事業計画〕          ・林業技術の実習講習及び木工教室の実施          ・林業者の研修会や市民への啓蒙活動としての講習会等の実施          ・啓蒙普及のための資料展示や間伐材小径木等木工品の展示と各種イベントの実施          ・総合案内業務</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>事業名</b> 林道整備事業	
<b>細事業名</b> 林道整備事業	
<p>〔事業概要〕          法面保護・舗装・排水工等の林道改良工事</p> <p>〔事業目的〕          森林施業や木材生産の効率化          車両通行の安全性向上          山間地域の生活道としての利便性向上          森林レクリエーション効果</p> <p>〔事業計画〕          ・法面保護・舗装・排水工等の林道改良工事</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課
<b>細事業名</b> 林道千石谷線改良事業	
<p>〔事業概要〕          舗装・排水工等の林道改良工事</p> <p>〔事業目的〕          林業経営の効率化          車両通行の安全性向上          水源かん養保安林としての機能を維持</p> <p>〔事業計画〕          ・舗装・排水工等の林道改良工事</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	農とみどりの整備課

## 5 観光・レクリエーション

< 施策の体系 >

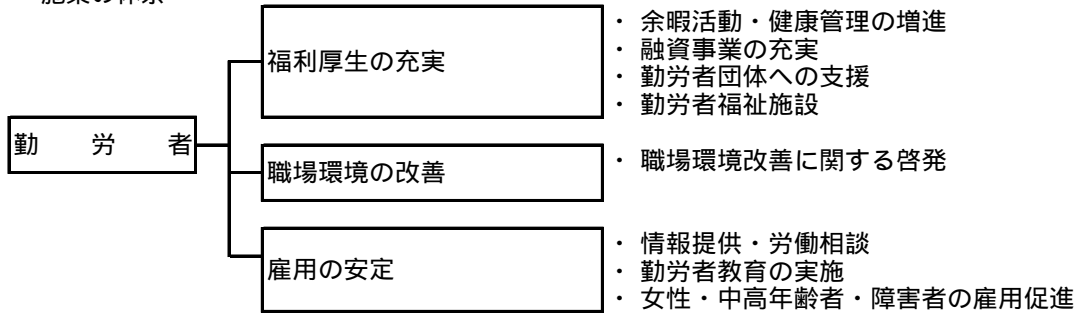


< 実施計画 >

事業名		観光振興事業	
細事業名		観光・行事振興事業	
<p>〔事業概要〕</p> <p>テクルート道標等の整備 ルートの安全確認及び各道路管理者との維持管理協議 パンフレットによるルート案内 観光協会との共催での観光行事の実施</p> <p>〔事業目的〕</p> <p>テクルート道標等を維持補修し、わかりやすい案内に努めると共に、観光資源を利用したイベントにより観光振興を図る。</p> <p>〔事業計画〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さくらまつり</li> <li>・納涼まつり</li> <li>・観月まつり</li> <li>・もみじまつり など</li> <li>・テクルート道標等の維持補修</li> </ul>			
担当部	環境経済部	担当課	商工観光課
細事業名		観光啓発事業	
<p>〔事業概要〕</p> <p>観光案内業務・パンフレットの発行・観光PR 観光ホームページの立ち上げや市の公式ホームページの充実 市内の観光客や市民に対して観光施設や自然歩道などの案内を行う。 市民や市外からの来訪者に対してリアルタイムに観光施設の情報案内を行う。</p> <p>〔事業目的〕</p> <p>本市の観光施設の情報から市の魅力を感じてもらい来訪者の増加を促す。</p> <p>〔事業計画〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光パンフレットの作成</li> <li>・観光ホームページの作成</li> </ul>			
担当部	環境経済部	担当課	商工観光課

## 6 勤労者

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名		労働対策事業	
細事業名		(財)勤労市民互助会支援事業( )	
〔事業概要〕 勤労者の福祉対策を充実させるため、勤労市民互助会の育成を図り、管理経費を助成する。			
〔事業目的〕 市内の中小企業で働く人達が、互助会の各事業を通して、楽しく、安心して働ける環境を育てると共に、事業所・商店の健全な振興発展に寄与するため支援を行う。			
〔事業計画〕 ・ 勤労市民互助会事業 ・ 給付事業 ・ 福利厚生事業 ・ 貸付に伴う利子補給事業			
担当部	環境経済部	担当課	商工観光課
細事業名		勤労者教室の開催事業	
〔事業概要〕 勤労意欲の増進をはかり、ゆとりのある生活を過ごすための一助として、パソコン教室を開催する。			
〔事業目的〕 市内勤労者の勤労意欲の増進、職業能力開発、余暇活動の支援			
〔事業計画〕 ・ パソコン教室の開催			
担当部	環境経済部	担当課	商工観光課
細事業名		勤労者生活資金融資事業	
〔事業概要〕 市内在住の勤労者を対象に、生活資金の融資を行う。 未組織労働者生活資金融資の案内			
〔事業目的〕 勤労者の福利厚生充実及び生活安定			
〔事業計画〕 ・ 勤労者生活資金の融資			
担当部	環境経済部	担当課	商工観光課

<b>細事業名</b> 労働相談事業	
<p>〔事業概要〕 労働条件・労使関係などの課題やトラブルについて、問題点の整理や専門の相談窓口の紹介などを行う労働相談の実施</p> <p>〔事業目的〕 労使関係に係るトラブル、問題等の相談を受け、解決の手助けを行い、仕事に対して意欲をもって生き生きと働ける環境を実現する。</p> <p>〔事業計画〕 ・労働相談の開催 月1回開催</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	商工観光課
<b>事業名</b>	地域就労支援事業
<b>細事業名</b>	地域就労支援事業
<p>〔事業概要〕 市内の就職困難者等の雇用・就労を促進するため、地域の関係機関と連携し、就労阻害要因の克服や就労意識の助長を図るなど、一人一人の自立に向けた相談業務を行う。</p> <p>〔事業目的〕 就職困難者等の就労阻害要因に対応して、国・府及び市関係機関など、多様な分野との連携の中で、就職困難者等の自立生活(雇用・就労)の実現を総合的に支援する。</p> <p>〔事業計画〕 ・就職困難者等の雇用、就労に向けた相談業務の実施</p>	
<b>担当部</b>	環境経済部
<b>担当課</b>	商工観光課

# 第 6 章

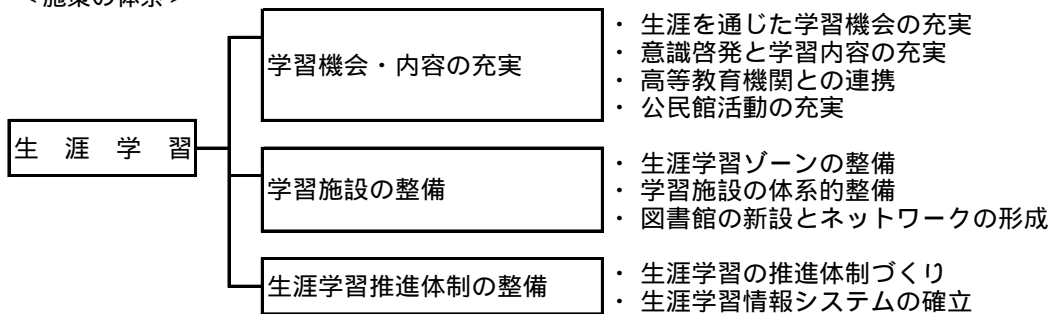
# 人を育む 生涯学習の振興

市民一人ひとりが心豊かで、人間性あふれる生活を創出できるように、多様なニーズに対応した学習機会の拡充などの生涯学習環境の整備をすすめます。

また、市民が楽しみながら、気軽に参加できる市民文化や生涯スポーツの振興をはかるとともに、青少年が豊かな感性や創造性、思いやり、モラルをもって健やかに成長できるまちづくりをすすめます。

## 1 生涯学習

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名 生涯学習支援事業

細事業名 生涯学習情報提供事業

〔事業概要〕

生涯学習情報提供システムによる情報提供  
生涯学習情報誌による情報提供  
ポスター掲示やチラシ配置による情報提供

〔事業目的〕

生涯学習情報を市民が容易に得ることができるようにする。

〔事業計画〕

・生涯学習情報提供システムの充実  
・生涯学習情報誌の発行  
・ポスター掲示やチラシ配置による情報提供

担当部 市民文化部

担当課 生涯学習推進室

細事業名 生涯学習人材育成事業

〔事業概要〕

生涯学習ボランティア育成事業の実施  
生涯学習指導者研修の実施  
(仮称)生涯学習記録手帳の作成と普及

〔事業目的〕

学習で得た成果を社会に活かすための人づくり  
学習で得た成果をさらに自己の向上に活かせる環境づくり

〔事業計画〕

・生涯学習ボランティア育成事業の充実  
・生涯学習指導者研修の実施  
・(仮称)生涯学習記録手帳の調査・研究

担当部 市民文化部

担当課 生涯学習推進室

<b>細事業名</b> 生涯学習相談事業	
<p>〔事業概要〕          窓口、電話、FAX、郵便、E-mailでの相談業務          (仮称)生涯学習相談カルテの作成と運用</p> <p>〔事業目的〕          学習を行おうとする人(相談者)と学習資源を結びつける。          相談者の学習上の問題を解決する。          相談者の「学習のしかた」を支援する。          相談者のアフターケア</p> <p>〔事業計画〕          ・(仮称)生涯学習相談カルテの作成</p>	
<b>担当部</b> 市民文化部	<b>担当課</b> 生涯学習推進室
<b>細事業名</b> 生涯学習機会提供事業	
<p>〔事業概要〕          (仮称)まちづくり出前講座の実施          (仮称)まちづくり市民大学の実施          通信衛星活用事業の実施</p> <p>〔事業目的〕          社会に求められる課題について学習する機会を提供する。          行政が取り組むべき(取り組んでいる)課題について学習する機会を提供する。          まちづくりについて考える機会を提供する。</p> <p>〔事業計画〕          ・(仮称)まちづくり出前講座の実施          ・(仮称)まちづくり市民大学の調査・研究          ・通信衛星活用事業の充実</p>	
<b>担当部</b> 市民文化部	<b>担当課</b> 生涯学習推進室
<b>事業名</b> 生涯学習普及啓発事業	
<b>細事業名</b> 生涯学習普及啓発事業	
<p>〔事業概要〕          生涯学習参加促進事業の実施          啓発資料の作成・配付</p> <p>〔事業目的〕          生涯学習を始める(深める)ためのきっかけづくり          学習の成果を社会に活かすためのきっかけづくり          生涯学習に対する正しい理解の普及</p> <p>〔事業計画〕          ・生涯学習参加促進事業の充実          ・啓発資料の作成・配付</p>	
<b>担当部</b> 市民文化部	<b>担当課</b> 生涯学習推進室
<b>事業名</b> 生涯学習推進計画推進事業	
<b>細事業名</b> 生涯学習推進計画推進事業	
<p>〔事業概要〕          生涯学習推進計画の進行管理          生涯学習推進本部業務          (仮称)生涯学習推進員に関する業務          (仮称)生涯学習市民懇談会に関する業務</p> <p>〔事業目的〕          生涯学習推進計画の目標を達成できるようにする。</p> <p>〔事業計画〕          ・生涯学習推進計画の進行管理          ・生涯学習推進本部の設置          ・(仮称)生涯学習推進員の配置          ・(仮称)生涯学習市民懇談会の設置</p>	
<b>担当部</b> 市民文化部	<b>担当課</b> 生涯学習推進室



<b>事業名</b> 学習活動支援事業	
<b>細事業名</b> 広域・教育機関連携事業	
<p>(事業概要) おおさかふみネット南河内広域連携講座を実施する。 南河内地域内にある高等教育機関との連携・協力のための協議会・会議・交流会を開催する。</p> <p>(事業目的) 広域(府・南河内)及び高等教育機関と連携し多様な学習機会を提供すること</p> <p>(事業計画) ・おおさかふみネット南河内広域連携講座を実施する。 ・南河内地域内にある高等教育機関との連携・協力のための協議会・会議・交流会を開催する。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 生きがいに関する学習機会提供事業(公民館)	
<p>(事業概要) 公民館において生きがいに関する講座等を実施する。</p> <p>(事業目的) 生きがいに関する学習機会を提供する。</p> <p>(事業計画) ・市民の生きがいに関する講座等を実施する。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 公民館活動支援事業	
<p>(事業概要) 公民館利用者への支援及び社会教育の観点からの指導・助言を行う。</p> <p>(事業目的) 公民館の教育機能を活かし、市民の自発的な学習意欲を高め、学習活動を支援する。 新たな学習目標の発見・啓発の場を提供する。</p> <p>(事業計画) ・公民館利用者への支援及び指導・助言を行う。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 公民館図書室運営事業	
<p>(事業概要) 公民館図書室の運営と図書館の本の予約・受取り・返却を行う。</p> <p>(事業目的) 市民に身近な場で図書に接する機会を提供する。 公民館の教育機能を活かし他の教育資源・手法と融合する。</p> <p>(事業計画) ・公民館図書室の運営と図書館の本の予約・受取り・返却を行う。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 生活向上に関する学習機会提供事業(公民館)	
<p>(事業概要) 公民館において生活向上に関する講座等を実施する。</p> <p>(事業目的) 生活向上に関する学習機会を提供する。</p> <p>(事業計画) ・市民の生活向上に関する講座等を実施する。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課

<b>事業名</b> 社会教育課題対応事業	
<b>細事業名</b> 高齢者対象事業	
<p>(事業概要) 高齢者を対象に主に公民館において社会教育事業(主に講座等)を行う。</p> <p>(事業目的) 高齢者を対象に、社会教育活動を推進するための学習機会を提供する。</p> <p>(事業計画) ・高齢者を対象に主に公民館において社会教育事業(主に講座等)を行う。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 青少年対象事業	
<p>(事業概要) 青少年を対象に主に公民館において社会教育事業(主に講座等)を行う。</p> <p>(事業目的) 青少年を対象に、社会教育活動を推進するための学習機会を提供する。</p> <p>(事業計画) ・青少年を対象に主に公民館において社会教育事業(主に講座等)を行う。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 地域の学習拠点づくり事業	
<p>(事業概要) 公民館が市民の地域における身近な学習拠点となるような場づくりや講座を実施する。</p> <p>(事業目的) 公民館が地域における社会教育活動の学習拠点となるための学習機会を提供する。</p> <p>(事業計画) ・公民館が市民の地域における身近な学習拠点となるような場づくりや講座を実施する。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 成人大学講座	
<p>(事業概要) 連続講座形式で多くの市民を対象とした現代的課題に関する講座等(モックルいきいき大学講座)を実施する。</p> <p>(事業目的) 市民の社会教育活動を推進するため、現代的課題に関する学習機会を提供する。</p> <p>(事業計画) ・連続講座形式で多くの市民を対象とした現代的課題に関する講座等(モックルいきいき大学講座)を実施する。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 世代間交流事業	
<p>(事業概要) 異世代との交流を目的とする社会教育事業(主に講座等)を主に公民館において実施する。</p> <p>(事業目的) 地域の大人と子どもなど異世代間の交流を図る。</p> <p>(事業計画) ・異世代との交流を目的とする社会教育事業(主に講座等)を主に公民館において実施する。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課

<b>細事業名</b> 乳幼児・児童対象事業	
〔事業概要〕 乳幼児・児童を対象に主に公民館において社会教育事業(主に講座等)を行う。	
〔事業目的〕 乳幼児・児童を対象に、社会教育活動を推進するための学習機会を提供する。	
〔事業計画〕 ・乳幼児・児童を対象に主に公民館において社会教育事業(主に講座等)を行う。	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> <重点課題対応> IT化対応事業( )	
〔事業概要〕 初級パソコン操作研修(モックルIT教室)を実施する。	
〔事業目的〕 特に現在課題となっている社会教育(現代的)課題・内容の学習機会を重点的に提供する。	
〔事業計画〕 ・初級パソコン操作研修(モックルIT教室)を実施する。	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> <重点課題対応> 家庭教育支援事業	
〔事業概要〕 ・家庭教育学級(児童・思春期セミナー、幼児期セミナー、家庭教育セミナー)を実施する。 ・家庭教育支援のための諸施策を実施する。	
〔事業目的〕 特に現在課題となっている社会教育(現代的)課題・内容の学習機会を重点的に提供する。	
〔事業計画〕 ・家庭教育学級(児童・思春期セミナー、幼児期セミナー、家庭教育セミナー)を実施する。 ・家庭教育支援のための諸施策を実施する。	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> <重点課題対応> 人材育成事業	
〔事業概要〕 地域で活躍する人材の発掘・育成・支援のための講座等を実施する。	
〔事業目的〕 特に現在課題となっている社会教育(現代的)課題・内容の学習機会を重点的に提供する。	
〔事業計画〕 ・地域で活躍する人材の発掘・育成・支援のための講座等を実施する。	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 一般対象事業	
〔事業概要〕 市民を対象に主に公民館において社会教育事業(主に講座等)を行う。	
〔事業目的〕 市民を対象に、社会教育活動を推進するための現代的課題に関する学習機会を提供する。	
〔事業計画〕 ・市民を対象に主に公民館において社会教育事業(主に講座等)を行う。	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課

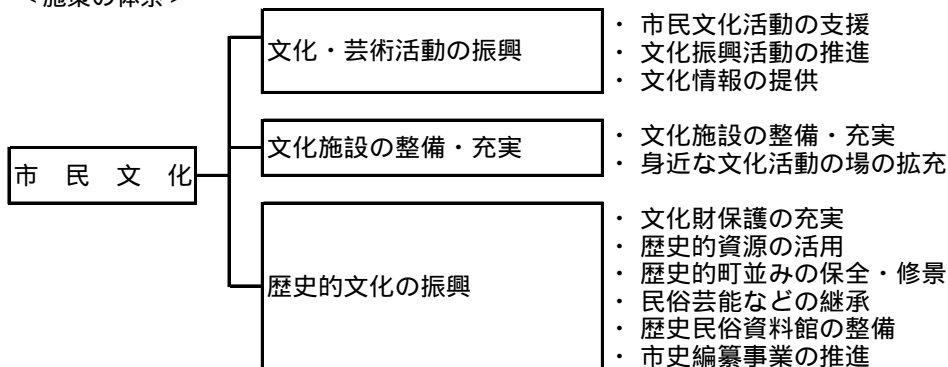
<b>事業名</b>	<b>社会教育指導体制整備事業</b>		
<b>細事業名</b>	<b>社会教育指導体制整備事業</b>		
	<p>(事業概要) 社会教育施策全般について、組織面・事業面等についてコーディネートを行う。 社会教育主事等の養成により専門性を高め、指導・推進体制を整備する。</p> <p>(事業目的) 社会教育関係課、その他市民の教育・啓発に係る社会教育活動を有機的に結び付け、市民の社会教育活動の推進を図る。</p> <p>(事業計画) ・専門職員の養成や各種事業実施にあたってのコーディネートを行い、市民の社会教育の推進を図る。</p>		
<b>担当部</b>	<b>教育部</b>	<b>担当課</b>	<b>社会教育課</b>
<b>事業名</b>	<b>社会教育関係団体支援事業</b>		
<b>細事業名</b>	<b>PTA活動支援事業</b>		
	<p>(事業概要) PTA指導者養成・資質向上のための各種研修事業を実施する。 PTA活動の活性化のため市PTA連絡協議会に活動助成事業を実施する。</p> <p>(事業目的) 研修等を実施し、地域で活躍する指導者を養成する。 市PTA連絡協議会の指導のもと、各校PTA活動を支援し、PTA会員の資質向上を図る。</p> <p>(事業計画) ・PTA指導者養成・資質向上のための各種研修事業を実施する。 ・PTA活動の活性化のため市PTA連絡協議会に活動助成事業を実施する。</p>		
<b>担当部</b>	<b>教育部</b>	<b>担当課</b>	<b>社会教育課</b>
<b>細事業名</b>	<b>女性団体支援事業</b>		
	<p>(事業概要) 社会教育団体の中の女性団体に対して、女性が地域で活躍できるための指導者養成を行うなど、指導助言及びその育成を行う。</p> <p>(事業目的) 地域における女性の地位向上のための活動や、男女共同参画社会の実現のための取り組みを支援する。</p> <p>(事業計画) ・社会教育団体の中の女性団体に対して、女性が地域で活躍できるための指導者養成を行うなど、指導助言及びその育成を行う。</p>		
<b>担当部</b>	<b>教育部</b>	<b>担当課</b>	<b>社会教育課</b>
<b>細事業名</b>	<b>異文化交流支援事業</b>		
	<p>(事業概要) 国際交流団体による異文化交流事業実施への社会教育推進の観点からの指導・助言及び支援を行う。</p> <p>(事業目的) 団体に対して社会教育で培ってきた異文化教育のノウハウを活かし指導助言を行い、より充実した市民の異文化交流を推進する。</p> <p>(事業計画) ・国際交流団体による異文化交流事業実施への社会教育推進の観点からの指導・助言及び支援を行う。</p>		
<b>担当部</b>	<b>教育部</b>	<b>担当課</b>	<b>社会教育課</b>

<b>事業名</b> 学社連携・融合コーディネート事業	
<b>細事業名</b> 「楽習室」コーディネート事業	
<p>〔事業概要〕 各中学校区において、地域の育成団体が主体となり、週休日を中心に学校施設を活用した講座中心の活動を促進、支援する。</p> <p>〔事業目的〕 学校完全週五日制実施に伴い、子ども達が地域の大人から、考え方や、生活習慣、世の中の多様さを学び取る多様な活動空間を提供する。</p> <p>〔事業計画〕 ・各中学校区において、地域の育成団体が主体となり、週休日を中心に学校施設を活用した講座中心の活動を促進、支援する。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 「ふれあい合校」コーディネート事業	
<p>〔事業概要〕 学校教育の中で、公民館クラブ員が技術指導を行いながら、子どもとクラブ員が交流する新しい形の学習、様々な取り組みを促進、支援する。</p> <p>〔事業目的〕 子ども達が、向上心のある大人とふれあいながら、心豊かな精神を育む機会を提供する。 公民館クラブ員が身につけた技術を社会に還元し、高い自己実現を図る機会を提供する。</p> <p>〔事業計画〕 ・学校教育の中で、公民館クラブ員が技術指導を行いながら、子どもとクラブ員が交流する新しい形の学習、様々な取り組みを促進、支援する。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 学習支援ボランティア人材バンク推進事業	
<p>〔事業概要〕 学校内外の子どもの教育活動を支援する人材を育成し、生涯学習情報提供システムに登録する。</p> <p>〔事業目的〕 人材情報の登録・集積をし、多様な子どもの活動、取り組みが実施できる条件整備を行う。</p> <p>〔事業計画〕 ・学校内外の子どもの教育活動を支援する人材を育成し、生涯学習情報提供システムに登録する。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 愛郷活動コーディネート事業	
<p>〔事業概要〕 学校及び学校周辺地域の歴史的物品を集め、整理、保存、展示する。</p> <p>〔事業目的〕 学校区の地域住民が、学校への愛着を深めることができる。 歴史的物品を保存していくことができる。 子どもの郷土学習の資料作りがきっかけとなり、学校愛、郷土愛を増進することができる。</p> <p>〔事業計画〕 ・学校及び学校周辺地域の歴史的物品を集め、整理、保存、展示する。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課

<b>事業名</b> 図書館事業	
<b>細事業名</b> 図書館ボランティア活用事業	
<p>(事業概要) ボランティアに対する講座研修の実施 ボランティアを活用した、おはなし会や対面朗読などの図書館事業の実施 ボランティアを活用し、さわる絵本や録音図書などの資料を作成する。</p> <p>(事業目的) ボランティアのスキルアップ おはなし会、対面朗読などの充実を図る。 さわる絵本や録音図書などの資料の充実を図る。</p> <p>(事業計画) ・ボランティア研修講座の開催 ・ボランティア定例会への支援 ・おはなし会、対面朗読の実施 ・さわる絵本や録音図書等の資料を作成</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 図書館
<b>細事業名</b> 読書振興事業	
<p>(事業概要) 読書振興のための講座や講演会などを実施する。</p> <p>(事業目的) 講座や講演を通して市民に読書の楽しさを知ってもらう。 図書館になじみのない人にも足を運んでもらう機会をつくる。</p> <p>(事業計画) ・講演会、人形劇等の開催</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 図書館
<b>事業名</b> 図書館ネットワーク事業	
<b>細事業名</b> 公民館ネットワーク事業	
<p>(事業概要) 公民館と図書館をオンラインシステムと配本車で結ぶ。 公民館図書を選定・購入し、書誌情報も管理する。</p> <p>(事業目的) 市内8公民館のどこでも本の予約・貸出・返却ができるようにする。 図書館システムとしてバランスのとれた蔵書をつくる。</p> <p>(事業計画) ・配本車の運行 ・計画的な公民館図書資料の購入 ・公民館図書室担当者への研修及び指導</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 図書館
<b>細事業名</b> 自動車文庫事業	
<p>(事業概要) 市内26ヶ所の巡回地区を、それぞれ2週間に1回自動車文庫で巡回する。</p> <p>(事業目的) 図書館、公民館図書室の利用が困難な地域住民に、身近で図書館サービスを提供する。</p> <p>(事業計画) ・市内26ヶ所を自動車文庫で巡回</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 図書館

## 2 市民文化

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

<b>事業名</b> 文化振興事業	
<b>細事業名</b> 文化振興事業補助事業( )	
〔事業概要〕 財団法人河内長野市文化振興財団が行う文化事業に対して補助金の交付を行う。	
〔事業目的〕 市内でも芸術文化の鑑賞機会を提供し、市民に対して安価で良質な公演などを提供することで文化の更なる振興を図る。	
〔事業計画〕 ・河内長野市文化振興財団に対する補助金交付及び事業実施支援	
<b>担当部</b> 市民文化部	<b>担当課</b> 生涯学習推進室
<b>細事業名</b> 文化振興財団支援事業( )	
〔事業概要〕 財団法人河内長野市文化振興財団に対して人件費の補助を行う。	
〔事業目的〕 財団法人河内長野市文化振興財団に必要な人件費の補助を行い、財団の運営に必要な人員を確保することで、文化振興事業の推進を図るとともに、文化会館の適切な管理運営を行うことで、市の文化振興に寄与する。	
〔事業計画〕 ・市立文化会館の管理運営を実施する財団法人河内長野市文化振興財団に対する補助金交付	
<b>担当部</b> 市民文化部	<b>担当課</b> 生涯学習推進室
<b>事業名</b> 文化施設維持保全事業	
<b>細事業名</b> 市立文化会館維持保全事業( )	
〔事業概要〕 市立文化会館の重要備品改修計画を策定し、それをもとに改修を実施する。	
〔事業目的〕 市立文化会館の舞台・音響・照明等重要備品について、計画的に定期的な更新を行うことで、突発的なトラブルによる人的・物的な損失を未然に防ぎ、安全で信頼度の高い会館の運営を行う。	
〔事業計画〕 ・市立文化会館重要備品等の改修計画策定 ・市立文化会館の重要備品等の維持保全	
<b>担当部</b> 市民文化部	<b>担当課</b> 生涯学習推進室

<b>事業名</b> 文化振興計画推進事業	
<b>細事業名</b> (仮称)文化振興計画策定事業( )	
<p>(事業概要)  (仮称)河内長野市文化振興計画を策定し、魅力ある文化的な都市の形成、文化・芸術の振興、文化の視点からとらえた総合的なまちづくりを目指す。</p> <p>(事業目的)  河内長野市第3次総合計画に基づき、(仮称)河内長野市文化振興計画を策定することで、河内長野市の文化振興施策の指針とする。</p> <p>(事業計画)  ・(仮称)河内長野市文化振興計画策定</p>	
<b>担当部</b> 市民文化部	<b>担当課</b> 生涯学習推進室
<b>事業名</b> 学習活動支援事業	
<b>細事業名</b> 文化祭事業	
<p>(事業概要)  キックス、ラプリーホールを中心に、市民が日頃行っている芸術・芸能・文化活動の成果を広く一般に公開する。</p> <p>(事業目的)  市民の文化活動の発表の場と、高度な芸術文化に親しみ自己啓発を図る場を提供する。</p> <p>(事業計画)  ・キックス、ラプリーホールを中心に、市民が日頃行っている芸術・芸能・文化活動の成果を広く一般に公開する。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>事業名</b> 社会教育関係団体支援事業	
<b>細事業名</b> 女性団体支援事業	
<p>(事業概要)  社会教育団体の中の女性団体に対して、女性が地域で活躍できるための指導者養成を行うなど、指導助言及びその育成を行う。</p> <p>(事業目的)  地域における女性の地位向上のための活動や、男女共同参画社会の実現のための取り組みを支援する。</p> <p>(事業計画)  ・社会教育団体の中の女性団体に対して、女性が地域で活躍できるための指導者養成を行うなど、指導助言及びその育成を行う。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>事業名</b> 伝統芸術振興事業	
<b>細事業名</b> 各種芸術振興事業	
<p>(事業概要)  団体との共催による各種公演等の企画、開催及び事務手続きを行う。  ・各種芸術公演の企画  ・各種芸術公演の開催  ・各種団体との交渉、事務手続き  ・公演事業の委託</p> <p>(事業目的)  各種芸術に身近にふれあう機会を提供する。</p> <p>(事業計画)  ・9月実施予定</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課



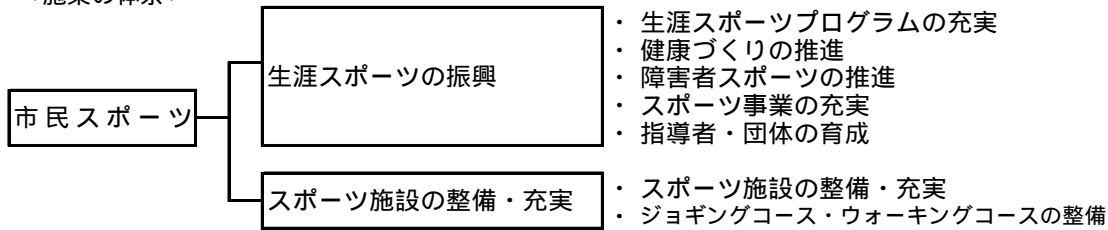
<b>事業名</b> 文化財保存事業	
<b>細事業名</b> 国指定文化財保存事業( )	
<p>(事業概要) 国指定文化財の所有者が実施する文化財の点検、修理、修復等の事業に対して国、府とともに補助金を交付する。</p> <p>(事業目的) 国、府、市の円滑な補助金交付手続きを行う。 所有者の負担を軽減し、国指定文化財の保存の推進を行う。</p> <p>(事業計画) ・(国史跡)金剛寺境内土塀保存修理補助事業 ・(重要文化財)摩尼院書院保存修理補助事業 ・(重要文化財)烏帽子形八幡神社本殿防災施設事業</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 府指定文化財保存事業( )	
<p>(事業概要) 府指定文化財の所有者が実施する文化財の点検、修理、修復等の事業に対して府とともに補助金を交付する。</p> <p>(事業目的) 府、市の円滑な補助金交付手続きを行う。 所有者の負担を軽減し、府指定文化財の保存の推進を行う。</p> <p>(事業計画) ・(府指定)金剛寺21棟保存修理補助事業 ・(府指定)観心寺禎本院他保存修理事業 ・他管理補助事業</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 市指定文化財保存事業( )	
<p>(事業概要) 市指定文化財の所有者が実施する文化財の点検、修理、修復等の事業に対して補助金を交付する。</p> <p>(事業目的) 市の円滑な補助金交付手続きを行う。 所有者の負担を軽減し、市指定文化財の保存の推進を行う。</p> <p>(事業計画) ・(市指定)天神社保存修理補助事業 ・(市指定)西代村絵図保存修理事業 ・他管理補助事業(・補存継承事業)</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>事業名</b> 文化財普及啓発事業	
<b>細事業名</b> 情報誌発刊事業	
<p>(事業概要) 市が調査を行った文化財や文化財の紹介記事を掲載する文化財情報誌を発刊する。</p> <p>(事業目的) 文化財情報を紙面上で市民に伝える。</p> <p>(事業計画) ・文化財情報誌「仁深野」の年1回の発刊</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課

<b>細事業名</b> 考古館展示事業	
<p>(事業概要) 市内から出土した埋蔵文化財を展示するための企画や展示解説パネルを作成し展示設営を行う。また、展示開催の広報及び展示解説会を開催する。</p> <p>(事業目的) 展示及び解説により埋蔵文化財を広く周知する。</p> <p>(事業計画) ・年4回、展示内容を変えて実施する。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 資料館講座事業	
<p>(事業概要) 市の歴史・民俗について関連する学習講座を企画、広報し開催する。</p> <p>(事業目的) 市の歴史・民俗についての学習機会を提供する。</p> <p>(事業計画) ・年1回実施</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 考古館講座事業	
<p>(事業概要) 市内で調査された埋蔵文化財について学習するための講座を企画、広報し開催する。</p> <p>(事業目的) 市内の埋蔵文化財についての学習機会を提供する。</p> <p>(事業計画) ・年3回実施</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 資料館特別展事業	
<p>(事業概要) テーマを設定し、資料館館蔵品だけでなく市内、市外からも収集し展示する。展示会の企画、展示品の収集、広報及び展示作業。</p> <p>(事業目的) 文化財にふれあう機会を充実させ、市内の文化財の価値・重要性を市民に啓発する。</p> <p>(事業計画) ・年1回秋季実施</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課
<b>細事業名</b> 文化財保護講座事業	
<p>(事業概要) 文化財保護について学習するための講座を企画、広報し開催する。</p> <p>(事業目的) 市民に国民的財産である文化財の保護についての学習機会を提供する。</p> <p>(事業計画) ・年2回実施</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 社会教育課

<b>細事業名</b> 文化財ボランティア育成事業( )	
<p>(事業概要) 文化財の保護、活用、啓発、調査に参加するボランティアを養成するための講座を企画、広報し講座を開催する。</p> <p>(事業目的) 文化財の保護、活用、啓発、調査に参加するボランティアを養成する。</p> <p>(事業計画) ・年10回実施</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	社会教育課
<b>細事業名</b> 文化財特別公開事業( )	
<p>(事業概要) 市内に残されている文化財で日常公開されていないものを一定期間市民に公開するための企画、折衝、広報などを行う。</p> <p>(事業目的) 市内に残された貴重な歴史的遺産を後世に伝えていく。</p> <p>(事業計画) ・秋季10日間実施</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	社会教育課
<b>事業名</b>	市史編修事業
<b>細事業名</b> 河内長野市史編修及び発刊事業( )	
<p>(事業概要) 歴史的価値のある史料を収集・保管し、その成果を「河内長野市史」として刊行する。 長期にわたって編纂事業を進めてきた市史の本文編第3巻を刊行する。 ・市史収集 ・執筆委員会の開催</p> <p>(事業目的) 河内長野市の歴史記録を残すため、第3巻本文編の発行。</p> <p>(事業計画) ・平成16年3月末刊行予定</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	社会教育課
<b>事業名</b>	文化財指定事業
<b>細事業名</b> 市内未指定文化財調査委託事業( )+B4317	
<p>(事業概要) 未指定の文化財を調査し、調査表の作成、写真の撮影などを行う。</p> <p>(事業目的) 未指定の文化財の分布や保存状態を把握し、保護の措置をとるための基礎資料を作る。</p> <p>(事業計画) ・調査書作成 ・写真撮影 など</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	社会教育課

### 3 市民スポーツ

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

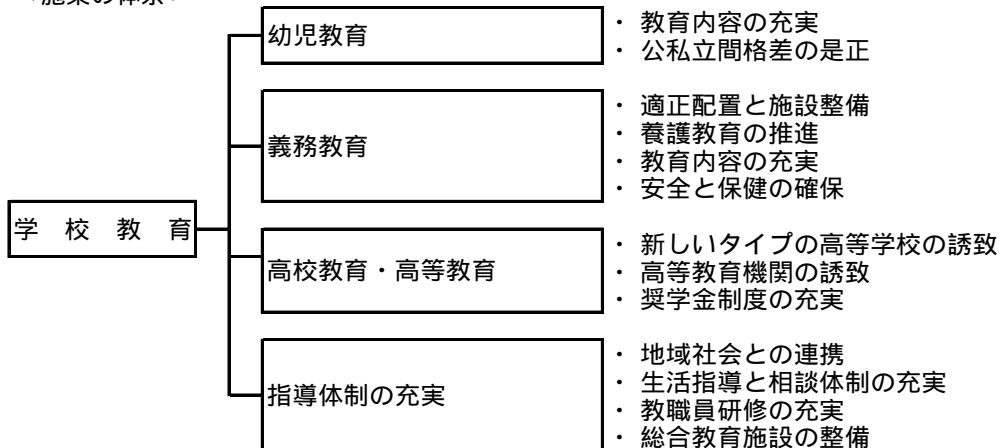
<b>事業名</b>	生涯スポーツ振興事業		
<b>細事業名</b>	市民スポーツレクリエーション祭開催事業		
<b>〔事業概要〕</b>	「市民スポーツ・レクリエーション祭」及び関連事業を9月～11月にかけて開催する。		
<b>〔事業目的〕</b>	市民誰もが体力、年齢、技術、興味などに応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる機会を提供する。 市民の健康づくり及び親睦を深めるため、スポーツ・レクリエーションの活性化を図る。		
<b>〔事業計画〕</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民スポーツ・レクリエーション祭の開催</li> <li>・ 各種教室、講習会の開催</li> </ul>		
<b>担当部</b>	教育部	<b>担当課</b>	市民スポーツ課
<b>細事業名</b>	地域スポーツ振興事業		
<b>〔事業概要〕</b>	各地域が中学校区内に総合型地域スポーツクラブを設立するための支援を行う。		
<b>〔事業目的〕</b>	長野中学校区内に総合型地域スポーツクラブを設立する。		
<b>〔事業計画〕</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会開催</li> <li>・ 総合型地域スポーツクラブ設立総会開催</li> </ul>		
<b>担当部</b>	教育部	<b>担当課</b>	市民スポーツ課
<b>事業名</b>	競技スポーツ振興事業		
<b>細事業名</b>	大阪府総合体育大会派遣事業		
<b>〔事業概要〕</b>	「大阪府総合体育大会」(12種目実施)に選手を派遣する。		
<b>〔事業目的〕</b>	ハイレベルの大会に参加することによりスポーツ意欲の高揚を図るため。		
<b>〔事業計画〕</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府総合体育大会の参加運営</li> </ul>		
<b>担当部</b>	教育部	<b>担当課</b>	市民スポーツ課
<b>細事業名</b>	市民体育祭開催事業		
<b>〔事業概要〕</b>	市民総参加のできるスポーツ大会(15種目)を4月～9月にかけて開催する。		
<b>〔事業目的〕</b>	市民が総参加できる体育・スポーツ大会を開催することによりスポーツをする機会を市民に提供するとともに市民の健康と体力の向上に努める。		
<b>〔事業計画〕</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民体育祭の開催(総合開会式の開催、種目別大会の開催)</li> </ul>		
<b>担当部</b>	教育部	<b>担当課</b>	市民スポーツ課

<b>細事業名</b> 河内長野シティマラソン事業	
〔事業概要〕 河内長野シティマラソン大会の開催	
〔事業目的〕 ランニング意欲の高揚を図り、参加機会を提供する。	
〔事業計画〕 ・河内長野シティマラソン大会の開催	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	市民スポーツ課
<b>事業名</b>	スポーツ普及啓発事業
<b>細事業名</b> 市民健康づくり事業	
〔事業概要〕 「河内長野健康の日」事業の実施 市民ペタンク大会の開催 軽スポーツ並びに市民体操普及事業の実施 スポーツ愛好者の組織化	
〔事業目的〕 市民が気軽にスポーツを楽しめる機会の提供を図る。 自主的なスポーツ活動の促進を図る。	
〔事業計画〕 ・市民健康スポーツラリー、市民参加型スポーツイベントの開催 ・ニュースポーツの紹介と普及 ・地域職場での市民体操の普及	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	市民スポーツ課
<b>細事業名</b> スポーツ普及啓発事業	
〔事業概要〕 気軽に参加できるスポーツ用品の貸し出しなど	
〔事業目的〕 スポーツを身近なものとして、普及啓発を図る。	
〔事業計画〕 ・軽スポーツ用具の貸し出し ・軽スポーツ講習会の開催	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	市民スポーツ課
<b>細事業名</b> 南河内スポーツ振興事業	
〔事業概要〕 南河内地区市町村の連携及び調整 南大阪駅伝競走大会の開催	
〔事業目的〕 南河内地区各市町村市民スポーツ行政の連携を図る。 南河内地域のスポーツ振興を図る。	
〔事業計画〕 ・「南大阪駅伝競走大会」の開催(於:富田林市PL教団内)	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	市民スポーツ課

<b>細事業名</b> 市民スポーツ教室開催事業	
〔事業概要〕 各種スポーツ教室の開催	
〔事業目的〕 教室を通じて親子のふれあい、参加者間の交流を図る。 中高齢者が体を動かすことへの親しみ生涯スポーツへの取り組みの足がかりとする。 市民にトレーニング室を安全かつ効果的に利用してもらう。 健康、体力づくりへの相談及び事故防止のため。	
〔事業計画〕 ・親子スポーツ教室 ・中高齢者健康づくり教室 ・トレーニング講習会、トレーニング相談 ・スポーツ医事相談の開催 ・スポーツ栄養相談の開催	
担当部	教育部
担当課	市民スポーツ課
<b>事業名</b>	学校開放事業
<b>細事業名</b> 高校校庭開放事業	
〔事業概要〕 市内府立高校校庭の開放	
〔事業目的〕 「スポーツ活動を通じて、府民の健康保持と体力の向上をはかる」という大阪府の主旨に基づき府立高校を開放し、市民スポーツの振興、健康保持及び体力の向上を図る。	
〔事業計画〕 ・校庭開放 府立高校2校	
担当部	教育部
担当課	市民スポーツ課
<b>細事業名</b> 学校体育施設開放事業	
〔事業概要〕 市立小中学校体育施設の開放 学校開放運営管理委員会の育成	
〔事業目的〕 校区住民の自発的、自主的なスポーツの場を提供し、市民スポーツの振興を図るとともに地域の身近なコミュニケーションづくりに寄与する。	
〔事業計画〕 ・校庭開放 小学校14校 中学校7校 ・屋内運動場開放 小学校14校	
担当部	教育部
担当課	市民スポーツ課
<b>事業名</b>	スポーツ施設整備事業
<b>細事業名</b> スポーツ施設整備事業	
〔事業概要〕 スポーツ施設13箇所について、設備を含めた改修と共に、施設の機能向上を図る。	
〔事業目的〕 スポーツ施設の整備・充実を図る。老朽化や消耗、機能低下に対する改修を促進することによりスポーツ環境の改善を図る。	
〔事業計画〕 ・烏帽子形公園プールの水槽補修 ・下里総合運動場のトイレ新設	
担当部	教育部
担当課	市民スポーツ課

## 4 学校教育

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

<b>事業名</b> 遠距離通学費助成事業	
<b>細事業名</b> 遠距離通学費補助(高向小)	
<p>(事業概要) 滝畑地域から当該小学校に通学する児童のバス通学定期代の補助。6カ月定期代10分の10を年2回補助</p> <p>(事業目的) 学校の統廃合で遠距離通学となった児童の保護者に対し通学費負担の軽減を図る。</p> <p>(事業計画) ・9人に対して支給する。</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課
<b>細事業名</b> 遠距離通学費補助(西中)	
<p>(事業概要) 滝畑地域から当該中学校に通学する生徒のバス通学定期代の補助。3カ月定期代の2分の1を年4回補助。</p> <p>(事業目的) 学校の統廃合で遠距離通学となった生徒の保護者に対し通学費負担の軽減を図る。</p> <p>(事業計画) ・10人に対して支給する。</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課
<b>細事業名</b> 遠距離通学費補助(川上小)	
<p>(事業概要) 川上地域から当該小学校に通学する児童のバス通学定期代の補助。6カ月定期代の10分の10を年2回補助。</p> <p>(事業目的) 学校の統廃合で遠距離通学となった児童の保護者に対し通学費負担の軽減を図る。</p> <p>(事業計画) ・21人に対して支給する。</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課

<b>細事業名</b> 遠距離通学費補助(東中)	
<p>(事業概要) 天見地域・川上地域から当該中学校に通学する生徒の電車・バス通学定期代の補助。3カ月定期代の2分の1を年4回補助。</p> <p>(事業目的) 学校の統廃合で遠距離通学となった生徒の保護者に対し通学費負担の軽減を図る。</p> <p>(事業計画) ・54人に対して支給する。 また、少子化対策分(同一世帯2人以上の場合、最年長者以外に10分の10)として、4人に対して支給する。</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課
<b>事業名</b> 養護教育推進事業	
<b>細事業名</b> 肢体不自由児童・生徒通学用タクシー借り上げ	
<p>(事業概要) センター校である長野小及び長野中の肢体不自由学級に通学する児童生徒のタクシー送迎。 往路 保護者と児童生徒を迎えに行き学校へ、保護者を自宅へ 復路 保護者を迎えに自宅へ、学校で児童生徒を乗せ、両者を自宅へ 教育課程による授業、校外学習及び課外活動に利用</p> <p>(事業目的) 肢体不自由児童生徒の教育を受ける権利の保障及び保護者の経済的、肉体的負担の軽減を図る。</p> <p>(事業計画) ・肢体不自由児童2人生徒3人 そのほか救急時に学校から病院に送迎する。</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課
<b>細事業名</b> 養護教育就学奨励事業(小)	
<p>(事業概要) 養護学級の児童の保護者で、負担の能力の程度に応じて、学用品費等の必要経費を支給する。</p> <p>(事業目的) 保護者の経済的負担を軽減し、もって養護教育の振興を図るため、国の補助基準に準じ補助を行う。</p> <p>(事業計画) ・54人に対して支給する。</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課
<b>細事業名</b> 養護教育就学奨励事業(中)	
<p>(事業概要) 養護学級の生徒の保護者で、負担の能力の程度に応じて、学用品費等の必要経費を支給する。</p> <p>(事業目的) 保護者の経済的負担を軽減し、もって養護教育の振興を図る。</p> <p>(事業計画) ・22人に対して支給する。</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課



<b>事業名</b> 私立幼稚園幼児教育振興助成事業	
<b>細事業名</b> 私立幼稚園幼児教育振興助成事業	
〔事業概要〕 私立幼稚園の設置者に、幼児教育の振興及び就園児保護者負担の軽減となる事業を対象に助成金を交付する。	
〔事業目的〕 幼稚園の地域における幼児教育に関する取り組みの充実と保護者負担の軽減を図る。	
〔事業計画〕 ・10園に各500,000円以内で交付。	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課
<b>事業名</b> 幼稚園就園支援事業	
<b>細事業名</b> 市外私立幼稚園在籍園児就園助成金支給事業	
〔事業概要〕 市外の私立幼稚園に在籍する5歳児の保護者に、助成金を支給する。	
〔事業目的〕 保護者の経済的負担の軽減を図る。	
〔事業計画〕 ・20人に対して支給する。	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課
<b>細事業名</b> 私立幼稚園在籍園児保護者給付金支給事業	
〔事業概要〕 市内の私立幼稚園に在籍する保護者に対し、保護者負担の軽減を図るため、給付金を支給する。	
〔事業目的〕 保護者負担の軽減に資することを目的とする。	
〔事業計画〕 ・3歳児570人、4歳児877人及び5歳児883人合計2,330人に対して支給する。	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課
<b>細事業名</b> 私立幼稚園就園奨励費支給事業	
〔事業概要〕 私立幼稚園(市内・市外)に在籍する保護者に、国の基準に基づき家庭の所得に応じて就園奨励費を支給する。	
〔事業目的〕 保護者の所得状況に応じて経済的負担の軽減を図るとともに、公私立幼稚園間の保護者負担の格差を是正する。	
〔事業計画〕 ・1,813人に対して支給する。生活保護世帯等182人、所得割非課税世帯90人、所得割8,800円以下106人、所得割102,100円以下1,435人	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課
<b>事業名</b> 余裕教室活用計画推進事業	
<b>細事業名</b> 小学校余裕教室活用計画策定事業	
〔事業概要〕 新学習指導要領や特色ある学校づくりに対応した、施設づくりの方針を定め、結果余裕となった教室について余裕教室活用計画の策定を行う。	
〔事業目的〕 児童の減少により生じた余裕教室の積極的な活用を図るとともに新学習指導要領や特色ある学校づくりに対応した学校施設の質的整備を促進する。	
〔事業計画〕 ・学校施設整備方針策定 ・余裕教室数の明確化 ・余裕教室活用計画策定研究会の開催	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課

<b>事業名</b>	学校(園)施設大規模改造事業		
<b>細事業名</b>	小学校大規模改造事業		
	<p>(事業概要) 概ね20年を経過した小学校8校について、床、壁、天井、屋根など設備も含め全面改修するとともに耐震性能の向上を図る。</p> <p>(事業目的) 経年により通常発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置及び建物の用途変更に伴う改装などの大規模改造を促進することにより、教育環境の改善を図り、もって学校教育の円滑な実施に資するとともに建物の耐久性の確保を図る。</p> <p>(事業計画) ・市立加賀田小学校屋内運動場大規模改造工事 ・市立楠小学校校舎大規模改造工事(第1期)</p>		
<b>担当部</b>	教育部	<b>担当課</b>	教育総務課
<b>細事業名</b>	中学校大規模改造事業		
	<p>(事業概要) 概ね20年を経過した中学校4校について、床、壁、天井、屋根など設備も含め全面改修するとともに耐震性能の向上を図る。</p> <p>(事業目的) 経年により通常発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置及び建物の用途変更に伴う改装などの大規模改造を促進することにより、教育環境の改善を図り、もって学校教育の円滑な実施に資するとともに建物の耐久性の確保を図る。</p> <p>(事業計画) ・市立長野中学校校舎大規模改造工事(第4期) ・市立千代田中学校校舎大規模改造工事(第1期)</p>		
<b>担当部</b>	教育部	<b>担当課</b>	教育総務課
<b>事業名</b>	学校空調設備整備事業		
<b>細事業名</b>	小学校空調設備整備事業		
	<p>(事業概要) 小学校の音楽室、会議室に空調設備の整備を行う。</p> <p>(事業目的) 夏季期間などにおける温度、湿度による児童の学校施設環境の充実及び教職員の職場環境の改善を図り、もって教育の円滑な実施に資するため。</p> <p>(事業計画) ・市立小山田小学校音楽室空調設備設置工事 ・市立加賀田小学校音楽室空調設備設置工事 ・市立南花台東小学校音楽室空調設備設置工事 ・市立美加の台小学校音楽室空調設備設置工事</p>		
<b>担当部</b>	教育部	<b>担当課</b>	教育総務課
<b>事業名</b>	千代田小学校校舎増築事業		
<b>細事業名</b>	千代田小学校校舎増築事業		
	<p>(事業概要) 千代田小学校の校舎増築を行う。</p> <p>(事業目的) 児童数の増加に伴い、教室不足(教室数及び面積)を解消するため校舎の増築を行い学校施設の整備充実を図り、もって教育の円滑な実施に資する。</p> <p>(事業計画) ・増築用地取得(2,125㎡) ・校舎増築(鉄骨造2階建 新世代型学習空間4~16教室) ・既設校舎改修</p>		
<b>担当部</b>	教育部	<b>担当課</b>	教育総務課

<b>事業名</b> 特殊教育設備整備事業	
<b>細事業名</b> 小学校特殊教育設備整備事業	
<p>(事業概要) 当該年度に新設養護学級のある学校を対象とし、種別に応じた品目により設備整備をする。</p> <p>(事業目的) 障害に適応した教育を実施する上に必要となる設備を整備し、もって特殊教育の振興に資する。</p> <p>(事業計画) ・知的障害2学級</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課
<b>事業名</b> 理科教育等設備整備事業	
<b>細事業名</b> 小学校理科教育等設備整備事業	
<p>(事業概要) 理科・算数に関する教育のための設備を整備する。</p> <p>(事業目的) 理科・算数に関するための設備を整備することをもって理科教育等の振興を図る。</p> <p>(事業計画) ・理科2校</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課
<b>細事業名</b> 中学校理科教育等設備整備事業	
<p>(事業概要) 理科・数学に関する教育のための設備を整備する。</p> <p>(事業目的) 理科、数学教育のための設備を整備することをもって、理科教育等の振興を図る。</p> <p>(事業計画) ・理科2校</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課
<b>事業名</b> 学校図書館等充実事業	
<b>細事業名</b> 小学校図書整備事業	
<p>(事業概要) 「学校図書館図書標準」を目標に、計画的に図書整備を行う。</p> <p>(事業目的) 図書館基準を充足し、もって児童生徒の健全な教養を育成する。</p> <p>(事業計画) ・学校図書を整備する。</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課
<b>細事業名</b> 中学校図書整備事業	
<p>(事業概要) 「学校図書館図書標準」を目標に、計画的に図書整備を行う。</p> <p>(事業目的) 図書館基準を充足し、もって児童生徒の健全な教養を育成する。</p> <p>(事業計画) ・学校図書を整備する。</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	教育総務課

<b>事業名</b>	<b>学校排水施設整備事業</b>		
<b>細事業名</b>	<b>学校排水施設整備事業</b>		
	<p>(事業概要) 市立天野小学校及び西中学校の学校敷地内の排水処理設備、排水先を別ルートにするための排水管の整備など施設整備を実施する。</p> <p>(事業目的) 市立天野小学校及び西中学校の学校排水(雨水・汚水)について排水施設の整備を図り、適正な学校施設の維持管理を行う。</p> <p>(事業計画) ・市立天野小学校・西中学校排水施設整備工事</p>		
<b>担当部</b>	<b>教育部</b>	<b>担当課</b>	<b>教育総務課</b>
<b>事業名</b>	<b>学校(園)設備安全対策事業</b>		
<b>細事業名</b>	<b>小学校設備安全対策事業</b>		
	<p>(事業概要) 小学校設備に係る安全対策 ・ガス事業者の調査結果によりガス配管の改修の実施 ・消防設備定期点検結果により消防設備の改修の実施 ・外壁調査診断業務を実施後、年次計画を策定し外壁改修の実施</p> <p>(事業目的) 学校施設を安心、安全に利用するため各種調査結果に基づき設備の改修工事を実施し、もって教育の円滑な実施に資する。また、避難場所として防災機能を充実するため。</p> <p>(事業計画) ・市立楠小学校ガス配管改修工事 ・市立千代田小学校他5校外壁調査診断業務 ・市立小山田小学校他7校外壁調査診断業務</p>		
<b>担当部</b>	<b>教育部</b>	<b>担当課</b>	<b>教育総務課</b>
<b>細事業名</b>	<b>中学校設備安全対策事業</b>		
	<p>(事業概要) 中学校設備に係る安全対策 ・ガス事業者の調査結果によりガス配管の改修の実施 ・消防設備定期点検結果により消防設備の改修の実施 ・外壁調査診断業務を実施後、年次計画を策定し外壁改修の実施</p> <p>(事業目的) 学校施設を安心、安全に利用するため各種調査結果に基づき設備の改修工事を実施し、もって教育の円滑な実施に資する。また、避難場所として防災機能を充実するため。</p> <p>(事業計画) ・市立長野中学校ガス配管改修工事 ・市立長野中学校他3校外壁調査診断業務 ・市立加賀田中学校他2校外壁調査診断業務</p>		
<b>担当部</b>	<b>教育部</b>	<b>担当課</b>	<b>教育総務課</b>
<b>事業名</b>	<b>学校施設耐震診断事業</b>		
<b>細事業名</b>	<b>小学校施設耐震診断事業</b>		
	<p>(事業概要) 小学校7校の校舎の耐震性能を把握するため耐震診断(1次診断)を行う。</p> <p>(事業目的) 小学校施設の耐震性能の把握</p> <p>(事業計画) ・市立千代田小学校他1校耐震診断(1次診断)業務(市立長野小学校) ・市立小山田小学校他2校耐震診断(1次診断)業務(市立天野小学校・市立高向小学校) ・市立加賀田小学校他1校耐震診断(1次診断)業務(市立楠小学校)</p>		
<b>担当部</b>	<b>教育部</b>	<b>担当課</b>	<b>教育総務課</b>

<b>細事業名</b> 中学校施設耐震診断事業	
〔事業概要〕 中学校4校の校舎の耐震性能を把握するため耐震診断(1次診断)を行う。	
〔事業目的〕 中学校施設の耐震性能の把握	
〔事業計画〕 ・市立長野中学校耐震診断(1次診断)業務 ・市立東中学校他1校(市立千代田中学校)耐震診断(1次診断)業務 ・市立西中学校耐震診断(1次診断)業務	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 教育総務課
<b>事業名</b> 学校教育支援事業	
<b>細事業名</b> CAP事業	
〔事業概要〕 人権教育の一環として、暴力防止プログラムに沿ったロールプレイやディスカッションを通して虐待、暴力行為、いじめなどに対処する方法を小学校5年生に学習させる。	
〔事業目的〕 子どもたちが学習することによって自ら虐待、暴力行為、いじめなどに対処する方法を身につけることができる。	
〔事業計画〕 ・子ども参加型学習会(CAP)の実施	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> クラブ活動充実事業	
〔事業概要〕 小中学校に対しクラブ活動助成を行い、対外試合の交通費、クラブ活動に必要な消耗品、備品の補助を実施する。	
〔事業目的〕 心身の調和と発展をはかり、集団生活での協力を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。	
〔事業計画〕 ・小学校クラブ活動費の助成 ・中学校クラブ活動費の助成 ・クラブ活動報償	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> さわやかフレンド派遣事業	
〔事業概要〕 不登校やひきこもり状態にある子供に対して学生ボランティアを配置し、相談、対話、遊びなどを通じて、生徒の心の支えとなる活動を行う。	
〔事業目的〕 相談、対話、遊びなどを通して、子どもたちの情緒の安定を図るとともに、学校生活への適応や学校復帰のための援助を行う。	
〔事業計画〕 ・さわやかフレンドの派遣	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課

<b>細事業名</b> スクールカウンセラー派遣事業	
<p>〔事業概要〕 いじめや不登校の対応にあたって、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を学校で活用する。</p> <p>〔事業目的〕 児童生徒の問題行動等の解決を図ると共に、児童生徒が学校活動への適応や学校復帰をめざす。</p> <p>〔事業計画〕 ・スクールカウンセラーの配置</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> スクールリーダー育成事業	
<p>〔事業概要〕 学生ボランティアを中学校に派遣し、各部活動における技術指導を行う。</p> <p>〔事業目的〕 地域の学生ボランティアを活用し、部活動の活性化を図ると共に、生徒の技術向上及び意欲の向上を図る。</p> <p>〔事業計画〕 ・学生ボランティア指導員の派遣</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> 外国人講師による英語指導事業( )	
<p>〔事業概要〕 外国人講師の派遣による 中学校での英語指導の実施 小学校での英会話学習の実施</p> <p>〔事業目的〕 英語による「話す」「聞く」の実践的コミュニケーション能力を育成するとともに外国語や外国および日本の文化への興味関心を高める。</p> <p>〔事業計画〕 ・外国人講師7人の派遣</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> 帰国児童生徒等に対する相談体制の充実事業	
<p>〔事業概要〕 日本語ボランティア指導員が必要な外国人子女及び帰国子女に対する日本語指導教材の作成および適応指導の補助を行う。</p> <p>〔事業目的〕 市立学校園において、日本語指導が必要な外国人子女及び帰国子女に対する指導の充実を図り、学校への適応を促進する。</p> <p>〔事業計画〕 ・日本語ボランティア指導員の派遣</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> 小学校音楽鑑賞会事業	
<p>〔事業概要〕 小学校5年生を対象に、オーケストラ演奏会を実施する。</p> <p>〔事業目的〕 音楽的体験を通じて、心豊かな感性を育てる。</p> <p>〔事業計画〕 ・小学校5年生を対象にオーケストラ演奏会を実施する。</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課

<b>細事業名</b> 心の教室相談員派遣事業	
〔事業概要〕 大阪府から委託を受け「心の教室相談員」活用調査研究委託実施要領及び調査研究実施計画書に基づき、市内中学校で実施。	
〔事業目的〕 生徒たちが悩みなどを気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となり得るものを生徒の身近に配置し、生徒がゆとりを持てるような環境を提供することが必要であることから、心の教室相談員を配置し、その活用と効果に関する調査研究を行う。	
〔事業計画〕 ・心の教室相談員の配置	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	学校教育課
<b>事業名</b> 学校教育推進事業	
<b>細事業名</b> アクアネットプラン教育推進事業	
〔事業概要〕 地域に根ざした郷土学習や自然とのふれあい学習や石川水系に関する環境教育を実施する。	
〔事業目的〕 環境問題について理解を深めるとともに、環境保護などについての実践的態度を養うため。	
〔事業計画〕 ・地域に根ざした郷土学習や自然とのふれあい学習の推進および石川水系に関する環境教育の実施	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	学校教育課
<b>細事業名</b> いじめ・不登校対策委員会事業	
〔事業概要〕 いじめ、不登校などへの対策のための事例研究、情報交換、解決のための研究協議の実施 小中学校の教員、スクールカウンセラー等専門家を含めての会議の実施	
〔事業目的〕 いじめや不登校などについてその実態を把握し原因や背景を分析・考察し、指導方法などを検討、問題解決や発生を防ぐ手だてを考える。	
〔事業計画〕 ・いじめ・不登校対策委員会の開催	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	学校教育課
<b>細事業名</b> 広域連絡会事業	
〔事業概要〕 学校と関係機関などの役割分担や連携方法について、共通理解を図り、児童生徒の問題行動の状況や対応方法について、定期的に会合を行い、解決策を講じる。 問題行動の発生を防ぐために、問題事象についての分析や支援の在り方を協議し、具体的な方法を打ち出し、対応策を検討する。	
〔事業目的〕 児童生徒の問題行動について、その実態や背景を把握し早期解決を図るため、各関係諸機関との連携を深めるとともに、小中学校における生徒指導や相談活動の充実を図る。	
〔事業計画〕 ・広域連絡会の開催	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	学校教育課

<b>細事業名</b> 教育研究所事業	
<p>(事業概要) 教育課程についての研究と、各学校園の教職員で組織する各プロジェクトチームによる管外優良校視察研修を行う。</p> <p>(事業目的) 教育改革にむけた市内教職員の意欲の向上、および各学校園のレベルの向上を目指す。</p> <p>(事業計画) ・先進校視察</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> 教育問題懇談会事業	
<p>(事業概要) 学校・地域・関係団体等と連携、啓発、協力等を必要とする事項について懇談・協議等を行う。</p> <p>(事業目的) いじめや不登校などの生徒指導上の課題や新しい教育の方法などについて、学校、家庭、地域関係団体等への認識の向上を図ると共に、連携を強化し、子どもの教育の充実に資する。</p> <p>(事業計画) ・市教育問題懇談会及び各中学校区教育懇談会の設置</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> 教育フォーラム事業	
<p>(事業概要) 市内の公立学校園に勤務するすべての教職員を対象として研修を行う。</p> <p>(事業目的) 教育課題について実践的研究をすすめ、市内教職員の意識改革をはかり、各学校園での教育改革を推進するとともに、新しい教育課題などへの対応を図る。</p> <p>(事業計画) ・教育フォーラムの開催</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> 校外指導事業	
<p>(事業概要) 地域の人材を授業等に活用し、多様な教育活動を展開することや、地域で職業の体験を実施する。</p> <p>(事業目的) 新しい教育課題に対応するため、地域の教育力を活用し学習の深化を図るとともに、開かれた学校を推進する。</p> <p>(事業計画) ・地域人材の活用 ・職場体験学習の実施</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> 小中学校生活指導連絡協議会事業	
<p>(事業概要) 小中学校が連携して様々な問題行動について研究協議を実施する。 定期的な連絡会の実施や生徒指導に関する施設見学、研究会などを実施する。</p> <p>(事業目的) 問題行動、いじめ、不登校等、生徒指導全般についての問題解決を図る。</p> <p>(事業計画) ・小中学校生活指導</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課



<b>細事業名</b> 情報教育推進(小)事業	
<p>(事業概要) 教育用コンピュータソフトの整備充実 コンピュータを利用した教育の研究</p> <p>(事業目的) 情報化社会に主体的に対応できる能力の育成を図る。</p> <p>(事業計画) ・教育用コンピュータソフトの整備充実 ・コンピュータを利用した教育の研究</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> 情報教育推進(中)事業	
<p>(事業概要) 教育用コンピュータソフトの整備充実 コンピュータを利用した教育の研究</p> <p>(事業目的) 情報化社会に主体的に対応できる能力の育成を図る。</p> <p>(事業計画) ・教育用コンピュータソフトの整備充実 ・コンピュータを利用した教育の研究</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> 進路指導充実事業	
<p>(事業概要) 小中学校における進路指導活動への助成 高校進学合同説明会の実施</p> <p>(事業目的) 個々の生徒の能力・適性を的確に把握し、主体的な進路が選択できるように指導する。</p> <p>(事業計画) ・進路指導活動への助成 ・高校進学合同説明会の実施</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> 学校協議会事業	
<p>(事業概要) 学校評議員制度導入に向け、学校運営協議員のモデル実施(6校)を行う。</p> <p>(事業目的) 学校評議員制度の導入のため。</p> <p>(事業計画) ・学校運営協議員のモデル設置 ・学校評議員制度検討委員会の設置</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> モックルこども大学事業	
<p>(事業概要) 市内教職員・地域人材等がもつ特技や知識を学校教育外で活用する。(当面夏季休業中期間)</p> <p>(事業目的) 子どもたちの社会性や協調性を育み規範意識やコミュニケーション力を育てるため他者の生き方に出会う場や機会を確保する。</p> <p>(事業計画) ・モックルこども大学の開校</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課

<b>細事業名</b> 情報化促進事業( )	
<p>(事業概要) 情報アドバイザーを派遣し、教職員に対する研修など情報化対応能力育成のための支援を行う。コンピューターを利用した授業の支援を行う。</p> <p>(事業目的) 情報化社会に主体的に対応できる能力の育成を図る。</p> <p>(事業計画) ・情報アドバイザーの派遣</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> 国語力向上事業	
<p>(事業概要) 学力の基盤となる国語力の向上を図る為、読書活動も含め、総合的な取り組みを行う。国語力上の諸問題に関する情報収集、提案など</p> <p>(事業目的) 国語力の向上を図る。</p> <p>(事業計画) ・国語力向上委員会の設置</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>事業名</b> 学校図書館等充実事業	
<b>細事業名</b> 学校図書館司書充実事業	
<p>(事業概要) 読書活動充実のための司書教諭配置に向け、司書教諭の補助要員を配置する。</p> <p>(事業目的) 読書活動の活性化を図る。</p> <p>(事業計画) ・学校図書館司書の配置</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>事業名</b> 教育相談事業	
<b>細事業名</b> 教育相談室「やまびこ」事業	
<p>(事業概要) 子育てや教育に関する相談を電話や面談を通して、悩みや不安などにアドバイスなどを行うなど教育相談活動を実施する。</p> <p>(事業目的) 不登校、問題行動などについて、その実態に基づき解決を図る。</p> <p>(事業計画) ・教育相談室「やまびこ」の実施</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課
<b>細事業名</b> 適応指導教室事業	
<p>(事業概要) 適応指導教室を設置し、様々な原因で登校できない状況にある児童生徒への指導・援助・支援を行う。 カウンセリング研修会、事例研修会、保護者会の実施。入室に関しては、保護者の申し出により学校長が市教委に申請する。</p> <p>(事業目的) 学校と適応指導教室の連携を図る中で、様々な原因で登校できなくなっている児童生徒への指導、援助、支援を行うことで、学校復帰をめざす。</p> <p>(事業計画) ・適応指導教室の設置</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 学校教育課

<b>事業名</b> 奨学金給付事業	
<b>細事業名</b> 奨学基金の積立事業	
<p>(事業概要) 奨学基金に対して寄附があった場合、收受し奨学基金へ積み立てる。</p> <p>(事業目的) 市奨学金の財源確保</p> <p>(事業計画) ・寄附の奨学基金への積み立て</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	学校教育課
<b>事業名</b> 奨学金給付事業	
<b>細事業名</b> 奨学金給付事業	
<p>(事業概要) 経済的理由などにより高等学校・高等専門学校への就学が困難な生徒に対し奨学金を給付する。</p> <p>(事業目的) 教育の機会均等を得させるため。</p> <p>(事業計画) ・奨学金の給付(年額36,000円)</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	学校教育課
<b>事業名</b> 人権教育推進事業	
<b>細事業名</b> 人権啓発活動事業	
<p>(事業概要) 人権啓発冊子を作成・配布・活用する。</p> <p>(事業目的) 教職員をはじめ多くの教育関係者が人権に関わる問題を正しく理解し、自分の問題としてとらえることにより、人権感覚の意識の向上を図る。</p> <p>(事業計画) ・人権啓発冊子の作成、配布、活用 (人権教育の手引き)</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	学校教育課
<b>事業名</b> 人権教育研究会助成事業	
<b>細事業名</b> 人権教育研究会助成事業	
<p>(事業概要) 人権教育研究会への研究活動報告書作成に要する費用の助成を行う。</p> <p>(事業目的) 児童生徒の人権意識を高め、育てるために、教職員自らの人権感覚を磨き、高める。</p> <p>(事業計画) ・人権教育研究会への助成</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	学校教育課
<b>事業名</b> 主催人権研修事業	
<b>細事業名</b> 主催人権研修事業	
<p>(事業概要) 夏季一日研、人権教育講座・現地学習会の関係を通して研究を深める。</p> <p>(事業目的) 児童生徒の人権意識を高め、育てるために、教職員自らも人権感覚を磨き、高める。</p> <p>(事業計画) ・各種人権研修の開催</p>	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	学校教育課

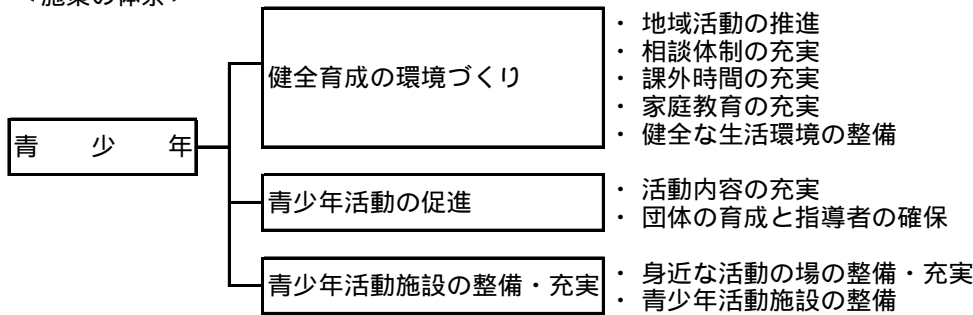
<b>細事業名</b>	<b>人権教育推進事業</b>		
(事業概要)	人権教育研究会活動への参加を通して、各市町村との交流を図る。		
(事業目的)	すべての教育活動を通じて人権尊重の視点に立ち、差別をしない差別を許さない実践力を身につけた児童・生徒の育成を図る。		
(事業計画)	・人権教育研究会などの研修会への参加		
<b>担当部</b>	<b>教育部</b>	<b>担当課</b>	<b>学校教育課</b>
<b>事業名</b>	<b>養護教育事業</b>		
<b>細事業名</b>	<b>保護者に対する交通費一部給付事業(小)</b>		
(事業概要)	市外の盲学校、ろう学校、養護学校及び市内の小学校に設置する養護学級に在籍する児童の保護者に対して交通費の一部給付金を支給する。		
(事業目的)	養護学校及び養護学級に在籍する児童の保護者に対して交通費の一部給付金を支給することにより保護者の負担の軽減を図り、もって福祉の向上に資する。		
(事業計画)	・保護者に対する交通費の一部給付金の支給		
<b>担当部</b>	<b>教育部</b>	<b>担当課</b>	<b>学校教育課</b>
<b>細事業名</b>	<b>養護教育充実(幼)事業</b>		
(事業概要)	障害児担当の補助教員を配置し、幼稚園児の教育及び保育を行う。		
(事業目的)	幼稚園児の教育及び保育を充実する。		
(事業計画)	・補助教員の配置		
<b>担当部</b>	<b>教育部</b>	<b>担当課</b>	<b>学校教育課</b>
<b>細事業名</b>	<b>養護教育充実(小)事業</b>		
(事業概要)	各小学校の養護学級に、児童の障害の程度に応じて介添員を配置、障害児理解のための研修会を実施、機能訓練の実施、就学指導委員会の設置及び活動を通じて個々に応じた指導の充実を図る。		
(事業目的)	一人ひとりの児童の障害に応じた適切な指導を推進するとともに、すべての児童が相互理解を図り、好ましい人間関係を育成する。		
(事業計画)	・介添員の配置 ・機能訓練・検診業務の実施 ・就学指導委員会の設置		
<b>担当部</b>	<b>教育部</b>	<b>担当課</b>	<b>学校教育課</b>
<b>細事業名</b>	<b>養護教育充実(中)事業</b>		
(事業概要)	各中学校の養護学級に、生徒の障害の程度に応じて介添員を配置、機能訓練の実施などを通して個々に応じた指導の充実を図る。		
(事業目的)	一人ひとりの生徒の障害に応じた適切な指導を推進するとともに、すべての生徒が相互理解を図り、好ましい人間関係を育成する。		
(事業計画)	・介添員の配置 ・機能訓練・検診業務の実施		
<b>担当部</b>	<b>教育部</b>	<b>担当課</b>	<b>学校教育課</b>

<b>細事業名</b> 保護者に対する交通費一部給付事業(中)	
〔事業概要〕 市外の盲学校、ろう学校、養護学校及び市内の中学校に設置する養護学級に在籍する生徒の保護者に対して交通費の一部給付を支給する。	
〔事業目的〕 養護学校及び養護学級に在籍する生徒の保護者に対して交通費の一部給付金を支給することにより保護者の負担の軽減を図り、もって福祉の向上に資する。	
〔事業計画〕 ・保護者に対する交通費の一部給付金の支給	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	学校教育課
<b>事業名</b>	開かれた学校推進事業
<b>細事業名</b>	ふれあい合校事業
〔事業概要〕 学校と公民館との交流活動を行う。	
〔事業目的〕 児童生徒の社会に貢献する精神や向上心など豊かな心を育む。 生涯学習活動で得た成果を子どもたちに還元し、自己実現を図る。	
〔事業計画〕 ・児童生徒と公民館クラブなど地域の方々との交流	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	学校教育課
<b>細事業名</b>	学校における花と緑でやすらぎ活動事業
〔事業概要〕 学校敷地内の余裕スペースを活用し、地域住民がボランティア活動として花づくりを行う。	
〔事業目的〕 花づくり活動を通じて 学校環境の向上と共に、教育教材として活用する。 地域住民の方に学校施設で生涯学習を行ってもらえる場を提供する。	
〔事業計画〕 ・学校敷地内の余裕スペースの提供	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	学校教育課
<b>事業名</b>	教職員資質向上事業
<b>細事業名</b>	学校教育研究推進活動事業
〔事業概要〕 新しい教育諸課題に対処するため、個に応じた指導のための指導内容や指導方法についての研究など実践的な研究を推進する研究学校を委嘱し、助成を行う。	
〔事業目的〕 自ら学ぶ力を育成するとともに基礎基本の確実な定着をはかるための授業改善、および新しい教育課題に対応した様々な教育活動を展開する教育課程の工夫など実践的な研究を進める。	
〔事業計画〕 ・研究学校への助成	
<b>担当部</b>	教育部
<b>担当課</b>	学校教育課

<b>細事業名</b> 教職員研修事業	
〔事業概要〕 教職員の自己啓発意欲を高め、実践的指導力向上のため、研修を行う。	
〔事業目的〕 教職員の自己啓発意欲を高め、その資質向上を図る。	
〔事業計画〕 ・教職員研修の実施 ・評価・育成システムの実施	
担当部	教育部
担当課	学校教育課
<b>細事業名</b> 研修助成事業	
〔事業概要〕 教職員の研修費用に対して助成を行う。	
〔事業目的〕 教職員の研修を奨励し、資質と実践的指導力の向上を図る。	
〔事業計画〕 ・校内研修への助成 ・教育研究会活動助成	
担当部	教育部
担当課	学校教育課
<b>事業名</b>	学校給食推進事業
<b>細事業名</b> 学校給食推進事業	
〔事業概要〕 学校給食会への中学校ミルク給食加工委託 学校給食会の食材費の補助 給食センターの運営に関する重要な事項を調査審議する運営委員会の運営 学校栄養職員の資質向上及び学校給食の調査研究を図るための各協議会への参加	
〔事業目的〕 中学校ミルク給食の飲用率向上を図る。 学校給食会へ食材費を補助することにより給食の多様化等を図る。 小学校児童への給食指導により偏食等を少なくし、残食率の低減を図る。 学校給食衛生管理基準(文部科学省)に基づき栄養職員が衛生管理を円滑に遂行する。	
〔事業計画〕 ・学校給食会への中学校ミルク給食加工委託 ・学校給食会の食材費の補助 ・給食センターの運営に関する重要な事項を調査審議する運営委員会の運営 ・学校栄養職員の資質向上及び学校給食の調査研究を図るための各協議会への参加	
担当部	教育部
担当課	学校教育課
<b>事業名</b>	給食センター施設整備事業
<b>細事業名</b> 給食ドライシステム改修事業	
〔事業概要〕 「ウエットシステム」調理方式から「ドライシステム」調理方式への施設改修並びに老朽化した施設設備の保全改修を行う。 衛生環境及び衛生管理の強化 作業効率及び作業環境の強化 調理機械等の耐久性向上と老朽化した施設の更新	
〔事業目的〕 「学校給食衛生管理の基準」に適合した施設の強化を図る。	
〔事業計画〕 ・給食ドライシステム改修など	
担当部	教育部
担当課	学校教育課

## 5 青少年

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

<b>事業名</b> 青少年活動促進事業	
<b>細事業名</b> 青少年国際交流事業	
<p>(事業概要) 青少年の海外派遣の実施及び青少年リーダーを中心とした受入れプログラムの立案、環太平洋地域の青年の受入れ</p> <p>(事業目的) 青少年が国際的な視野を持つ人間として成長するよう、青少年に対する国際交流の機会を提供する。</p> <p>(事業計画) ・環太平洋地域青年交流事業への派遣(環太平洋地域)及び受入れ</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 青少年課
<b>細事業名</b> 青少年指導者育成事業	
<p>(事業概要) 青少年育成者に対する研修を実施する。</p> <p>(事業目的) 青少年に対する指導・補導体制の充実及び青少年育成者の資質向上を図る。</p> <p>(事業計画) ・青少年指導者育成研修会の実施</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 青少年課
<b>細事業名</b> 青少年地域交流事業	
<p>(事業概要) 市青少年指導員連絡協議会に委託し、自然とのふれあい、体験学習、様々な人々との交流の機会を与える等の青少年育成活動(キャンプ等)を行う。</p> <p>(事業目的) 青少年の、よりたくましい力の育成及び能力を発揮する機会の充実</p> <p>(事業計画) ・キャンプ等を通じた自然体験学習、世代間交流、地域間交流</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 青少年課

<b>細事業名</b> 青少年教室等開催事業(活動センター)	
〔事業概要〕 青少年を主な対象とし、様々な体験学習を取り入れた教室を開催する。	
〔事業目的〕 児童の健やかな成長のための、学校・家庭以外での同世代との交流や、児童の社会性、創造性、協調性を養うための、様々な体験学習の場を提供する。	
〔事業計画〕 ・土・日を中心とした一泊二日型の体験学習事業の実施	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 青少年課
<b>細事業名</b> 子どもの居場所再生事業	
〔事業概要〕 青少年センターの持つ機能を利用し、子ども達を対象としたプログラムを実施する。	
〔事業目的〕 完全学校週5日制の実施に伴い、子ども達の居場所を提供する。	
〔事業計画〕 ・毎月2回、土曜日に青少年センターで実施	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 青少年課
<b>事業名</b> 青少年健全育成地域活動促進事業	
<b>細事業名</b> こども会育成事業	
〔事業概要〕 市こども会育成連合会に委託し、スポーツ活動、文化活動、地域子ども会活性事業及び指導者育成者研修を実施し、リーダー養成のためのスクールを開催する。	
〔事業目的〕 地域子ども会の育成及び子ども会指導者、リーダーの養成	
〔事業計画〕 ・スポーツ大会、クリスマスイベント等の中央活動、地域活動、研修活動、広報活動の実施	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 青少年課
<b>細事業名</b> 青少年健全育成事業	
〔事業概要〕 青少年健全育成に係る市民啓発活動、市民大会、広報活動、研修・講演会、パトロール等の環境浄化活動を実施する。	
〔事業目的〕 家庭、学校、地域社会が一体となった青少年の健全育成	
〔事業計画〕 ・青少年健全育成市民大会の開催、啓発活動の推進、環境浄化運動の推進、地域青少年健全育成活動の推進、国際交流の実施研修、講演会の開催	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 青少年課
<b>細事業名</b> 青少年非行防止対策事業	
〔事業概要〕 青少年指導者に対する研修、広報活動、スポーツ文化活動等の実施	
〔事業目的〕 青少年を取り巻く有害な環境を浄化し、健やかに育つ環境づくりの推進を図る。	
〔事業計画〕 ・青少年指導者の研修、広報活動、文化・スポーツ活動の実施	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 青少年課



<b>事業名</b> 青少年対策普及・啓発・相談事業	
<b>細事業名</b> 子どもセンター事業	
<p>(事業概要) 情報誌やホームページを通じて体験活動機会や家庭教育の支援に関する情報を収集・提供する。</p> <p>(事業目的) 子どもの地域における様々な体験活動を充実させ、家庭教育を支援する体制を整備する。</p> <p>(事業計画) ・情報収集、情報誌発行、相談窓口、ホームページによる各種情報の発信</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 青少年課
<b>細事業名</b> 子ども放送局事業	
<p>(事業概要) 市民交流センター内に衛星通信を利用した教育情報通信ネットワークシステムを設置し、衛星放送を通じ、子どもの体験活動情報等を提供する。</p> <p>(事業目的) 地域社会における体験活動の充実を図る。</p> <p>(事業計画) ・子ども放送局の番組の放送、番組の録画</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 青少年課
<b>事業名</b> 成人のつどい事業	
<b>細事業名</b> 成人のつどい事業	
<p>(事業概要) 新成人を祝う式典の開催及び新成人の集う場所の提供</p> <p>(事業目的) 新しく成人を迎える青年を祝福する。</p> <p>(事業計画) ・成人のつどいの開催</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 青少年課
<b>事業名</b> 放課後児童会運営事業	
<b>細事業名</b> 放課後児童会運営事業	
<p>(事業概要) 保護者が昼間家庭にいない小学1年生から3年生を対象に、授業終了後、夏休み等に市内の小学校内等にある専用施設において、その健全な育成をはかる事業を実施する。</p> <p>(事業目的) 適切な遊び及び生活の場を与え、安全かつ健全な児童の育成を図る。</p> <p>(事業計画) ・市内13小学校で開設</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 青少年課
<b>事業名</b> 放課後児童会施設整備事業	
<b>細事業名</b> 放課後児童会施設整備事業	
<p>(事業概要) 施設の新規建設及び既存施設の充実</p> <p>(事業目的) 待機児童の解消及び既存施設の充実</p> <p>(事業計画) ・千代田、三日市、長野、小山田の新規施設の建設 ・既存施設の改修、充実</p>	
<b>担当部</b> 教育部	<b>担当課</b> 青少年課

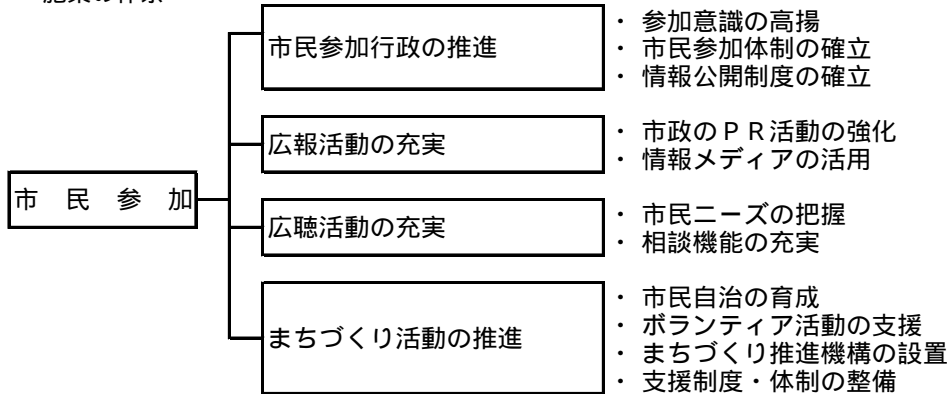
# 第 7 章

# 計 画 実 現 の 方 策

市民参加のまちづくりをすすめていくとともに、公共と民間の協働関係づくりや新たな行政課題に対応する行政システムの構築、効率的な行財政運営などに努め、総合的、計画的な行政を推進します。

## 1 市民参加

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

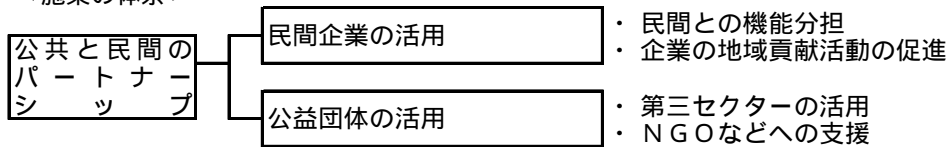
事業名	ボランティア活動推進事業		
細事業名	ボランティア活動啓発交流促進事業( )		
(事業概要)	ボランティア活動啓発交流促進事業をかわちながのボランティア活動推進委員会に委託して実施する。		
	ボランティア活動に関する情報の収集提供		
	市民やボランティアグループへの学習機会の提供		
	市民やボランティアグループ間の交流促進		
(事業目的)	ボランティア活動に対する社会的理解の醸成や参加の機会づくりを図る。		
	ボランティアに関するネットワークづくりの促進を図る。		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動に関する情報の収集提供</li> <li>・ 市民やボランティアグループへの学習機会の提供</li> <li>・ 市民やボランティアグループ間の交流促進</li> </ul>		
担当部	市民文化部	担当課	生涯学習推進室
細事業名	ボランティアとの協働促進に関する指針策定事業( )		
(事業概要)	市民、ボランティア団体、学識経験者等を含めた組織と庁内組織を立ち上げ、ボランティアとの協働促進に関する指針を策定する。		
(事業目的)	ボランティア活動活性化を図り、市民参加を進め、分権型のまちづくりをめざしたボランティアとの協働促進のあり方を整理し、施策を総合的計画的に推進するため。		
(事業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアとの協働促進にむけ、現状把握・課題の整理作業を行いながら、支援・協働のあり方、施策の方向性、推進の仕組み等について検討する。</li> <li>・ 市民、ボランティア団体、学識経験者等を含めた組織と庁内組織を立ち上げ、「ボランティアとの協働促進に関する指針」を策定する。</li> </ul>		
担当部	市民文化部	担当課	生涯学習推進室

<b>事業名</b> 広報事業	
<b>細事業名</b> 「広報かわちながの」発行事業	
<p>(事業概要) 市政情報などをA4版約32ページの紙面に編集して毎月一回発行</p> <p>(事業目的) 市政の動きを迅速・正確に伝え、市民と市政との間により良い相互理解と信頼関係を築く。</p> <p>(事業計画) ・DTPを活用した広報紙の編集および発行</p>	
担当部	企画総務部
担当課	広報広聴課
<b>細事業名</b> 「声の広報かわちながの」事業	
<p>(事業概要) 視覚障害者に対し広報かわちながのに掲載した内容をカセットテープに録音し、毎月1回郵送</p> <p>(事業目的) 視覚障害者に対し市政情報などを届ける。</p> <p>(事業計画) ・視覚障害者に対し広報かわちながのに掲載した内容をカセットテープに録音し、毎月1回郵送</p>	
担当部	企画総務部
担当課	広報広聴課
<b>細事業名</b> LED電光表示板「ふれあいニュース」事業	
<p>(事業概要) 市政情報などをLED電光表示板に「ふれあいニュース」と題して放映</p> <p>(事業目的) 市政の動きを迅速・正確に伝え、市民と市政との間により良い相互理解と信頼関係を築く。</p> <p>(事業計画) ・河内長野駅前ノバティながの南館の壁面と市役所1階市民課前にLED電光表示板を設置し、市からのお知らせなどを放映</p>	
担当部	企画総務部
担当課	広報広聴課
<b>細事業名</b> ホームページ事業	
<p>(事業概要) 市政情報などを市のホームページを開設して発信</p> <p>(事業目的) 市政の動きを迅速・正確に伝え、市民と市政との間により良い相互理解と信頼関係を築く。</p> <p>(事業計画) ・インターネット上に市のホームページを開設し、市役所での手続き案内やイベント・講座情報、各種申請書のダウンロードサービス、市条例、市議会議事録などを掲載</p>	
担当部	企画総務部
担当課	広報広聴課
<b>事業名</b> 広聴事業	
<b>細事業名</b> 市長との対談事業	
<p>(事業概要) 広報紙で募集した市民と市長との対談会(年3回)の実施 小学4年から6年生を対象とした「市長と話そう!!のびのびキッズトーク」 市民一般を対象とした市政懇談会「ふれあい・夢トーク」 新成人を対象とした新春対談会「市長と語ろう20歳の夢」</p> <p>(事業目的) 市長が、直接市民のみなさんの意見や提案を聴き今後の施策の参考とする。</p> <p>(事業計画) ・小学4年から6年生を対象とした「市長と話そう!!のびのびキッズトーク」 ・市民一般を対象とした市政懇談会「ふれあい・夢トーク」 ・新成人を対象とした新春対談会「市長と語ろう20歳の夢」</p>	
担当部	企画総務部
担当課	広報広聴課

<b>細事業名</b> 相談事業	
<p>〔事業概要〕  行政相談：行政に対する苦情・要望・意見を聴く。(月2回)  法律相談：市民生活にかかわる法的知識を必要とする問題に応じる。(毎週金曜日)  登記相談：土地の分・合筆や財産相続に関する相談に応じる。(年4回)  くらしの総合相談：各分野にわたる相談に応じる。(年2回)</p> <p>〔事業目的〕  行政で直接対応できない民事問題等の相談に応える。</p> <p>〔事業計画〕  ・行政相談：行政に対する苦情・要望・意見を聴く。(月2回)  ・法律相談：市民生活にかかわる法的知識を必要とする問題に応じる。(毎週金曜日)  ・登記相談：土地の分・合筆や財産相続に関する相談に応じる。(年4回)  ・くらしの総合相談：各分野にわたる相談に応じる。(年2回)</p>	
<b>担当部</b>	企画総務部
<b>担当課</b>	広報広聴課
<b>細事業名</b> 市政アンケート事業	
<p>〔事業概要〕  20歳以上90歳未満の市民から無作為抽出2000人を対象にアンケートを実施する。</p> <p>〔事業目的〕  市民意識調査をする事により市民のニーズを把握し、市政に反映させる。</p> <p>〔事業計画〕  ・20歳以上90歳未満の市民から無作為抽出2,000人を対象に調査票を郵送し、返信用封筒で回収  ・毎回の行政全般に係る設問と年度毎に設けるテーマに係る設問  ・報告書の作成</p>	
<b>担当部</b>	企画総務部
<b>担当課</b>	広報広聴課
<b>細事業名</b> 市政オピニオンレポーター事業	
<p>〔事業概要〕  公募した20名に、それぞれの立場から市に対し建設的な意見を求める。</p> <p>〔事業目的〕  いろいろな立場の市民からの建設的な意見を聴取する。</p> <p>〔事業計画〕  公募した20名に、それぞれの立場から市に対し建設的な意見を求める。</p>	
<b>担当部</b>	企画総務部
<b>担当課</b>	広報広聴課
<b>事業名</b> 情報公開推進事業	
<b>細事業名</b> 会議の公開事業	
<p>〔事業概要〕  市の所管する審議会等を公開で行うため、制度を確立する。</p> <p>〔事業目的〕  審議会等の運営の透明性、公正性を確保し、市政への市民参加及び開かれた市政の実現を図る。</p> <p>〔事業計画〕  ・制度の確立</p>	
<b>担当部</b>	企画総務部
<b>担当課</b>	総務課

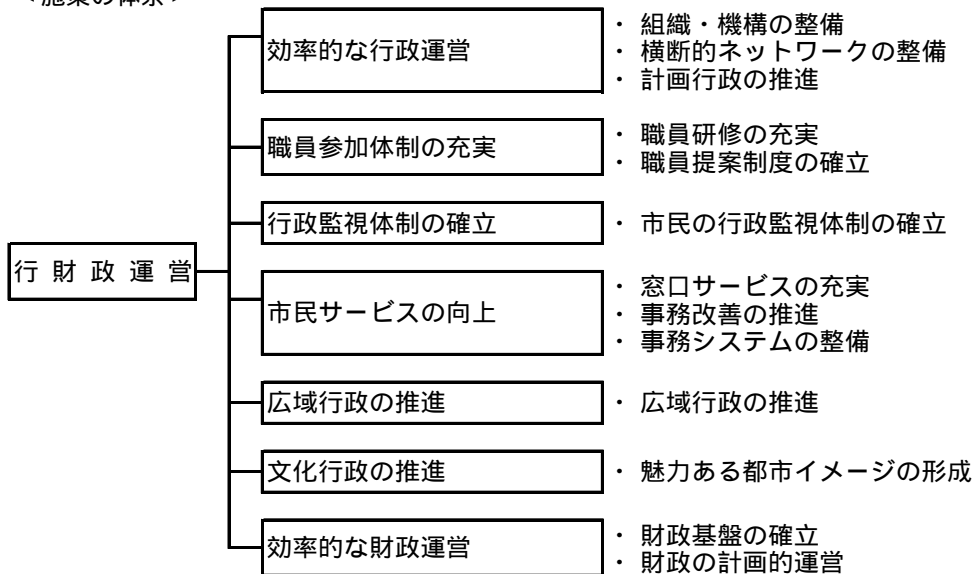
## 2 公共と民間のパートナーシップ

< 施策の体系 >



## 3 行財政運営

< 施策の体系 >



< 実施計画 >

事業名	住民基本台帳事務改善事業		
細事業名	住民基本台帳ネットワーク事業( )		
〔事業概要〕 住基ネットワークシステムを導入し、市町村の区域を越えた事務処理や国の機関等に対する本人確認情報のやり取りを行う。 市民からの申請により、住基カードを発行する。			
〔事業目的〕 高度情報通信社会や地方分権の流れに対応するとともに、住民サービスの向上と行政事務の簡素化を図る。			
〔事業計画〕 ・住民基本台帳ネットワークシステムの導入について、全国的な進行状況に合わせて、準備を進め、実施する。			
担当部	市民文化部	担当課	市民課

<b>事業名</b> 総合計画推進事業	
<b>細事業名</b> 実施計画策定事業	
<p>(事業概要) 第3次総合計画の基本計画に基づきハード事業(全部)、ソフト事業(新規・充実)について、次年度以降3年間の実施計画を策定する。</p> <p>(事業目的) 第3次総合計画の基本計画に定められた施策について、中長期的な財源計画に基づき計画的な実現を図る。</p> <p>(事業計画) ・毎年度ローリングによる3か年実施計画の策定(ハード事業・ソフト事業・要請事項を対象)</p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 政策推進室
<b>細事業名</b> 第4次総合計画策定事業	
<p>(事業概要) 第4次総合計画(平成18年度から)の策定に向けた諸作業を行う。</p> <p>(事業目的) 市政の実施にあたり、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める。</p> <p>(事業計画) ・総合計画策定のための基礎調査 ・策定委員会の開催 ・市民アンケートの実施 ・市民参加組織の設置 など</p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 政策推進室
<b>細事業名</b> 「行財政の現状と課題」冊子作成事業	
<p>(事業概要) 市の行政・財政状況の現状、実施施策を掲載した資料冊子を作成する。</p> <p>(事業目的) 市の行政・財政状況について、その現状を整理し、また、第3次総合計画に基づく実施施策を明らかにする。</p> <p>(事業計画) ・市の行財政にかかる最新の各種統計資料、各種指標等の掲載 実施計画に基づく平成15年度実施事業の掲載 など</p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 政策推進室
<b>事業名</b> 広域行政推進事業	
<b>細事業名</b> 南河内地域広域行政推進協議会事業	
<p>(事業概要) 広域行政需要に応えるため、南河内10市町村の連携をはかりながら、効率的・効果的かつ実現可能な共同事業を検討する。</p> <p>(事業目的) 南河内地域広域行政圏における広域行政の推進を図るため広域行政圏計画の策定及び当該計画に係る事務事業についての連絡調整を行う。</p> <p>(事業計画) ・第三次南河内地域広域行政圏計画に基づく広域課題の検討 ・第三次南河内地域広域行政圏計画実施計画(平成15年度～平成17年度)の作成 ・協議会・審議会等の開催 ・「河内ふるさとのみち」のPR など</p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 政策推進室

<b>細事業名</b> 河内長野市・橋本市・五條市広域連携協議会事業	
〔事業概要〕 広域幹線道路の整備促進のために行う陳情活動など、構成3市に共通する行政課題に対しての共同実施や新たな事業の研究を行う。	
〔事業目的〕 構成3市に共通する行政課題に対応しての共同実施による効率的な行政運営及び3市の資源PRによる市内・市外の住民の交流活性化を図る。	
〔事業計画〕 ・府県陳情活動の実施 ・総会や幹事会の開催 ・観光パンフレットによるPR など	
<b>担当部</b>	企画総務部
<b>担当課</b>	政策推進室
<b>事業名</b>	行政管理改善事業
<b>細事業名</b> 行政評価システム構築事業	
〔事業概要〕 行政サービスの成果・必要性・コスト・効率性の検証によるPLAN・DO・SEEサイクルの確立を行う。	
〔事業目的〕 事業の必要性や効果・効率性についての市民への説明責任の確保 コストと成果重視への職員の意識改革 事業の再構築や重点化などによる限られた資源の有効活用	
〔事業計画〕 ・評価指標の設定 ・システムの運用ルールの決定(事業優先基準や公表方法など) ・実施計画策定システムと統合したマネジメントシステムの構築	
<b>担当部</b>	企画総務部
<b>担当課</b>	政策推進室
<b>事業名</b>	職員の資質向上事業
<b>細事業名</b> 職員研修事業	
〔事業概要〕 研修総合計画及び研修実施計画に基づき、職員課主催研修、派遣研修、職場研修、自主研修を実施する等の施策を講じる。	
〔事業目的〕 高度・多様化する行政課題に的確に対応できるよう職員の能力開発及び資質の向上を図る。	
〔事業計画〕 ・職員課主催研修、派遣研修、職場研修、自主研修、専門研修の実施	
<b>担当部</b>	企画総務部
<b>担当課</b>	職員課
<b>事業名</b>	文化の日の式典事業
<b>細事業名</b> 文化の日の式典事業	
〔事業概要〕 11月3日の文化の日、ラプリーホールにて、市政発展への功労者、市政貢献者及び善行者に対し、表彰を行う。	
〔事業目的〕 市政への貢献及び善行が顕著な個人及び団体を表彰し、表彰状と記念品を贈りその労をねぎらうとともに、市政発展のための一層の尽力を促す。	
〔事業計画〕 ・式典・表彰の実施 ・審査会の実施	
<b>担当部</b>	企画総務部
<b>担当課</b>	秘書課

<b>事業名</b> 新年互礼会事業	
<b>細事業名</b> 新年互礼会事業	
〔事業概要〕 行政関係者を招待し、ラプリーホールにおいて新年互礼会を実施する。	
〔事業目的〕 行政関係者が一堂に会することで、限られた時間内において効率的に、年頭の挨拶を交わすことができる。	
〔事業計画〕 ・新年互例会の実施	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 秘書課
<b>事業名</b> 情報化推進事業	
<b>細事業名</b> 安全対策推進事業( )	
〔事業概要〕 データの破損、漏洩、滅失などの事故から電子データを保護するために必要な措置を講じる。	
〔事業目的〕 情報の漏洩、喪失から保護する。	
〔事業計画〕 ・データの滅失に備えたバックアップデータの遠隔地保管 ・サーバなどが設置された部屋の入退室管理の強化 ・庁内のデータ保護を包括的に規定した「セキュリティポリシー」の徹底	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 総務課
<b>細事業名</b> 情報化推進事業( )	
〔事業概要〕 情報を電子共有することで、事務の省力化が可能なシステムを導入する。 職員のITリテラシーの向上を図り、電子情報化を推進する。	
〔事業目的〕 ・全庁的な電子情報共有により重複する事務を省く。 ・グループウェアの基盤を整備する。	
〔事業計画〕 ・住民基本台帳ネットワークの2次稼働 ・必要な職員1人1台配置の実現のため、パソコン約100台の増設 ・庁内情報化の推進(グループウェアの検討) ・個人・組織認証基盤の検討 ・地理情報システムの利用の拡大 ・電子申請の検討	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 総務課
<b>細事業名</b> ネットワーク推進事業( )	
〔事業概要〕 電子情報を交換するためのネットワーク整備を推進する。	
〔事業目的〕 庁内をはじめとして、より広範囲な団体との電子情報の連携やシステム構築を行うための基盤整備	
〔事業計画〕 ・総合行政ネットワーク(LGWAN)の整備 ・ネットワーク接続施設の拡大(3ヶ所)	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 総務課



<b>事業名</b> 行財政改革推進事業	
<b>細事業名</b> 行政改革推進事業	
<p>(事業概要) 平成15年度からの新たな行政改革大綱及び大綱に沿った具体的な実施計画の策定 平成10年度からの現大綱における平成14年度までの進行管理と5年間の取りまとめ。</p> <p>(事業目的) 行政改革大綱に基づき、簡素で効率的な行政運営の確立と行政の役割の明確化を含めた市民との協働の推進によるまちづくりの推進</p> <p>(事業計画) ・行政改革実施計画の策定 ・実施計画に沿った進捗管理</p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 行財政改革推進室
<b>細事業名</b> 財政健全化方策策定事業	
<p>(事業概要) 平成14年度に策定した財政健全化計画(案)を基に、財政健全化計画並びに財政健全化計画実施計画を策定する。</p> <p>(事業目的) 税収入等の財源に見合った歳出構造の確立に向け、財政健全化を計画的に、着実に実行する。</p> <p>(事業計画) ・財政健全化計画の策定 ・財政健全化計画実施計画の策定 ・実施計画に沿った進捗管理</p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 行財政改革推進室
<b>事業名</b> 事務改善事業	
<b>細事業名</b> 職員提案事業	
<p>(事業概要) 職員が日常の職場や仕事に日頃抱いている意見やアイデアを自由に提案でき、得られた意見について実施も含めて検討する制度の実施</p> <p>(事業目的) 職員の研究心、政策形成能力及び勤労意欲を高めるとともに広範な政策の推進や、業務の能率の向上を図る。</p> <p>(事業計画) ・課題提案 ・自由提案</p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 総務課
<b>事業名</b> 財政運營業務改善事業	
<b>細事業名</b> 財務会計システム更新事業	
<p>(事業概要) 誰もが事務事業をコスト面からとらえることができる事業別予算の構築に伴い、それに対応した財務会計システムを平成14年度より導入。引き続き、財務会計システムの起債・決算統計等のシステム導入に係る調整を行う。</p> <p>(事業目的) 市が実施する事務事業に係るコストをとらえやすくする。</p> <p>(事業計画) ・新システムによる平成15年度事業別予算・予算執行を開始し、又、並行して起債システムのデータ移行や平成15年度決算統計に向けての調整も行う。現行の財務会計システムは平成15年度夏(平成14年度決算統計)まで並行して稼働させる。</p>	
<b>担当部</b> 企画総務部	<b>担当課</b> 財政課

事業名		選挙啓発事業	
細事業名		選挙啓発事業	
<p>(事業概要)</p> <p>選挙時啓発(街頭啓発・不在者投票案内整理・新成人の投票立会人選任など)に関する事  常時啓発(選挙啓発講演会の開催・明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施)に関する事  常時啓発(機関紙「白ばら」の発行)に関する事  常時啓発(他都市視察研修の実施)に関する事。</p> <p>(事業目的)</p> <p>市民が主権者として豊かな政治意識と高い選挙道義を身につける。  選挙人の自由な意思によって明るく正しい選挙が行われるよう、総合的な企画と推進を図る。</p> <p>(事業計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>選挙啓発の実施</li> </ul>			
担当部	総合事務局	担当課	選挙管理委員会事務局

河内長野市第3次総合計画

## 第6期実施計画

(平成15年度～平成17年度)

平成15年6月発行

発行 河内長野市企画総務部政策推進室  
印刷 〒586-8501 河内長野市原町396番地の3  
TEL 0721(53)1111 (代)

この冊子は再生紙を使用しています